

平成 24 年 第 3 回

高森町議会 9 月定例会会議録

平成 24 年 9 月 11 日 開会

平成 24 年 9 月 20 日 閉会



高 森 町 議 会

9月11日(火)

(第1日)

平成24年第3回高森町議会定例会（第1号）

平成24年9月11日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

8番 甲斐 正一君

9番 三森 義高君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （10日間）

自 平成24年9月11日

至 平成24年9月20日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月11日（火）	本会議	議案審議
9月12日（水）	休 会	
9月13日（木）	”	
9月14日（金）	”	
9月15日（土）	”	
9月16日（日）	”	
9月17日（月）	”	
9月18日（火）	”	
9月19日（水）	本会議	一般質問
9月20日（木）	”	委員長報告・採決

日程第 3 認定第 1号 平成23年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 報告第 1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全

- 化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第 4 9 号 高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5 0 号 高森町外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備について
- 日程第 8 議案第 5 1 号 高森町情報公開条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 5 2 号 高森町災害対策本部設置条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 5 3 号 高森町防災会議条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 5 4 号 平成 2 4 年度高森町一般会計補正予算について
- 日程第 1 2 議案第 5 5 号 平成 2 4 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 1 3 議案第 5 6 号 平成 2 4 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 1 4 議案第 5 7 号 平成 2 4 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 1 5 議案第 5 8 号 平成 2 4 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 1 6 議案第 5 9 号 平成 2 4 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 1 7 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

- | | | | |
|-----|-------|------|-------|
| 1 番 | 宇藤康博君 | 2 番 | 後藤三治君 |
| 3 番 | 興梶壽一君 | 4 番 | 芹口誓彰君 |
| 5 番 | 立山広滋君 | 6 番 | 森田勝君 |
| 7 番 | 田上更生君 | 8 番 | 甲斐正一君 |
| 9 番 | 三森義高君 | 10 番 | 後藤英範君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町長	草村大成君	教育長	佐藤増夫君
総務課長	村上源喜君	政策推進課長	甲斐敏文君
健康推進課長	岩下公治君	住民福祉課長	古澤建生君
税務課長	色見継治君	農林政策課長	佐藤武文君
建設課長	廣木富八君	会計課長	橋本和則君
教育委員会事務局長	後藤正三君	政策推進課審議員	服部信一郎君
建設課審議員	岩田秋広君	健康推進課長補佐	阿部恭二君
住民福祉課長補佐	佐藤幸一君	税務課長補佐	工藤英二君
農林政策課長補佐	後藤健一君	教育委員会事務局次長	沼田勝之君
代表監査委員	有働和幸君	監査事務局長	安方含君
総務課財政係長	岩下徹君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古庄良一君	議会事務局庶務係長	松本満夫君
--------	-------	-----------	-------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

まずもって、本日は9月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私、ご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

まずは、今日9月の定例会の開始ということでございますが、復旧の、現在まだ対策本部を設置しているわけでございます。議長にお願い申し上げまして、防災服での議場への参加をお願いをさせていただきました。お許しをいただきまして、誠にありがとうございます。お礼を申し上げる次第でございます。それと同時に9月定例会がこのように、晴天の中、初日がこのように晴れているということはまたひとつですね、明るい気分で復旧に向けて一歩進めるのではないかというふうに思っております。今、言ったように、現在、九州北部豪雨災害につきまして、復旧に全力で取り組んでるところでございます。先の臨時会でも申し上げましたが、行方不明者になっておられます1名の方につきましては、状況は変わっておりませんことをご報告を申し上げなければならないことは誠に残念でございます。また、台風15号が九州の西海上を通過いたしました但、現時点では災害も被害も無く安堵しているところでございますが、日々の備えを十分にすることは言うまでもないことですので、万全を期すよう職員に指示しているところでございます。

さて、町内のイベント関係で申し上げますと、風鎮祭も関係者のご努力により商工会を中心に盛り上げていただいたおかげをもちまして、賑わいを取り戻した祭りであったと思っております。このほか各地域で独自の、すなわち住民が主体となって本来の形であるお祭りの形、または納涼祭が行われるなど、地域のコミュニティーの形成に非常に大きな効果があがっているものではないかというふうに思っております。

一方、国政に目を向けますと、赤字国債発行に必要な特例公債法案の成立が見込めない中での国の予算執行の抑制ということもありまして、地方交付税が私たちにとって最も、この地方交付税の取り扱いが焦点のひとつでもあります但、市町村分に関しましては交付されるということで、安堵安心したところでございます。しか

しながら、道府県並みに交付されないといった場合を考えてみますと、先の災害の折、地方交付税の前倒し交付を高森町もお願いをいたしまして、1億4,000万円あまりが既に交付されておりますことから、やはり常に玉込めをする必要性がある。そしてやはりこれを続けていかなければならないという印象をもったところでございます。

今回ご提案申し上げましたのは、認定1件、報告1件、諮問1件、その他議案11件でございますが、ご審議の上、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げまして、ご挨拶といたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成24年第3回高森町議会定例会を開会いたします。なお、総務課課長補佐 東幸祐君からは公務出張のため、欠席届がっておりますので報告しておきます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番 甲斐正一君、9番 三森義高君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。

議会運営委員会に付託してありました本定例会の会期につきましては、本日9月11日から9月20日までの10日間と決定しております。

以上、報告します。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月20

日までの10日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 認定第1号 平成23年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（田上更生君） 日程第3、認定第1号、平成23年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について、代表監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 有働和幸君。

○代表監査委員（有働和幸君） おはようございます。

平成23年度の各会計の決算意見書を申し述べさせていただきます。その意見を申し上げる前に、ひと言申し上げたいことがございまして、お許しをいただきたいと思います。

平成23年度決算意見書の報告に入ります前に、昨年の一般会計歳入歳出決算の認定が認定されなかったことに対し、ひと言申し述べます。私も40数年間、行政事務に携わりました。またそれ以前の記録にも不認定の決定は記憶がございません。議会議員さんにおかれましては、大変な決断であったらとお察し申し上げます。本件は申すまでもなく、町道とは関係のない町道の新設、あるいは用地未確保にもかかわらず道路の改良工事がなされていたことの監査結果の指摘に対する議会の決定でございました。直ちに、地方自治法第100条に基づく行政事務調査特別委員会を設置され、長時間にわたりまして調査がなされ、調査の結果が平成24年第2回議会定例会において、委員長より報告がございました。委員長さんをはじめ、各委員の皆さま、大変ご苦労さまでございました。調査の結果の報告書をつぶさに閲覧させていただきました。内容について何も申すものではございません。私の好きな言葉であり、今日までことある毎に脳裏に浮かぶ言葉がございまして。それは『反省とは後悔することではなく、新しい生き方への転換である』、反省とは後悔することではなく、新しい生き方への転換である、以上、本件につきましては執行部及び議会議員皆さまの英知により、よりよい成果を期待するものであります。失礼しました。

それでは、平成23年度高森町各会計決算並びに財産の運用状況審査意見書を申し述べます。できるだけ簡潔に申し上げまして、非常に聞きにくい点もございましょうが、お許しをいただきたいと思います。

第1、審査の概要、1 審査の対象、(1)平成23年度高森町一般会計歳出歳入決算以下9項目について審査をいたしました。その審査の期間といたしましては、平

成24年8月21日から同月31日まででございます。審査の手続き、この決算審査にあたっては、地方自治法第233条の第2項の規定により、町長から提出された平成23年度歳入歳出決算書・歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況調書について関係法令に準拠して作成されているか確認し、これらの計数の正確性を検証するために関係諸帳簿、その他証書類との照合等、通常実施すべき審査手続きにより実施いたしました。

第2に審査の結果でございます。平成23年度一般会計及び特別会計の決算額は、第1表のとおりで、審査にあたっては前述の手続きにより詳細に審査したが、違法な点は見受けられず、各関係諸帳票、諸書類と合致しており、決算計数は正確であることを確認した。

また、予算の執行及び収入支出事項の処理については、適正であることを認めた。財産管理については、概ね良好でありました。第1表、歳入歳出決算状況でございます。これは、表の説明は省略させていただきます。

それから、次に、決算の概要及び予算執行について、一般会計歳入、歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源については、第2表及び第3表のとおりでございます。

次、5ページをお開きください。歳入状況な款について述べると次のとおりであります。

第1款、町税。町税は調定額5億9,470万円に対し、収入済額5億1,543万8,000円。収入未済額7,926万2,000円で、収納率は86.7%。前年度は90.1%となっております。収入済額においては、前年度と比べ2,128万4,000円の増であり、主な税額は、増税は固定資産税及びたばこ税でありました。固定資産税については、大口滞納があり、22年度との比較をすれば、2,242万円ほど滞納額が大幅に増加しております。決算審査時点においては、大口滞納者の収納を確認し、したがって、その収納に対する職員の労を多とするものであります。ここで、この収納につきましては、平成24年度にあたるわけでございますが、大口滞納者の収納状況について、その内容にふれさせていただきます。本年7月23日、22年度分の本税、延滞金、合計2,459万2,100円、23年度分の本税、延滞金、合計2,370万3,800円、トータルいたしまして、4,829万5,900円完納されております。ちょうど経営者の移行時期とはいえ、収納完了までの税務課長、同課長補佐をはじめ、税務課職員の努力、心労は計り知

れないものがあつたことと思います。本日、この席をおかりいたしまして、改めてその功績をたたえます。また24年度の固定資産税についても、新会社に対し、年度末までの収入を確認申請書なるものの提出により確約されておりまして、その成果を期待するものであります。

次、8ページをお開きください。歳出について申し述べます。歳出決算額は42億3,443万円で、第6表のとおりであります。

次、11ページをお開きください。11ページの末尾のほうですが、財産運営について。理想的な財産運営とは、財政の健全性を確保し、限られた財源を最も効率的に活用して、住民福祉の向上を図ることにある。理想的な財政運営を行うためには、その時代の要望に多様した行政目的の実現に最適なものであることが必要とされております。その財政運営の分析をするにあたっての基本原則・原則は、1つに、収支の均衡の保持をめざした画期的な財政運営が行われたか。2つに、財政構造の弾力性確保のため、確保の努力が十分になされていたか。3つに、行政水準の維持と向上のために、積極的な財政運営がなされていたか。以上、計画性、弾力性、積極性が上げられているが、以下これら3つの観点から、普通会計にかかる財政運営について、総合的検証の結果は次のとおりであります。以下、説明は省略させていただきます。

17ページをお開きください。以上で一般会計報告を終わりました、次、特別会計に入らせていただきます。

特別会計は、国民健康保険特別会計以下、6つの特別会計がございますが、縷々、各会計についての説明は省略させていただきます。

26ページをお開きください。特別会計について総合的に申し上げます。特別会計は申すまでもなく、独立採算制を基調とするもので、歳入の主なものは税及び使用料、手数料、保険料等、つまり料と国県支出金でございます。そこで、2つの特別会計について、未解決のまま今日に至っております。まず、国民健康保険特別会計不正事件については、本人の年間弁済を1円でも多く弁済するように促されるよう強く望みます。次に、介護保険特別会計における不適正請求事件については、今後も粛々と弁済を求めるとともに、今後の対応について、執行部において十分検討され議会と協議の上、結論を導かれるよう強く望みます。

次に申し上げることは、昨年申し上げましたが、特別会計のみならず一般会計にも共有することです。特別会計のウエイトが高いのであえてここで申し上げます。

税と料の徴収について、税は国税徴収法に基づく法律により徴収するものであり、したがって滞納整理もより簡易にできます。一方、料は民法の規定に基づくもので、滞納整理事務は裁判所を経由するなど複雑・困難でございます。そこで、税と税で執行される不納欠損処分が料においても、地方自治法第180条、これは先決処分の事項の委任事項事務でございますが、第180条に規定されている委任による専決処分事項の指定による適用が簡易にでき、不納欠損処分に過大な労費を費やすことをなくすことも今日の多様化する行政執行において必要ではないでしょうか。そのためには、債権管理条例なるものの制定が不可欠であり、今後、執行部において先進地等のノウハウを研鑽され、取り組まれてはいかかでしょうかと申し上げたところでございますが、昨年12月、町長から滞納整理に伴う各種事務の取り扱いについてとの指示を受け、今年4月に徴税等、滞納徴収関係内部検討委員会を立ち上げ、高森町徴税等収納対策プロジェクトチーム設置要綱を制定され、それに基づき構成員を組織し、滞納整理事務に取り組んでいるとの報告を受けました。その成果を大いに期待するものであります。

次に27ページの資金運用状況。平成23年度の各会計の資金運用状況は第30表のとおりでございます。

次29ページをお開きください。(2)の財産の管理状況でございます。1つ、有価証券出資による権利及び債権の管理運営状況は良好である。今後においても、公金預金の管理運用は自己責任が前提となるため、取り引き金融機関の経営状況を把握した上で、債権運用を含め、確実かつ有利な管理運用に努められたい。2つ、物品管理については、主管課である総務課に物品台帳の正本を備え、各課で使用保管すべき備品台帳副本を備え、それぞれ出納記録を行うこととされている。特に、課の統廃合の備品台帳整理について、一部未整理があったので早急に整理されるよう望む。物品は町の財産、言い換えれば町民の財産であり、使用及び保管については、慎重に対応されるよう強く望む。3つ、車両については、運転日誌等の整備はなされているが、今後も車両の点検を充実し、特に冬季の車両管理には十分注意をはからい、安全確保を図られたい。また、車両更新が行われ、新車両が見受けられるが、自身の車両との意識を持ち、行き届いた管理をされるよう強く望む。4つ、公共施設についても、管理状況及び利用状況により、廃止及び解体を計画され、廃止解体後の跡地利用等については、効率的利用を図られるよう充分調査検討を望む。

次、30ページでございます。基金、地方自治法第241条第1項前段により、

特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる目的で基金が積み立てているが、いずれも法令、条例に基づいて、適正な管理が行われていることを確認いたしました。

最後に結びに入りたいと思います。平成23年度、高森町一般会計及び特別会計決算並びに基金の運用状況審査の結果は、前記のとおり各会計決算及び基金ともに、係数に誤りなく、非違な点も見受けられず適正に処理され証拠書類も整備されており、会計経理は正確である。地方の経済状況の低迷から、平成21年度、22年度、23年度と地方交税交付金が微少ながら増額され、また地域活性化交付金等、臨時交付金が交付され、やや本町財政に余裕の兆しがみえたきらいもありましたが、平成23年3月11日に、東日本大震災が発生し未曾有の国難に陥り、またしても地方には大変厳しい財政運営が強いられることになりました。更に、先の国会において、あやまり消費増税が可決され、更なる住民の負担が大となり、ひいては地方財政に厳しい影響及ぼすことは火を見るよりも明らかであります。このような中、地方交付税交付金等に財源を頼る現状にある本町財政は、財政硬直化が進む中で今後いっそう厳しい財政運営が強いられる現状であり、多数の継続事業と7月12日のこれまでに経験したことがないような大雨が発生し、この復旧工事を控え、更には多様化する住民のニーズに対応しながら、活力ある町づくりを行っていくことが期待されております。そこで、就任後1年間の草村町政執行状況について、簡潔に申し述べさせていただきます。選挙公約で、個人の姿勢及び政策を掲げられました。わずか1年間とは言え、若さとノウハウを生かして、その実現に向かって粛々と取り組まれておられます。特に、優秀なスタッフを招致され、稼げる町づくり、稼げる観光立町等、実現に取り組まれておりますが、その成果を大いに期待するものであります。平成24年5月末現在の財政調整基金は12億1,706万9,000円であり、ここ数年プラスの傾向にあることはその努力を多といたします。しかしながら、一方、23年度末の起債残高は46億3,447万3,000円であり、今年度の公債償還金は7億905万8,000円で、うち利息が7,013万2,000円であります。行政と一概に比較はできないが、一般家庭の家計に置き換えた時、多額の預金があっても借金がその何倍もあれば何のメリットもございません。したがって万一に備え、ある程度の基金は必要不可欠であるが、預金金利ゼロの今日、高額の利息を支払うことは言い換えれば、財政圧迫の一因とも言えるし、今後後進につけをまわさない観点からも、繰上償還等一考されてはいかがでしょうか

か。更に財政硬直化が進む中、財政運営の改善に努力され、総合的な人事管理と行政経費の節約と施策の重点化並びに効率的執行を図り、健全財政の確保に努められ、本町の発展と福祉向上に寄与されるよう、慎重な対応と特段の努力を切望し、平成23年度決算の意見といたします。

更に、別添でございますが、平成23年度基金の運用状況審査意見書、平成23年度普通会計財政健全化及び水道事業会計経営健全化審査意見書を別添で添えておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。中の説明は省略させていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 有働監査委員さん、どうもありがとうございました。

代表監査委員の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） おはようございます。2番、後藤です。ただいま代表監査委員さんから、23年度の一般会計、特別会計の決算審査意見書を報告されましたけれども、1点だけご確認したいと思ひます。

ただいまの決算意見書の21ページをお開きいただきたいと思ひます。21ページは特別会計の介護保険特別会計について意見が明記されておりますが、ちょっと読み上げてみたいと思ひます。歳入総額9億118万9,000円、歳入総額ですね。前年対比1億6,497万9,000円ということで、22年度から22.4%の増というふうになっております。介護保険として異常な伸びを示しているなということで、ちょっと私も調べてみたんですが、私ども23年度介護保険特別会計の予算審議した総額は7億6,600万円だったと私、記憶しているんです。この差額、1億3,340万円、これはどういうものかなということでよく調べてみますと、22年度からの繰越明許額があったということで、あとで担当課長にお聞きしますが、それをできましたら、この文面に付け加えていただかないと、安易にですね、22年度から23年度に介護保険給付費が22%も伸びたというような認識に陥りがちです。そうなりますと、更に24年度はどうなるのかなと住民の方が懸念されると思ひます。そういったことで、そういった例えば建築予算等があるのであれば、この中に明記していただいでですね、本来の給付費の伸びをお示ししていただいた方がいいんじゃないかなということでお願いするものでございます。そういうことで、この財政等を担当されております、総務課長さんにどういうことなのか

をちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。私にということですので、本来特別会計は健康推進課でございますけれど、お答えさせていただきます。確かに、21ページを見ますと、対前年度比22.4%の増ということで記述がございます。この記述事項に関しましては、監査の方で書かれたことですので、私の方から書き加えるとかそういうことは出来ないということをご承知のことだろうと思っておりますけれども、内容につきまして私の方から説明をいたします。確かに、今言われましたのは、歳入の事項別明細で申しますと、238ページでございます県補助金の1億3,340万円、それと歳出の方は、246ページの総務費、その中の一般管理費の（繰越明許費）ということで、1億3,340万円同額が繰り越しの中で決算上出てきております。これにつきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、介護施設の「ひめゆり」に対します施設整備の県補助金であるというふうに私は認識しております。監査の報告書の中で、どのような表現をされるかということについては差し控えたいと思いますが、この中味につきましては以上のようなことでございます。

○議長（田上更生君） 代表監査委員 有働和幸君。

○代表監査委員（有働和幸君） ご指摘、ありがとうございます。今後は、より具体的に皆さんにご納得いただけるような文章を書きたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、各常任委員会に付託することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（田上更生君） 日程第4、報告第1号、地方公共団体の財政の健全化に関する

法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 報告第1号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてをただいまから説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関します法律、いわゆる健全化判断比率及び資金不足比率については、これはいわゆる破綻状態、レッドカードでございますけれども、破綻状態である財政再生とイエローカード、黄色の信号を示します早期健全化の2段階によって、地方自治体の健全化を示す指標として、平成19年6月に交付されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、導入された制度でございます。指標としましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標と、本町では公益企業事業はこれに該当することになりますけれども、簡易水道事業がこれにあたりますが、資金不足比率がございます。平成19年度から議会への報告が必要となっております、今回報告するところでございます。

平成23年度決算によりますと、4指標のうち、本町が該当しますのは、実質公債比率のみでございますけれども、早期健全化のための基準及び財政再生基準を下回っております。また、簡易水道事業にかかります資金不足比率につきましても、該当ございません。

以上でございますが、この件に関しましては、法の定めるところにより監査委員の審査を受けておりますので、審査結果に関する報告を付して、議会への報告いたします。以上でございます。

○議長（田上更生君） 本件は報告事項であります。質問があれば発言を許します。質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質問なしと認めます。

以上で、報告第1号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については終了します。

-----○-----

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（田上更生君） 日程第5、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見

を求めるについてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

現職の人権擁護委員の荒牧邦彦氏は、2期6年にわたり、人権擁護養成にご尽力、ご協力をいただいておりますが、平成24年12月31日をもって任期満了となるため、その後任として、高森町大字色見2652番地、岩下暢彦氏を推薦するものであります。同氏は現在、色見熊野座神社の宮司として勤められ、人格見識、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として最適任者であり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。ご決定をくださいますようお願いを申し上げ、ご提案と説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案につきましては、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第49号 高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第49号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） おはようございます。議案第49号でご提案申し上げ

ました、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正につきまして、ご説明いたします。

色見・高森東保育所及び高森保育園の入所児童の保育料にましましては、本条例におきまして、熊本県多子世帯子育て支援事業に基づき、免除規定を定めて運用をいたしているところでありますけれども、今回の改正は免除規定を明確化するために条文の調整を行うものでございます。

はじめに、熊本県多子世帯子育て支援事業につきましては、平成10年7月1日から施行されている事業でありまして、子育て負担の大きい多子世帯の保育料を軽減することにより、多子世帯の子育て支援を行うことを目的としておりますが、第3子以降の3才未満児を対象として、市町村が軽減または無料としている場合に、その2分の1を県が補助する制度でございます。多子世帯とは、18才未満の3人以上の児童を扶養している世帯のことを言いますけれども、本町におきましては、現在その全額を無料といたしております。改正の内容につきましては、新旧対照表により、説明をいたします。2枚目の最後の行から3枚目にかけてになりますけれども、備考を設けておりますが、備考の第3項の1号及び2号につきましては、免除対象者を明記するため、それぞれの条文調整を行い、改正するものでございます。第1号につきましては、免除対象者の規定を明確化するため、第3子以降の「3才未満児等」明記するものでございます。また、第2号は、同一世帯から3人以上の児童が保育所に入所している場合の免除対象者を「年齢にかかわらず、3人目以降の児童」というふうに明記をするものでございます。

以上ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第50号 高森町外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第50号、高森町外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備についてを議題とします

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 議案第50号でご提案申し上げました、高森町外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備につきましてご説明いたします。

今回の条例の整備につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成21年7月15日に公布され、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加えることになりました。このことに伴いまして、外国人登録法が廃止され、平成24年7月9日から施行されたため、関係条例の一部を改正し整備するものでございます。新旧対照表で内容についてご説明をいたします。

第1条は、高森町印鑑の登録及び証明に関する条例改正でございますが、印鑑の登録資格や登録申請における確認のための証明書の変更を行うものでございます。また、第5条の登録印鑑の規制につきましては、改正と合わせ、外国人住民の印鑑登録表記事項を新たに追加するものでございます。

第2条は、高森町子ども医療費助成に関する条例の一部改正でございますが、外国人登録法に関する事項を削除するものでございます。

第3条は、高森町出産祝金支給条例の一部改正でございますが、本則中の外国人登録事項を削除するものでございます。また合わせまして、出産祝い金の資格要件を明確化するため、「支給対象者」を「受給資格」に改め、受給者の資格、居住の要件、町税等の滞納要件について条文の調整を行うものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任理事に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なし認めます。したがって、議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第51号 高森町情報公開の条例の一部改正について

- 議長（田上更生君） 日程第8、議案第51号、高森町情報公開の条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 村上源喜君。

- 総務課長（村上源喜君） 議案第51号、高森町情報公開条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

情報公開につきましては、積極的に推進しているところでございますけれども、さまざまな情報公開をすることで、多くの住民の意見が反映されますことはいうまでもありません。今回の条例改正は、情報公開をより積極的に推進するために、関係機関の会議内容等につきましても開示する規定を設けるものでございます。関係機関の会議の公開につきましては、県下では現在6市町村が規定を設けているところでございます。

よろしくご審議の上、何とぞご賛同いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第52号 高森町災害対策本部設置条例の一部改正について

- 議長（田上更生君） 日程第9、議案第52号、高森町災害対策本部設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 議案第52号、高森町災害対策本部設置条例の一部改正について、提案理由の説明をします。

東日本大震災を受け、災害対策基本法が改正されました。内容につきましては、改正前は都道府県と市町村では同一の規定で災害対策本部の設置が定められておりましたのを、災害対策本部の所掌事務の見直し、明確化に関連して、新たに市町村を法第3条の2、第8項として、都道府県とは別個に規定が設けられましたので、そのために対策本部設置条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。これから、議案第52号、高森町災害対策本部設置条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、高森町災害対策本部設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第53号 高森町防災会議条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第53号、高森町防災会議条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 議案第53号、高森町防災会議条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号と同様の災害対策基本法の改正によるものでございます。現在、防災会議の所掌事務とされております、防災計画の作成及びその実施の推進のみなら

ず、今回は町長の諮問に応じ、町の地域にかかる防災に関する重要事項を審議することを加えました。そのことによりまして、幅広く防災会議において議論することを明確化したものでございます。

よろしくご審議の上、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。これから、議案第53号、高森町防災会議条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案については、原案のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、高森町防災会議条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（田上更生君） お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第11 議案第54号 平成24年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第11、議案第54号、平成24年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第54号でご提案いたしました、平成24年度高森町一般会計補正予算（第7号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものといたしましては、昭和61年まで旭通地区にごございました、南阿蘇畜産農業共同組合の旧家畜市場の跡地購入や阿蘇広域行政事務組合におけるRDF施設の修繕に伴う負担金の増額、また林道の新設に伴う測量設計の委託、更に豪雨災害に伴う復旧の追加経費などをごございまして、総額8,384万2,000円を増額し、予算の総額を41億4,040万6,000円とするものでございます。

それでは、まず7ページの歳入予算についてご説明いたします。第1款、町税につきましては、過去の固定資産税の滞納繰越分におきまして、大口の滞納者から本税分として約4,000万円の税金を受け入れましたことから、追加計上をするものでございます。また後で延滞金についてはご説明もさせていただきます。

第14款、国庫支出金の災害復旧費国庫負担金につきましては、6月から7月上旬にかけての梅雨前線による長雨に伴います災害復旧工事の補助金でございます。なお、九州北部豪雨災害に伴う災害復旧分につきましては、今後、国土交通省の査定を受ける予定でございますので、次回補正の際に計上させていただきたいと考えているところでございます。

同じく総務費国庫補助金におきましては、色見西部地区と矢津田地区における地上デジタル放送の共聴施設整備事業補助金を計上しておりましたが、もとは国からの支出であります、デジサポを経由しての受け入れとなりますことから、雑入への組み替えを行うものでございます。

8ページの第15款、県支出金の農林水産業費、県補助金につきましては、園芸作物災害復旧緊急対策事業補助金としまして150万円を計上いたしております。

9ページの第20款、諸収入の延滞金につきましては、固定資産税滞納繰越分の歳入に伴います延滞金を受け入れましたことから計上いたしました。

次に、10ページから歳出予算の主なものについてご説明いたします。第2款、総務費の総務管理費におきまして、文書広報費でホームページのリニューアル業務委託料を計上いたしました。観光情報や住民向け情報の見やすさ、分かりやすさなどに重点をおきますとともに、積極的な情報公開を見据えたホームページの製作に取り組みたいと考えているところでございますので、議会の各議員の皆さまにおかれまし

ても、本会議の議事録をはじめとした議会活動についての情報発信にぜひご活用していただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、財産管理費の公有財産購入費におきましては、南阿蘇畜産農業組合の旧家畜市場の跡地につきまして、老朽化が著しい町営住宅等々の建替用地として購入するための予算を計上いたしました。また、備品購入費におきましては、大規模災害に備え、物資等を保管するための倉庫の購入経費を計上いたしております。特に今回の倉庫につきましては、食料はご承知のように町の企業と災害協定を結んでおりますが、今回は毛布、マット、今回の災害で支援物資等々をたくさんいただいた水等々の物資等の保管をするための倉庫というふうにお考えしていただきたいというふうに思っております。

11ページの総務費、九州北部豪雨対策費におきましては、今回は、私たち高森町はいただける側という表現はどうかとは思いますが、このいただいている側の線引きといたしまして、災害救助法の自治体の適用地である高森町は、現在約600万円の義援金やお見舞金をお寄せいただいております。大変にありがたいことですが、その使い方に関し、協議する期間を設置するという指示を出しました。その義援金等の配分委員会を設置するための経費を計上させていただきます。また、本町における今回の災害を検証するため、検証委員会を外部有識者等々も取り入れた形で設置するように指示を出しております。その検証委員会の設置費用を計上させていただきました。なお、繰出金といたしまして、簡易水道特別会計の繰出金280万円を計上させていただきますが、先の豪雨災害に伴う公益企業の復旧費につきましては、一般会計から公営企業会計へ繰り出すことについて、特別交付税の特殊事情として措置が明記されていることから、計上させていただいたものでございます。

13ページの第4款、衛生費の保健衛生総務費におきまして、阿蘇広域行政事務組合の負担金を計上いたしておりますが、これはごみ処理施設の未来館にございますRDF施設の修繕に伴う追加負担金でございます。同じく、衛生費の予防費につきましては、小児麻痺いわゆるポリオの予防接種について、8月までは生ワクチンとして接種されておりましたが、国の方針により9月からより安全である不活化、つまり注射へと切り替わりましたことから委託料を増額させていただいたものでございます。

14ページ、同じく、衛生費の環境衛生費につきまして、県の緊急雇用創出基金

補助金を活用し、不法投棄廃棄物の処理や監視パトロールを委託するための計上経費を計上いたしました。なお、この事業につきましては、来年度まで実施する予定でございます。

15ページの第5款、農林水産業費の林業振興費につきましては、地域再生計画において、必ず実施しなければならないとされる林道整備の路線を選定作業中でしたが、大字尾下の下山地区と久保地区を結ぶ路線として選定させていただきましたことから、今回、測量設計の委託料として計上させていただいたものでございます。

第6款、商工費におきましては、県の地域づくりチャレンジ推進事業補助金を活用いたしまして、阿蘇フォークスクールで開催されます『Genesis起源展』への補助を行います。また豪雨災害以降、阿蘇地域への入込み客が減少していることは、議会の皆さまも報道等々でご承知のことと思っておりますが、少しでも早く復興した高森町へ多くの方々にお越しいただきたいという主旨のもと、本町の中でも特に被害が大きかった上色見地区において、地域の方々が自分たちの力で復興イベントを計画されておりますことから、県の補助を活用いたしまして実行委員会の補助を行うものいたします。

16ページの第7款、土木費におきましては、町道西原・前原線の立ち木移転補償金を計上いたしております。これは、町有地と民有地の境界紛争で、平成16年から抱えている問題でございまして、地域の方から再三再四にわたり早期解決の強い要望がありますことから、予算の裏付けがなければ、今後の交渉が進まないと判断し、今回計上させていただいたものでございます。

第9款、教育費の事務局費につきましては、高森町新教育プランを推進していくために、小中一貫英語教育の導入経費を計上いたしております。文部科学省に対し、先月、教育課程特例法の申請を行ったところでございまして、平成25年度からの本格実施に向け、本年度はカリキュラムの構築などを行うことにしており、その協議機関であります推進委員会の運営経費でございます。また地域とともにある学校づくり、いわゆるコミュニティスクールの推進でございますが、これにつきましても、文科省との間でコミュニティスクール推進事業に係る委託契約を取り交わしたところでございます。契約に関する事務処理が7月に終了し、今後学校運営協議会を設置するまでの準備期間として、推進委員会の運営に必要な予算を計上するものでございます。

17ページの第10款、災害復旧の公共土木施設災害復旧費につきましては、6月から7月上旬にかけての梅雨前線による大雨に伴います災害復旧工事でございます。西丁・角河原線と祭場・中村線の復旧経費を工事請負費として計上させていただきます。

18ページの第2項、農林水産業施設災害復旧費につきましては、国の災害復旧事業に該当しない施設等の災害復興に係る五割助成を新たに計上したものでございます。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要をご説明いたしました。ご審議いただき、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 皆さん、おはようございます。1番宇藤です。町長の提案説明にもありましたが、歳入予算の7ページの町税、固定資産滞納分4,000万円の税金の受け入れがあったということでしたが、このことは前の何年から何年までの分なのか、それと滞納分の全額なのか、詳細な説明をお願いします。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） おはようございます。1番議員さんの質問にお答えをいたします。

固定資産税でございますけれども、今回滞納繰越分でございますのは、平成22年度分と23年度分でございます。22年度分につきましては1,928万1,400円でございます。それから、23年度分につきましては2,128万1,400円でございます。合わせて4,056万2,800円でございます。この会社につきましてはですね、これで完納が終えます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 22年、23年度分ということですが、私はむしろその頃は、一住民でございますので、そういう滞納があることさえ知りませんでした。その間の請求とか差し押さえなどのやり取りはなかったのですか。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） お答えをいたします。先ほどですね、監査委員さんの報告

にもありましたように、会社が7月23日をもって新旧の会社が変わったところでございます。その分についてはですね、昨年度11月から法的手段を取りながらですね、これについては12月15日と今年の5月17日に動産と不動産の差し押さえをしたところでございます。水面下でですね、内定調査をいたしまして、今年4月頃から本格的に動き出しまして、7月23日時点で変わるということでしたので、差し押さえをした分についての分を全部固定資産のほうで取ったということでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 分かりました。町にとってはですね、大変いい方向に解決したと思いますので、このことをですね、一町民、住民に知らせるという意味でも、今後町民に対して周知の考えはあるのでしょうか。

○議長（田上更生君） 税務課長 色見継治君。

○税務課長（色見継治君） 私たち職員はですね、町長の命を受けながら仕事をしておりますので、滞納については仕事をしただけでございますので、それでいいんじゃないかと思っているところでございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員の質問にお答えいたします。

今、税務課長がお答えしましたように、まずは就任後、この問題が非常に問題点であるということです。それは、金額を聞いていただければお分かりだと思いますが、そんな中、税務課が水面下ですっと交渉をいたしておりました。そういう水面下の動きを議会の皆さまにご報告をできなかったことはお詫びを申し上げる次第でございますが、何分、表に出たらいけない部分等もございますので、しっかり税務課としては対応できた結果が今回の結果ではなかろうかというふうに思っております。

また、どうしても韓国の企業ですので、前任者、前の方もですね、やはりここをしっかりと精査しなければいけないということで、韓国へのつながりも私自身も欲しかったということで、国際大会へ出た後は、非常に私も水面下で一緒にやらせていただいたこともご報告させていただきます。

今、1番議員が最後の3つ目の質問だったと思いますが、今後周知をするつもりはないのかということでございますが、大変喜ばしいことだと思いますので、ぜひ

議会議員の皆さんが、今回これだけたまっていたお金が簡単に申しますと、入ってきた会社でございます。ぜひいい形での活用方法を私たち執行部もそうでございますが、議会のほうでも考えていただけないかと、一緒にやっていきたいと思っております。とりあえず、目に見える部分では、今月号の広報で記載をさせていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 2番後藤です。2点について、ご質問いたします。

まず先ほど提案説明で、町長の方から、地デジ対応の予算について、歳入の予算を雑入ということで組み替えされたということで、お話を聞かしまして、ああそういうことかなというふうに理解はいたしましたが、金額的に色見西部、それから矢津田地区、歳出のほうで増額となっておりますが、この助成金というのは事業に係る助成金なのか、その地区に対する助成金なのか、そこへんをちょっとお答えいただきたいと思えます。

それから、もう1つですね、8ページの商工費県補助金の中の緊急雇用創出基金事業補助金の中で、農林業活性化支援事業150万円の歳入減額というふうになっておりますが、これは歳出でいいますと、14ページの農業振興費の報酬費用旅費、農林業政策アドバイザー報酬と関係があるのか。

もう1つの質問はですね、これは3月の当初予算に上げられた予算です。これがなんで今、落ちるのか。もともとはどういうことをお考えであったのが今回減額になったのかをお聞かせ願いたいと思えます。ちなみに、今回の説明では、今申しましたように、農林業政策アドバイザー報酬というふうになっておりますが、当初予算では、農林業専門相談員報酬となっております。名称が変わったことも、どういうことなのか、合わせてお願いしたいと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 2番、後藤議員の質問にお答えいたします。

まず最初、国庫補助金から雑入に組み替えた分ですけれど、本来ならばですね、総務省からの補助金になっております。ですけど、先ほどから申し上げますように、熊本県テレビ受信者支援センター、通称デジサポと申しますけど、こちらに交付申請をして、そしてこちらから決定をいただくということで、あくまで国の補助金ですけど、そこを通してくるということで、今回は雑入のほうで組み替えをさせていただきました。

それと、金額の変更の件ですけど、まず色見西部地区からお話いたします。色見西部地区につきましては、東部地区が現在140個くらいで、すでに共聴組合を作って実施しておりますが、西部地区につきましては、距離が離れているということで別な考えをもって進めておりました。去る7月26日と8月31日にですね、その説明会を実施しております。結果的に、9名の方の賛同を得まして、見積書を作成いたしました。その結果ですね、見積書の金額が707万4,000円となりましたので、以前上げておりました676万5,000円の差額分を増額補正をさせていただきます。ちなみに、この金額は24年度からは、以前は3分の2の補助金でしたが、300メートルを超える伝送路につきましては、国が10分の10みるということで、受益者負担、1戸あたりの負担につきましては7,000円で済むことになっております。それと同じように、矢津田地区の共聴組合の件ですけど、これは本年5月31日に説明会を実施しました。参加者数が8世帯です。これにつきましては、6月7日に要望書を提出しまして、7月20日付けで内示を受けております。先ほどから申しておりますように、色見西部地区と同じように、受益者がはっきりしましたので、見積もりを取りましたところ、以前は1,270万円で計上しておりましたが、総額は1,421万7,000円となりました。この内、先ほどから申します、国庫補助金が1,080万5,000円です。ですから、残りの341万2,000円の3分の1が受益者負担ですけど、うち、NHKから100万円出ますので、実際の負担はですね、受益者が1万7,000円強になります。ですけど、それは地元の方に納得していただいてですね、それで進めております。それと、矢津田地区につきましては、交付申請をしておりますので、もうこの金額はある程度確定しているものと思われませんが、色見地区については、まだ要望書も出しておりません。ですから、まだあそこは、別荘地帯が多いもので連絡が行き渡ってないところもあります。ですから、今から増える可能性もありますので、この金額については、まだ増える可能性があるということを申し添えておきたいと思えます。

以上です。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） おはようございます。2番、後藤議員のご質問にお答えをいたします。

今回、150万円の減額をご提案いたしておりますけれども、ご指摘のとおり平

成24年度当初予算で、農林業専門相談員報酬ということで計上いたしておりましたけれども、この中身につきましては、ご指摘のとおり呼称を変えておりますのは、現在、農協のほうから、井芹太一君を相談員として派遣をしていただいておりますけれども、呼称が紛らわしいため、こういうかたちで表現をいたしました。当初からですね、町長が私たち職員が未熟なために、政策の相談をしていただけるような、例えば県庁OBであるような方を雇用できないかという内容で当初予算に上げてあったものでございます。その後ですね、4月1日から農業の指導・相談というかたちでJA阿蘇から急遽派遣していただくことが決まりましたので、予算につきましては、先決処分ということで、3月28日に相談員の予算を先決処分させていただいたところです。今回ですね、ずっと県庁OBであるとか、そういう政策の相談をしていただくような人材を探してまいりましたけれども、やはり年度途中ということで、緊急雇用対策となれば、いくなれば今の段階でどこにも所属されていない、職を探している方でないとならば、該当がありませんし、そういう制約がございましたので、これ以上引張っても県のほうにも予算としてのご迷惑をかけますので、この段階で人材を探すということを断念いたしまして、今回減額ということで、補正の提案をさせていただきます。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員の質問にお答えいたします。

まず3つ分けまして、1つ目が大きく申し上げまして、この相談員に関しましては、私が描いておりました構想では2名でございます。そのうちの1名が、当初議員がおっしゃったように、当初予算で上げさせていただいたわけですが、それと水面下でお願いをしていた、本当の営農、この部分を担当できる方はやはり農協からしかいないということで、ぎりぎりまで交渉しておりましたが、先ほど佐藤課長の説明にありましたように、3月の末で議会が終わった後に、この農協の英断により井芹さんの派遣を決めていただいたわけでございます。とそれと同時に、予算を認めていただきましたので、1名分余っておりました。この1名に関しましては、これは政策的なことが入りますので、私が説明させていただきますが、私の希望は県のOBの中でも、ただ名前だけ、形だけではなく、本当に県の本庁との、このパイプをしっかりと持たれている方、すなわち、目に見える形で、毎日毎日、通勤等々していただくのではなく、やはり私たちが県とやっていく、国とやっていく中で、本当

の相談ができる方、人的パイプを持たれている方を探しておりました。そういう中で、先ほど佐藤課長が説明申し上げましたように、まずは県の補助をいただいて、少しでも県の補助をいただく。県の補助でやりたいという部分がありましたので、やはりこの時期までぎりぎり探しておりましたが、値する方がいらっしゃらなかった。それと同時に県にはご迷惑をおかけできないということで、今回落とさせていただいたということでございます。

最後の質問でございますが、何故名称が違うかと申し上げますと、佐藤課長が答弁しましたように、もっと分かりやすいかたちでできないか、アドバイザーとかゆう名前はできないのか、ということをつぶん私が常々言っておったからだというように思いますので、それを議会議員の方にご相談なしで、そういう名称で上げましたことはこの場をおかりしまして、謝らせていただきます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。5番 立山広滋君。

○5番（立山公滋君） 5番、立山です。先ほど、町長のほうから提案理由の説明がありました、県支出金の農林水産費県補助金について質問いたします。

8ページの12節ですかね、園芸作物災害復旧緊急対策事業補助金という名称でしたが、これは緊急的に出てきた補助事業でしょうか。町長がですね、政策説明会等で説明されている畑地が70%を占める中山間地である本町の意見を熊本県が取り入れたひとつの事案でしょうか。また今まであった補助事業なのか、今回突然出てきた補助事業なのかはつきり分かりません。また、すでに申請等々が行われたのか、住民に対して分かりやすい説明がなされているのか、このところが肝心ですので、教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 5番、立山議員のお尋ねに、お答えいたします。

今回の園芸作物災害復旧緊急対策事業につきましては、この要綱が8月23日から施行し、7月12日から適用するということございまして、今回の熊本県でいますところの熊本広域大水害により被災したというふうに限定されております。目的は生産力回復や、需給力維持に必要な対策を緊急的に実施し、園芸農家の経営継続並びに園芸産地の復旧を図るというふうにされております。詳しい日にちを少し忘れましたが、説明会から申請までの日数が短く、十分な周知期間を取ることが不可能でございましたので、事業主体が農協または市町村、または農業者の

組織する団体ということでございましたので、私たちが把握しております、該当する農家に直接通知をいたしまして、申請の有無を回答していただきました。先ほど、立山議員がおっしゃいましたように、常々町長が人・農地プランの中でも申しておりますけれども、水田地帯と畑地帯の格差があるということは、これはもう常々町長から県のほうにも指摘がございましたけれども、これが今回功を奏したと申しますとちょっと語弊があるかもしれませんが、そういう気持ちが県のほうにも伝わりまして、緊急的に畑地帯への災害復旧の対応がなされたものと思っております。現在、150万円という予算を提案しておりますけれども、この分につきましては、申請の段階ではまだ若干少なかったんですけども、いろいろ精査する中では、少し増えるんじゃないかという部分がございますので、150万円を計上しているところです。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 3番、興柁です。13ページの保健衛生総務費について、ご質問させていただきます。

先ほどの町長のほうの説明の中で、阿蘇広域行政事務組合負担金ということで569万6,000円について、ごみ処理場の修理費の追加ということで説明ございましたけれども、この修理の内容、それから各市町村ごとの負担金等が分かりましたら説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。この分につきましては、先日、未来館におきまして事業の説明がございました。それで、当初予算で上げておりました分に追加して、どうしても施設を維持していくために修理をしなければならんと、今回の水害に関しましては、先決で済んでありましたけれども、その分について、どうしても必要だと言うことで、今回広域の中でも承認をされたところでございます。

それぞれの市町村の配分額については、現在手元に資料を持ちませんので、あとで議員のところにはお配りしたいと思います。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番、芹口でございます。それでは、2点だけお尋ねしたいと思います。

まず8ページ、不法投棄廃棄物処理及び監視パトロール事業につきまして273

万7,000円計上しているとありますけれども、この具体的な事業の内容について、お尋ねをしたいと思います。

それから、雑入の高森温泉館、コインロッカー使用料165万円計上してございます。このコインロッカーは以前からあったかと思っておりますけれども、以前からあったものであれば収入実績というものが把握できると思っておりますけれども、今回165万円計上してございますけれども、こういった理由で計上されておるのかをお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 4番、芹口議員のご質問にお答えいたします。

まず、緊急雇用創出基金事業補助金ということで、不法投棄廃棄物の処理と監視パトロール事業を上げております。これにつきましては、平成24年、25年においてですね、県のほうからこの緊急雇用創出事業の事業がまだできるという通知がありまして、うちのほうへの配分額が約560万円ということで通知がありました。うちのほうとしても、この事業を何かないだろうかということで、かなり検討したわけですが、どうしてもですね、住宅から目につきにくい山林原野に相当の不法投棄があります。この不法投棄を監視するパトロールをしてもらうことと、それと同時に、この前見に行ったわけですが、色見の登山道の町道沿いの河川にですね、かなりの不法投棄があります。これをちょっとその時、業者も一緒に行ってもらって見積もりを出してくれと言ったんですけど、見積もりが出せるような状況ではない。人的にしかできないような状況ではありました。ですから、それらを不法投棄物処理を行う費用として上げさせていただきました。それと、不法投棄に関しましては、やっぱりどうしても月に1,2回はうちのほうに連絡はありまして。実際見に行って、こちらで処理できる分については職員の方で処理しております。

この内訳につきましてはですけど、不法投棄の処理とパトロールにですね、本年度は1日8,000円の月22日で、3名の4ヶ月分を予定しております。ですから、12月から3月までの4ヶ月分を予定しております。それに伴う、社会保険料、先ほど申しました不法投棄の処理につきましては、重機借り上げを予定しております。それから、パトロールをするのに車の借り上げですね、これとパトロール車に表示、「不法投棄監視中です」という表示板、これマグネット版ですけども、それをする費用を今年度273万7,000円計上してですね、これにつきましては、歳出の部分では補助金で出ていると思っております。結果的に、NPO法人なりに委託して実施

したいというふうに考えております。ですから、町直営でやる部分ではありません。それと、24年度が異常ですけど、25年度につきましても引き続き行いますので、パトの表示版を除いた同額を25年度では県のほうに申請しております。以上です。

それと、9ページの雑入の温泉館のコインロッカー使用料ですけども、すみません、これにつきましては当初計上しておりませんでした。今の実績を見ましたところ、だいたい月に15万円くらいコインロッカー費があがっております。その11ヶ月分ですね、直営でやる11ヶ月分の156万円を今回計上させていただきました。当初、計上していなかったことにつきましては、お詫びしたいと思いますし、また、このコインロッカーにつきましては靴のロッカーで、これについても含まれております。以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番、宇藤です。

歳出の総務費の総務管理費として、10ページに、ホームページリニューアルとして325万円計上されておりますが、現在プログラムを委託している業者さんがホームページのリニューアルを製作されるのか、詳細な説明をお願いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 1番、宇藤議員のご質問にお答えいたします。

委託料でホームページリニューアル業務委託ということで325万円計上しております。先ほど、町長のほうからの冒頭の説明にもございましたけれども、平成23年の3月に、現在のホームページを開設しておりますが、観光面でのホームページの役割というのがちょっと不足しているんじゃないかということで、今回新たにリニューアルしたいというふうに考えております。現在ですね、プログラマーということで雇用しておりますが、このホームページのリニューアルについては別な業者に委託したいというふうに考えております。プログラマーについては、現在、文書管理のほうの規定のプログラムをつくっていただいておりますので、またホームページにつきましてはいろいろこう観光面も入れますので、そのへんの配置とか、いろいろディスプレイとかで専門的な知識も必要になってきますので、別の業者に発注したいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

今、政策推進課の甲斐課長が説明いたしたとおりでございますが、補足をさせて

いただきます。プログラムのこの会社を当初予算で認めていただき、その会社の方には、約半年以上ですね、まず職員に対してのいろいろな相談、また今あるこの庁舎内でのいろいろなシステムの再確認、それと再構築をやっていただいております。と同時に、今、甲斐課長が説明いたしました行政システムの構築というのは、これは実は今年ですね、本来約1,400万円、プラス4、5百万円かかるシステムを最初実は当初予算で計上しようかなと思っておりました。しかしながら、確かに素晴らしい行政システムでございますが、高森町には適してない部分も多々ございます。そういう中で、もっとコンパクトにした職員が使いやすい、分かりやすいプログラムができないかということで、今その当初で予算を組んでいただいた分に関しては、その部分を一番お願いしているわけでございます。要は2,000万円近くかかるのが400万円だったと思いますが、その程度でコンパクトにできれば、これは素晴らしいことではないかというふうに思っております。それと同時に、このホームページのリニューアルに関しましては、観光情報が主と説明をさせていただきましたが、まずは情報の見やすさ、特に今回の災害を体験・経験いたしました。そういう中で、やはり通行、特にこのアクセス数、1カ月に1回のアクセス数がこれは議会議員の方もぜひ見ていただきたいというふうに思っておりますが、非常に最近、この2カ月、災害後のアクセス数が増えています。増える一番大きいところはやはり道路の通行状態であるわけでございます。そういう部分も兼ね合いまして、やはり今回の災害を経験いたしまして、よりいっそう見やすく、分かりやすく、行政の部分と観光の部分と一緒にあっては、とても見づらい部分もございまして、やはりしっかりそこをワンクリック、ひとつのワンクリックで飛ぶようなホームページの構築が必要ではないかということで、今回計上させていただきました。

ちなみに私が知っている限り、有識者より説明いただいておりますが、この300万円は決して高くはございません。例えば、近隣の自治体におかれましては、倍、もしくは1.5倍等々の予算をかけられて、今回の災害を機にリニューアルされる自治体もあるというふうに耳にいたしております。しかしながら、なるべく安い金額で、よりいい、幅がある、柔軟性があるホームページを作るためには、やはり民間の業者に委託する、その委託の過程もしっかり、例えばベンチャー的な部分の人たちも入っていただいて、提案していただいて、その中から決めていきたいというふうに思っております。詳細につきましては、ぜひ委員会や、もしくは議会議員の

みなさまも先ほど申しあげましたように、ご活用されるべきホームページだというふうにも思っておりますので、どうぞ一緒にこの課程に関しましては、ご相談並びにご協議をしていきたいというふうにも思っております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 宇藤です。答弁ありがとうございました。

私もですね、今日朝来る前に高森町のホームページを見させていただきまして、最近ではフェイスブックにもリンクをはられております。その中でも、かなりの金額、先ほどの300万円、安いと言われましたが、300万円リニューアルかかるわけですので、これから先の考えといたしましてですね、ホームページなどは更新を絶えずしていかなければアクセスもされるのが減少するので、もっと安くリニューアルする方法として、いつでも更新ができるように職員の中に研修等をして技術者を養成する考えはないのか。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員がおっしゃることは、ごもっともだと思います。ということで、今回当初で予算を認めていただき、なるべくプログラマーの方で、まずは人間性、ここの部分も重要視して、この委託をしていただいたわけでございます。そういう中で、今は非常に頑張っていて、非常に職員とも溶け込んでやっていっておかれているわけですが、なにぶんこのプログラムに関しましては、やはり2、3年で出来る仕事ではございません。恒久的に職員にこの技術や能力を求めるということになると、例えば熊本で言えば、上天草市、特に有名なところでは武雄市等々は職員の中にプログラム養成機関のような形をもたれて作られているわけですが、非常にお金もかかるし、任期付き職員等々の追加の部分もお願いをしなければいけなくなるわけでございます。先ほど、1番議員がおっしゃいましたように、長い先の目を見ればですね、やはりこの養成する部分に関しては、私は必要ではなかろうかというふうにも思っておりますので、来年度もまた引き続きですね、その部分は非常にしっかり重点を置きながら考えて、また議会の皆さまにご相談をして、この新しいデジタルの社会にも対応できる、情報を直ぐ発信できる、見やすく発信できるということをキャッチフレーズにやっていきたいというふうにも考えております。以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、三森でございます。大変意義ある質問が出ておりますが、

私のほうは2点ほど、お願いをいたしたいと思います。

それは農林業の地域改善対策事業ですが、ガラスハウスの水中ポンプの入替工事、これについて実際水中ポンプは地下でございます。この水中ポンプが現在も使われておるのか、容量が減って変えられるのか、あえて使われなくなって変えるのか、お聞かせ願いたい。そして、その中で、全体的なガラス温室を賄うだけの容量を入れる予定なのか、あくまでも今使われている状況の中での容量なのか、その点まで含めてよろしくお願いいたしたいと思います。

それから、土木費の中の目1、道路維持費ですが、説明の中でもあっております150万円、ちょうど西原・前原線でございます。これについての立ち木補償費も入っておるといってございまして。こういう形で実際、地籍も終わってる部分に立ち木をされて、現在まで放置しとったというような状況下に実際はなります。そういうことにまた補償をしなければならないという部分、これは大変残念なことではございますけれども、なにはともあれ、片付いて道路として整備をしなければならない部分でございます。ここらあたりをしっかりとこう受け止めて、本当にこれで解決ができるのか、そこらあたりをしかとご説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 9番、三森議員の質問にお答えいたします。

ガラスハウスの水中ポンプにつきましては、建設後約30年が経過いたしております。この間、水中ポンプ並びに配電盤等の改修等は今まで行っておりませんでした。この300万円という金額につきましては、ガラスハウスの位置が少し高い所にありまして、井戸の深さも深い、それから水中ポンプの大きさも大きいということで300万円という金額を計上したわけですが、現在、ガラスハウスの耕作状況につきましては、残念ながら、一部遊休・出荷しているところがあるというのは実際のところでございます。ただ今後ですね、せっかくのガラスハウスでございますので、全面的な有効な利用を目指しておりますので、今回今までと同様の規模の水中ポンプを更新したいという考えでこの予算の計上をしております。

どうぞよろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 町道西原・前原線維持工事に伴います立ち木移転補償150万円について、経緯も含めてご説明を申し上げます。

発端は、平成16年に昭和55年の地籍調査時の隣接地の境界の確定について、異議があったということから発しております。平成17年、相続により共同敷地の中に自分の名前が町道西原・前原線に2筆、草川原・前原線に1筆、前原・日ノ尾峠線に1筆、大村・前原線に1筆、計5筆存在することを知り、町道西原・前原線において、数回にわたり所有権を主張する抗議活動がなされております。町としましては、その都度対策を行っていますが、それ以上解決に向けて踏み込んだ対応は行われておらず、今回のヒノキ等の植栽についても、ご本人は5、6年前に植えたことと主張されておりますが、当時町はその確認も指導もなされてない状態です。地元からは早期に解決の要望が再三あっているにもかかわらず、現在まで何ら解決しておりませんでした。地元議員さんのご努力で、去る7月22日、田楽村前の丸太、また立ち木部分の丸太数十本を移動していただきましたが、移動したことによりまして、花栽培のハウスに直接町道から土砂等が流れ込むようになり、その対応も迫られております。今回、立ち木の植栽の部分は、5筆の中でも最も早急に解決しなければならない部分であり、交渉段階で予算の裏付けがなければ、交渉が進まない状態となったことから計上いたしました。予算の執行にあたっては、弁護士と相談の上、適正な執行に努めます。以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 9番議員のご質問にお答えいたします。

経緯等々に関しましては、今、建設課の廣木課長からのご説明したとおりでございます。今後に関しまして、まず1点は、予算の執行にあたっては最善の注意を図らなければいけないということが1点。

2点目が、やはり今後このいろいろな諸問題全てが片付くわけでございませぬので、その部分に関しては、スピード感をもって、法律をベースにして対応していきたいというふうに思っております。そもそも、平成16年から発端はあった。発端は平成16年だのご説明はございましたが、その間にもやはり、前執行部におかれましては、解決する糸口等々はあったのではなかろうかと私自身も思っております。すなわち、私が受け持った以上は、今後に関しましては、やはりスピード感とその法律のベースをもって柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 9番 三森義高君。

○9番（三森義高君） はい、ありがとうございました。

先ほどのガラスハウスの件ですが、ガラスハウスを全体的な形で今後計画をしたうえでポンプ挿入といこととでございます。そうすると、ガラス温室も相当耐用年数も過ぎておりました補修等も相当出てくるわけです。それを前提に答弁をされておるのか、あくまでも暫定的な気持ちで言われたのか、そこらあたりをはっきりしていないと要領と云々を重ねますと、非常に中味が違ってまいります。そこらあたりがはっきりしたうえでですね、計画性を持ってやっていただかないと、なかなかいろいろな問題点が出てくる可能性もあるかと思えます。せっかくハウスの中で作っておられる品物も大事でございます。そこらあたりを守るためにも、どうしても水が必要でありますので、これは早急にやっていただきたいというのが1つでございます。

先ほどから申しておりますように、全体的な部分とそこらあたりの把握等をですね、ちゃんとやったうえで、計画等を持ったうえでやられるのか、そこらあたりもしっかりとお話いただけたらありがたいと思えます。

それから、道路の先ほどの150万円ですが、これに対しては、今町長のほうからはっきりと申されました。私もしっかりとした形をもって対処していただきたい。ずるずるとやっておりますと、本当にこれは地域住民の弊害になります。せっかくの根子岳観光線、あれだけの橋をかけて、結果的には途中ああいう状況であるというのが大変残念でならない。そこらあたりを早急にやっていただくというのが私の気持ちでございますので、その点を含めてよろしくお願いを申し上げたいと思えます。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 9番、三森議員のご質問にお答えいたします。

ガラスハウス利用について、今後計画性があるかどうかというご質問でございますが、現在のところ、現在の利用者との詳しい打合せは現段階では行っておりません。ただ、今後協議を重ねて、有効な利用につなげたいという気持ちは変わりませんので、とりあえずと申しますとちょっと失礼ですけれども、今回は施設の整備を行って、その上で協議を重ねたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 6番、森田です。

10ページのですね、財産管理費、災害用備蓄倉庫というような話が出ておりま

すが、先ほどから町長のほうから、食料品などは町のお店なんかに委託しとってはと話がございました。この倉庫建設でですね、どこらへんに建てられるのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。先の7月12日の折でしたけども、最終的に町長の指示によりまして、総合センターのほうに避難所を設けたところでございますが、やはり備蓄、それから移動という部分を考えますと、この庁舎敷地内が1番適当であろうという結論に至りましたので、ちょうどここから見えませんが、以前焼却炉がございました。今、そういった焼却ができませんので、そこが空いておりますので、そこに敷地内に常に備蓄しておくという考えでおります。以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。午後1時から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時10分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、建設課審議員 岩田秋広君から公務出張のため欠席届けがっております

ので、報告しておきます。

総務課長より発言を求められておりますので、許可いたします。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 先ほど、3番議員さんの質問の中で、RDF施設の修繕に関しまして、それぞれの町村ごとの負担の金額をというご質問がありましたが、手元にごさいませんでしたので、ただいま発表いたします。

総額で5,821万7,000円でございます。内訳を申し上げます。阿蘇市2,763万8,000円。南小国町442万1,000円。小国町758万2,000円。産山村157万5,000円。高森町569万6,000円。南阿蘇村1,130万5,000円。総額の5,821万7,000円でごさいまして、西原村はこれには加入しておりません。以上です。

-----○-----

日程第12 議案第55号 平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第12、議案第55号、平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 議案第55号で提案いたします、平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

この補正予算の主なものは、平成23年度決算による繰越金額の確定等による歳入予算の増額及び歳出予算の後期高齢者支援金並びに退職者被保険等、償還金額の確定により調整が必要になり、地方自治法第218条第1項の規定によりに基づき補正予算の議決を得る必要がありましたので、提案させていただくものでございます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ4,586万7,000円を増額いたしまして、歳入予算の総額を11億5,898万5,000円といたしました。その概要の主なものについて説明を申し上げます。

6ページをお開き願いたいと思います。歳入。第11款、繰越金、第1目、繰越金につきましては、平成23年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の繰り越しが確定いたしますことにより4,586万7,000円を増額することといたしております。

7ページをご覧ください。歳出。第3款、後期高齢者支援金等費、第1目、後期高齢者支援金、第19節の負担金、補助及び交付金が6万7,000円の増額となっております。この負担金、補助及び交付金増額の理由としましては、前々年度の後期高齢者支援金額の確定によります。本年度の後期高齢者支援金概算額は、見込みとして確定していることによります増額でございます。

続きまして、第10款、諸支出金、第4目、退職被保険者等償還金、第23節、同じく償還金、利子及び割引料につきましても、平成23年度退職者医療交付金額確定により交付金超過額が発生したため、159万5,000円を増額しているものでございます。第11款、予備につきましても、これらの国民健康保険特別会計補正予算内での収支の調整を行った結果、4,420万5,000円の増額といたしております。

以上、提案いたしました主な内容について概略を申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第56号 平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第13、議案第56号、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 議案第56号でご提案いたします、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

この補正予算の主なものは、平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計決算の繰越金額の確定によりまして調整が必要となり、地方自治法第218条第1項の規定によりに基づき、補正予算の議決を得る必要がありましたので、提案させていただくものでございます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ9万9,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を8,772万3,000円といたしました。この概要について説明申し上げます。

6ページをお開き願いたいと思います。歳入。第4款、繰越金、第1目、繰越金につきましては、23年度高森町後期高齢者医療特別会計決算の繰越確定ということにより、9万9,000円を増額することといたしております。

7ページをご覧ください。歳出。第5款、予備費につきましては、後期高齢者医療特別会計内での、今申し上げました繰越金の増額を行うことにより、収支を調整させていただくものでございます。

以上、提案いたしました主な内容について、概略を説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定を賜りますようお願いをいたしまして説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第57号 平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第14、議案第57号、平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 岩下公治君。

○健康推進課長（岩下公治君） 日程第57号で提案申し上げます、平成24年度高森

町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成23年度介護保険特別会計に係る事業精算による、国、県、支払基金への返還と追加交付等が主な理由でございまして、既定の予算に歳入歳出それぞれ5,559万9,000円を増額いたし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億9,065万円7,000円とするものでございます。その概要について説明申し上げます。

6ページをお開き願いたいと思います。歳入。第3款、国庫支出金、第1項、国庫支出金、第1目、介護給付費負担金の過年度分を1,067万7,000円増額、同第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金の現年度分を2,532万円増額。第4款、支払基金交付金。第1目、介護給付費交付金の過年度分を276万円増額。第5款、県支出金、第1目、交付金を85万7,000円増額。第6款、繰入金、第1目、介護給付費繰入金の過年度分を42万1,000円増額。同4目でございます、その他一般会計繰入金の過年度精算分を112万7,000円増額。それから、7ページをご覧くださいと思います。第7款です。繰越金、第1目、繰越金、第1節、保険給付費繰越金を1,365万5,000円増額。同第2節、その他の繰越金を78万2,000円増額いたしております。この理由は、平成23年度分、介護給付負担金等の精算によるもの。及び平成24年度分の決定によるものでございます。

歳出につきましては、冒頭でもう説明申し上げました、平成23年度の事業実績、及び今年度の見込み額等により調整を行ったものでございます。

8ページから10ページ上段までは、平成23年度分精算に伴う財源組み換えといたしております。第5款、地域支援事業費、第1項、介護予防等事業費の備品購入費につきましては、デジタル握力計を計画いたしておりましたが、購入金残額1万円を減額いたしております。同第2項、包括的支援事業費の職員手当等につきましては、任期付き職員の通勤手当及び賞与につきまして、不足が見込まれ増額いたしております。第7款、諸支出金、第1項、繰出金、第2目、償還金につきましては、23年度分の国及び県精算分を増額しております。

11ページをお開きください。同款、第3項、繰出金、第1目、他会計繰出金につきましては、23年度精算分が予算額に満たなかったことにより増額としております。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認、ご決定賜りますようお願いいたしまして説明終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第58号 平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第15、議案第58号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第58号でご提案申し上げます、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、落雷による水道設備機械故障の修繕に伴うものでございます。歳入歳出の予算の総額、歳入歳出それぞれ280万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億711万1,000円とするものでございます。

歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。第5款、繰入金280万円については、7月12日の集中豪雨に伴う災害復旧の予算について一般会計から今回繰り入れるものでございます。

次に歳出についてご説明申し上げます。7ページをご覧ください。第1款、水道費につきましては、先ほど申し上げましたが、落雷より高森地区簡易水道施設テレメーターの破損、また草部地区簡易水道施設の水源池の水位計並びに量水計が破損いたしました。その他の施設についても配電盤の電極リレー等が破損したことに伴う修繕費でございます。備品購入費につきましては、75ミリの量水器を3個購入するものでございます。第3款、災害復旧費につきましては、一般会計からの繰入

金に伴います災害復旧費の財源組み換えを行いました。第4款、予備費につきましては、第1款、水道費に充当するものでございます。

以上、今回提案いたしました内容についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。説明終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第59号 平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算 について

○議長（田上更生君） 日程第16、議案第59号、平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第59号でご提案いたしました平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、平成23年度の繰越金確定に伴うものでございます。歳入歳出の予算の総額にそれぞれ86万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,416万4,000円とするものでございます。

歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。第3款、繰越金については、繰越金が確定いたしておりますので、当初予算と見込み額の差額86万1,000円を計上いたしました。

次に歳出についてご説明いたします。7ページをご覧ください。第3款、予備費につきましては、先ほどの繰越金86万1,000円を計上いたしました。

以上、今回提案いたしました内容について、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第17 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第17、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

9月12日から9月18日までは休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、9月12日から9月18日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後1時20分

9月19日（水）

（第2日）

平成24年第3回高森町議会定例会（第2号）

平成24年9月19日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
4番	芹口 誓彰	観光立町基本構想について	① 取り組みの状況について ② 観光立町条例と高森町まちづくり条例について
		防災行政無線について	防災行政無線の弾力的運用について
5番	立山 広滋	九州北部豪雨災害について	九州北部豪雨災害における復旧工事について
		地場産業の強化について	今後の自然との共生のために必要な地場産業の強化について
1番	宇藤 康博	高森町の情報公開について	① 情報公開の現状は ② これからの情報公開について
2番	後藤 三治	災害時の対応について	① 高森町の防災体制 ② 高森町避難時要援護者対策事業 ③ 地域支え合い事業 ④ 災害を想定した訓練
		夏祭りへの助成	① 風鎮祭の位置付け ② 各地域で開催されている夏祭り ③ 各地域の伝統無形文化財 ④ 夏祭りへの助成

3 番	興 梶 壽 一	九州北部豪雨における農地等災害について	① 農地等被害調査について ② 農地等災害対策について
		公共施設等の有効利用について（指定管理施設除く）	① 地域に管理委託してある施設の管理状況と施設数及び年間の委託料について ② 稼げる観光立町（地域おこし）の一環としての施設利用について ③ 今後の維持管理（補修等）について ④ 公共施設の廃止・解体について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	宇 藤 康 博 君	2 番	後 藤 三 治 君
3 番	興 梶 壽 一 君	4 番	芹 口 誓 彰 君
5 番	立 山 広 滋 君	6 番	森 田 勝 君
7 番	田 上 更 生 君	8 番	甲 斐 正 一 君
9 番	三 森 義 高 君	10 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（21名）

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総 務 課 長	村 上 源 喜 君	政策推進課長	甲 斐 敏 文 君
健康推進課長	岩 下 公 治 君	住民福祉課長	古 澤 建 生 君
税 務 課 長	色 見 継 治 君	農林政策課長	佐 藤 武 文 君
建 設 課 長	廣 木 富 八 君	会 計 課 長	橋 本 和 則 君
教育委員会事務局長	後 藤 正 三 君	政策推進課審議員	服 部 信 一 郎 君
建設課審議員	岩 田 秋 広 君	総務課長補佐	東 幸 祐 君
健康推進課長補佐	阿 部 恭 二 君	住民福祉課長補佐	佐 藤 幸 一 君

税務課長補佐	工藤英二君	農林政策課長補佐	後藤健一君
教育委員会事務局次長	沼田勝之君	総務課財政係長	岩下徹君
監査事務局長	安方含君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古庄良一君	議会事務局庶務係長	松本満夫君
--------	-------	-----------	-------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。4番、芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） おはようございます。4番、芹口です。

まず、去る7月12日発生しました九州北部豪雨災害によりまして、未だ1名の方が行方不明となっております。1日も早く安否確認が出来ますようにお祈りいたしますと共に、被災されました方々に対しましてお見舞いを申し上げます。

また災害発生時からいち早く現場に駆け付け、不眠不休で被災者の救援・救護や道路などのライフラインの復旧にあたられました、町長はじめ職員の皆さん方、そして消防に自衛隊、警察、地元の皆さん方のご尽力、ご労苦に対しまして心から感謝を申し上げます。

さて今回は通告をしておりましたとおり、高森町観光立町基本条例の件と防災行政無線関係について質問を行います

まず1点目の観光立町基本条例につきましては、条例の制定に向けて色々な取り組みが現在行われております。その1つとして先月、楽しく観光立町実現に向けた研修会が開催をされました。私所要で出席が出来ませんでしたけれども、あとで研修会の様子を録音でお聞きしましたが、熊本ツーリズムコンソーシアムの江藤会長さんの司会で、大変意義深い研修会が開催されたと思います。私自身、半世紀以上高森町に住んでおりますけれども、今回話を聞きながら本町には歴史や文化、景観、産業といった素晴らしい観光資源たくさんあることを再認識させられましたし、大切なことは地元の者が地元を誇る情報発信者となって、地域の魅力を外に向かってアピールしていくことではないかと思ったところでございます。その研修会の中で

政策推進課長が基本条例の前段として基本構想を作成するにあたって、高森町観光立町推進に関する調査研究委員会、また調査研究作業検討部会が組織されていることを話されましたが、その委員会のメンバーまたは作業検討部会のそれぞれの役割と構成メンバーについてお尋ねをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長、甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） おはようございます。

4番、芹口議員の一般質問にお答えいたします。

観光立町の調査研究委員会と作業検討部会メンバー等ということですが、その前に以前平成23年の第3回議会において、芹口議員の方からどのような取り組みを行うかという質問を受けておりました。そのときに財団法人地方自治研究機構と共同調査研究を行いたいと、その採択待ちということをお答えしておりましたが、本年3月をもちまして採択になりました。結果的には24年の7月10日付けで地方自治研究機構と協定書の締結を行いましてこの作業を進めております。ちなみに内訳としましては事業費1,200万円です。町の負担金が480万円、機構からの負担が720万円ということで事業を行っております。協定書の内容につきましても、先ほどから出ておりますように、観光立町の基本計画策定のための基礎調査ということで基本構想の策定を行っております。

先ほどからの質問ですけど協会方式で行っておりますが、この進め方につきましては調査研究委員会ということで、9名で組織しております。だいたい年間3回の協議会を開催する予定です。メンバーとしましては、熊大の名誉教授佐藤誠先生を会長に、熊本県庁の地域振興課の審議員、他7名で協議会を設置しております。また検討作業部会ですけど、実質的にはこの検討作業部会のほうで検討を行って協議会のほうで決定していくというような組織をとっていますが、作業部会のほうは10名で組織しております。年間だいたい5回くらいを開催予定としております。メンバーとしましては学識経験者に内閣官房の地域活性化伝道師の本田節様、ソーシャルメディア代表ということで福岡県在住の石橋里香様、そのほか高千穂の観光協会から工藤様、それと地元有識者ということで4名選んでおります。それと地元の若手代表ということで2名、合計10名で組織しております。この人選ですけど一応事務局のほうの推薦と公募制をとっております。公募にはこちらから公募したわけですけど8名の応募者がありました。その8名の応募者から応募の理由書をとっておりまして、その理由書に選考により2名を選ばせていただいております。それ

と観光協会とか商工会につきましては、今までの既成概念を払拭するためにも、今回はメンバーとしてでなくオブザーバーとして参加いただいております。現在までに作業部会を2回、協議会を1回開催しておりますが、先ほど言われましたように7・12の水害によりまして、この進捗状況がだいたい2ヶ月くらい遅れている状況であります。ですけれど機構の年度の関係もありますので、今年度中には完成する予定で調整して参りたいというふうに思っております。

以上申し添えます。

○議長（田上更生君） 4番、芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 今お聞きいたしますと、各分野、各地域それから各界から素晴らしい有識者の方々をもって構成をされておりますし、このことは町長の観光立町基本条例に対する熱い思いや、並々ならぬ決意を感じているところでございます。今までこういった基本構想や基本計画を策定する場合、町長が諮問をし、答申を受けて策定するとか、あるいは策定委員会などで協議をしていただき作成するとか、あるいはコンサルに依頼するなどの手法がとられておりましたけれども、先ほど答弁がありました、総務省の外郭団体であります地方自治研究機構との共同調査研究事業として実働されておりますし、また協議会や作業検討部会を設けて各界、各分野からの意見を聞いておられますし、今回なによりも特徴的なものは研修会などを通じまして、広く町民の意見を聞かれるような手法をとっておられます。このような手法をとられました町長の狙い、また考えをお聞きしたいと思います。町長よろしくお聞きいたします。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

4番芹口議員のご質問にお答えいたします。

その前に今回の観光立町の進め方に関しまして、現時点で頑張っているというような評価のお言葉をいただきましたことに関しまして、お礼を申し上げる次第でございます。今後につきましては、今議員がおっしゃったように広く意見を求め集約できる体制を作られているということですので、より以上、住民の意見が反映できるような形づくりをしていかなければいけないと、またその節にはご指導、ご協力をいただきたいというふうに思っております。

質問の内容といたしまして、今までと違う手法を取られた意義とお考えということでしたが、私もこの高森町の過去取り上げたいろんな観光計画等々も調べてみま

したが、議員が1番ご承知だと思います、平成13年度に事業費300万円で高森町中心市街地活性化基本計画を策定しております。風と森の計画と、これのときにも今おっしゃったように策定員10名はワーキングメンバーとしていろんな分野から約100名くらいの方が参加されて策定をされてるわけでございます。しかしながら計画を元に、どれだけその中が実行されたかと言いますと、これは検証段階ではっきり分かると思いますが、イベントが確かにたくさん何回も行われている、と町づくり交付金事業において、観光交流センター等のハードの整備は実行はされておりますが、やはりソフト事業ハード事業にかかわらず、未整備・未実施の部分も多々あるということです。たくさんの住民の方が参加されて決められたことではございますが、どうしても行政指導型であると中々浸透しないのが実状ではないのかなというふうに思っております。よく言われます例で言いますと例えば物産館とか自治体の販売所とかもやはり地域の住民の方が手作りですまはなされる。それを行政が後押しするという形が1番成功例が多いとよくいわれておるということも同じことではないかなというふうに思っています。そのことを考えまして政策集もそうでございますが、実際この首長の職を与えていただいた後にもこういうことを考えながら公募制を持ちいらなければいけない。これは地域の住民の方が自らが自分の意思を反映する、自己決定できる、それを実践することができるというふうに私は思っておりますので、この公募制をさせていただいたということです。このことによって、より一層先ほど議員もおっしゃった地元の方が地元のことを発信するやる気の部分も出てくる。なぜならば公募制に応募してくるこの熱意とその公募の内容も見させていただきましたが非常に関心できる、また1町民の方がこれだけ町づくりに賛同していただくそして考えていただけるものだなという熱意も感じた次第でございます。私といたしましては今回このような手法を取らせていただいたのは過去の実績、実例それに基づくどこか変えていかなければいけないそういう思いでこのようにさせていただきました。

以上ご報告させていただき、答弁とさせていただきます。

- 議長（田上更生君） 4番、芹口誓彰君。
- 4番（芹口誓彰君） 今回の観光立町基本条例にあたりましては一部の者、また一部地域のための観光立町の下火ではなくて、町長の言われるいわゆる稼げる観光立町の施策効果が全町民・全地域に波及をしてそしてそこに住む我々町民1人1人が高森町の自然や文化、歴史、風習、産業などといった素晴らしさに気付いて、将来に

渡り誇りを持って町づくりを主体的に取り組むような意識付けをする。また先ほど言われましたが自己決定をするような住民参加型で観光立町といった町おこしの道筋をつけて、そのようなことから広く町民からの意見や提言を聞く機会を設けておられるのだというふうに理解をいたしました。

そこで町長は観光立町基本条例の制定と共に高森町町づくり条例の制定についても政策集で述べておられます。この町づくり条例につきましては私は昨年9月の議会でどのような町づくりを想定しておられるのかという質問に対しまして、町長は行政への住民参加を目指すもので、住民自らが町づくりに積極的に参加し、住民と町が情報を共有し共同による町づくりが出来るような条例を考えている、それが前提であるというような答弁をされております。このことはまさしく観光立町基本条例の制定に向けて広く町民の意見を聞くそのものであるというふうに私は思います。であるならば早く町づくり条例を制定してその条例に基づいて町民の意見を聞くそういった体制をとられるようなことをされるべきではないかというふうに考えておりますけれどもお考えをお聞きいたします。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

9月の議会で4番議員のご質問に今おっしゃったようにこの町づくり条例、これは仮定の名前をつけていたわけですが、結論から言いますと同じ情報を共有し共同にやっていく行政への住民参加も促せるということでございます。この町づくり条例というのは基本的には広く言われる言葉としてはイコールが住民参加条例ではなかろうかというふうに思っております。また過去この町づくり条例に関しましてこれは議員さんが1番ご承知だと思いますが、高森町で作られるこのプロセスがあったのかどうか、また現実にその話がどこかの時点であったのかということも考えました。9月の議会の段階でそのようにお答えしたわけですが、やはり必要であるというふうに思いました。また観光立町条例を制定するにあたり町づくり条例が先行しなければいけないということは芹口議員がおっしゃるとおりでございます。これはたぶん私が思うには理想的な形としてはこれがもっとも効果的であるというふうに認識いたしております。しかしながらこの町づくり条例ということになりますと、網羅する範囲が適用される条例の効果がある範囲というのが非常に広範囲にわたる、このことも1点側面であるわけですが、ほかの政策もそうですが、ほかの条例とのすり合わせ等々も必要であるのではないかと考えており

ます。

もう1点地域の住民・町民の方のニーズ、町づくり条例に対するニーズと意識、これのコンセンサスを図る必要があるのではないかというふうに思っております。そのことには多くの時間と労力が必要でありますし、またその多くの時間と労力をかけないと言ってるわけではございません。やらなければいけないというのは分かっておりますが、現状この地域においてこのニーズそれと意識に対するコンセンサスを得るのには大変時間が掛かるのではないかということで、現在観光立町推進条例を先行させていかせてもらってるわけでございます。またこの町づくり条例に関しましては、これは議会の方皆さんご存知だと思いますが、全国で私も資料を若干はつきり何件というわけではございませんが、全国でこれを制定した後にいろんな問題が出て来ていることがございます。これは住民を实际議員がおっしゃるように巻き入れて全員でこの町づくり条例の議論をして制定したのかということが後から出てきたり、もしくはトップダウンで首長がこれを制定した自治体に関しましては、その後この条例が有効に機能することがはたして出来ているのかという問題等々も出てきているわけでございます。先ほど申し上げましたように芹口議員がおっしゃったこの1番もっとも理想的な形、このことは議員がおっしゃるとおりでございます。また私も去年の就任後半年後の議会ではそのように答弁いたしました。この条例の必要性というのは分かっているからこそ仮称でございますがこの町づくり条例ということも挙げさせていただいております。しかしながら今述べたような理由もありましてまずは条例制定よりも個々の行動の行政活動において、住民参加型の実績を積み上げていくことも可能ではないかなと思っております。個々の住民参加型というのは私なり行政職員なりがこの住民とちゃんと議論をしていく、その細かいことを積み上げていきながら、またこれを庁舎に持ち帰り議論を職員の間でもした上、そしてその中で機は熟したというふうな段階、住民のニーズもしっかりとれた段階で条例化が最適ではないかと現時点では考えておりますので、どうか議会の議員さんの皆様にもご理解のほどお願い申し上げたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番、芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） この町づくり条例についてはいくつかのスタイルがあります。以前の答弁では積極的な住民参加を目指し、住民との共同による町づくりのための条例と言われておりましたけれども、開発規制や住民投票といった住民に規制枠を

はめる条例ではなく、そう時間を掛けなくてもできる条例だというふうに思っておりますけれども、今回の答弁でまだほかの条例とのすり合わせ、また住民とのコンセンサスも必要だというようなご答弁ですのでありますが、しかしこれは町長が観光立町と同様政策にかけられました条例の1つでもございますので、今後条例の制定を是非とも十分考えられまして早急に結論付けをしていただきたいと思いますと思っております。

次にスケジュールについてお尋ねをいたします。条例制定までどれくらいの期間を要するかとの私の質問に対しまして、先ほど話がありましたように24年度に協議会や作業検討部会を立ち上げ25年度に仮称でありますけれども観光立町戦略会議を組織して基本方針、基本計画を策定、26年度に条例を制定して議会に提出したいというような答弁がございました。町長も我々議員も任期は4年でございます。26年度は4年にあたります。町民も町長に対しても、また議員に対しても4年間の実績・成果については注視もされておりますし期待もされていると思います。この観光立町条例は制定をすることが最終目的ではないわけですので、スケジュールを繰り上げ町長の言われるスピード感をもって1年でも早く制定をされまして、それに基づき町づくりの実質的な施策推進が出来ないものかどうかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長、甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 自席から失礼いたします。

芹口議員が言われるとおり24・25年度におきまして基本構想、基本計画を策定し、26年度において条例を作るというふうに平成23年の第3回議会で答えております。私たちが機構と打ち合わせをする段階で、あまりにも時間を掛け過ぎではないかということで機構との協議によりまして24・25年度で基本構想、基本計画を作りまして、25年度の最終では条例化までもっていきたいというふうに考えております。その前に観光立町宣言これも含めたいというふうに考えております。ですから議員が言われるとおり、1年前倒しをしたいというふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 4番、芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいまの答弁のようにについても早く実質的な政策推進ができるますようによろしくお伺いをいたしたいと思います。

それでは2点目の防災行政無線につきましてお伺いいたします。

防災行政無線の利用につきましては町民の死亡の広報も含めまして、もう少し幅広く弾力的な運用はできないのかという要望が駐在員会議の中でも出されたと聞いておりますし、これまで開催いたしました議会報告会の中でも出されております。この件につきましては私が在職中にも要望がありましたが、防災行政無線といった目的で設置をしたものであり、その目的に沿ってあくまでも防災広報と緊急的な行政事項の広報に限るとというのが基本姿勢でありました。しかしこの事業を実施いたしましてかなりの年月が経過をしておりますし、その後個別受信器の設置を行いましたけれどもかなりの年月が経過をしております。そこでお尋ねをいたしますが補助金の適正化法を含め、防災行政無線の使用につきまして現在でもなんらかの法的な規制また制約があるのかどうか総務課長にお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長、村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） おはようございます。

4番芹口議員の質問にお答えいたします。

前段でおっしゃいましたことはちょっと二重になるかと思いますが、防災無線そのものにつきまして2点ほど書いたものがございますので改めてご紹介したいと思います。

まず1つでございますけれども、本来有事や大規模災害のためのシステムでありその目的においては騒音公害は当然容認される性質のものであるが、一部行政機関の緊急性・重大性・行為規制の低い内容における乱用により騒音公害が問題になっている。騒音公害による苦情の声はスピーカーとの距離・個人差・家屋の機密性による音量の違いによって被害の程度を理解してもらいにくい。こうした実状に鑑みこうした実状から慎重な利用がなされるべきであるという報告が1つと、もう1点が、そもそも防災行政無線の役割は予期せぬ災害が発生した場合、災害の規模・災害現場の位置や状況を把握し、いち早く正確な災害情報を地域住民などに伝達する必要があるため、このために非常災害における災害情報の情報伝達の手段の確保を目的として防災行政無線が設置されているというふうでございます。これが先ほど前段で議員が述べられた文でございます。それでは補助金等の適正化法等の関係はどうかと申しますと、設置してかなりの年数経っておりますし、事実個別無線等も配付してございます。そのような中で以前は今2点申し上げましたがそういう部分がありますから、なかなかそういったことには対応できませんというお答えをしてきたかと思いますが、適感音につきましても以前ほど厳しくはございません。それ

ともう1つが住民の皆さんからも数年代に渡りかなりな要望がっておりますし、今回草部南北両地域におきまして、防災無線に関するアンケート調査ということで調査がなされております。全世帯が当時377世帯のうち、どちらでもないというものも賛成と見ましたときに、賛成の方が77%、反対であるという方が3%これは回答率が約80.42%でございました。そういったことで町としましてはそれだけの賛成があるということであれば前向きに草部地区、草部北部地区限定となりますけれども1度そういった事業についても取り組む必要はあるのではないかと町長のほうもそういった理解をいただきましたので、今そういったことにつきまして準備を進めている段階でございます。

○議長（田上更生君） 4番、芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 今、総務課長の答弁のように多くの方が幅広い弾力的な運用というものを望んでおられます。特段の法的規制また制約がないとすれば、町民が必要と思われる情報や欲しいと思っておられる情報につきまして、提供することも、また提供する場の条件整備をすることも行政の務めであると私思っております。そのようなことからこの防災行政無線の使用につきまして弾力的な運用につきまして重ねて町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長、村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 今の答弁の中で一部ちょっと抜けていた部分がございます。運用に関して現在私たちが考えていることの一端を入れさせていただきます。基本は葬祭に関する情報を第一と考えております。これにつきましては無線の施設の取り扱いの問題等ございますので、町の方で対応したいと考えておりますが、以前例えばイベントの関係の一斉通知、その辺はしてはいけないのかというようなこともございましたので、もしそのようなことの放送まで防災無線を使いまして可能であるとすれば、その場合におきましては駐在員さんたち個別のそのキーから直接放送が出来るような仕組みになっておりますので、そういったことの対応も考えております。また苦情の処理、これにつきましては運営協議会なり今、草部のほうには活性化委員会等ございますのでそのあたりともう少し協議させていただいてそのあたりのことはお願いしたいと、個別の放送になりますのでというふうに考えておりますし、もう1つ問題として上がってまいりましたのが将来防災無線がデジタル化されます。その際に個別の放送ができなくなる恐れがありますということでございますので、そういった場合には途中でそういった放送を中止する状況が出てまいらな

いとも限らないということでございます。

あともう1点は町長のほうが今盛んに説明会等で申し上げておりますが光通信でございます。この光通信を使いますと今からの課題でございますが例えばテレビの下の画面にNHK等でもやっておりますが文字で放送が出来るようなしくみにもできます。ですからその辺も含めて短期的には防災行政無線を使う。長期的にはその辺も含めて検討を進めて参りたいというふうに考えております。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

この防災無線の弾力的運用、柔軟性を持つ必要性もあるのではないかとこのことだというふうに思っております。先ほど総務課長が申し上げたとおりでございますが、やはり補助金適正化法の観点からだけ言えば若干これは違う部分があるというふうなことから、議員がおっしゃったように行政にいらっしゃったときにも出来なかった、要望がずっと続いたが、やはり無理だったということだったわけじゃないかなというふうに私は思っております。しかしながら時間も経ち、個別受信器も配付している、そしてなによりも今回はこの10年間要望があった中でまったく違う形といたしましては、直接住民の方が答えも出されてるこのアンケートという手法を取られて答えを出されている。しかも80%以上の回答率があり約77~78%の方が賛同をなされているということです。このことは私もそうでございますが議会議員の方も重要視されるのではないかと、だからこそ経験がえられる芹口議員が一般質問で取り上げられ、そして弾力的な運用についてどうかということをお私に問われているというふうに考えております。直接住民がこのアンケート等々でしっかりした答えを出した場合、行政としては出来ない方向で積み上げるのではなく出来る方向で積み上げるこれが基本ではないかと、今後もこの防災無線の件のみならず、やはり住民の方が直接回答を出された場合、これはもちろん日本は民主主義でもございますし、そこはしっかり重要視していろんな部分で決断をしていかなければいけないというふうに思っております。そういうことですので先ほど総務課長が申し上げましたようにやる方向性ということで積み上げさせていただきたいと思っております。取り扱いにつきましては先ほど総務課長が詳細については現時点での考えは伝えましたが、これから以降もしっかり協議しながらやっていかなければいけない、そしてやる以上であれば議員もたぶん思われていると思いますが、やはりスピード感を持って取り組まなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番、芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） この件につきましてはこれまで幾度となく意見や要望がなされておりましたけれども、今回町長からはっきりした結論・方針を出していただきまして感謝を申し上げます。ただ運用にあたりましてはルール作りといったものも必要と思われるので、使用基準や使用規定等も作られまして1日でも早く弾力的な運用が出来ますようお願いを申し上げまして私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 4番、芹口誓彰君の質問を終わります。

続きまして5番、立山広滋君。

○5番（立山広滋君） おはようございます。5番立山です。

まずは初めは7月12日の九州北豪雨災害に見舞われ、被災された方々に謹んでお見舞い申し上げますと共に、1日も早い復旧に執行部と議会一丸となって取り組んで参りたいと思います。

さて本日は①九州北部豪雨災害における復旧工事についてと、②今後の自然との共生のために必要な地場産業の強化について質問いたします。この2点は関連しているので、質問で重複する部分があるかと思いますが町長はじめ関係課長等の答弁をよろしく願いいたします。

町長が今回の災害発生時に最も良かったことは共助の精神であり、地元の建設業者や農業者の方の協力なくして災害時における復旧活動はありえない。だからこそ地元の方々に出来るだけ仕事をさせていただきたい旨、県議会の災害対策委員会にも言われておったと聞いております。これは地元の議員としてもまったく同じ意見でございます。そこで災害査定も始まっているとお聞きしますが現時点での九州北部豪雨災害における復旧工事について、被害状況と被害金額、町が行う工事箇所数また県の工事の数字が出ているのなら、そこも答弁いただき合計すればどの程度の災害復旧工事数が必要なのか、また農災も含めて教えていただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 建設課長、廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） おはようございます

5番議員の質問にお答えいたします。

7月12日発生の九州北部豪雨による被害状況といたしましては、建設課が担当しております公共土木災害として、まだ金額については現在査定が終わっておりませんので概算となりますが、河川10件7,298万4,000円、道路23件7,

331万2,000円、橋梁1件1,180万5,000円、農地等災害復旧費として農地関係が7件2,450万円、施設関係が7件4,710万円、林道災害復旧費として2路線5カ所3,028万円、総額2億5,998万1,000円となっておりますが、その他道路、河川等の土砂流木等撤去費用が約4,000万円、流木の産廃処理が約1億強見込んでおります。

それから熊本県の公共土木施設の被害状況としましては、阿蘇地域管内で道路249カ所、橋梁10カ所、河川257カ所、砂防施設132カ所、急傾斜崩壊防止施設として2カ所、総額94億3,000万円程度となっております。そのうち高森町に関しましては道路15カ所、砂防施設20カ所でございます。高森町の今後出す工事の件数としましては、先ほど申し上げましたが河川が10件、道路23件、橋梁1件、農地関係が7件、農業施設が7件、林道災害として5件、計53件の災害復旧工事を予定しております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番、立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。

今、建設課長の答弁で被害額が約3億円、町の工事が約53カ所、県工事を含めると100カ所近くの工事数になるとのことですけれども、これは相当な金額と今申し上げられました。相当な金額と数になりこれから以降も災害が発生する懸念も十分あり、この数字が確定しているというわけではないと思います。そこで今後についてですが、災害が発生した箇所の現状と今後の展望についてどのように考えておられるのか建設課長と町長にも答弁をお願いします。

○議長（田上更生君） 建設課長、廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） お答えを申し上げます。

今後の展望ですが、確かに高森町が抱えております工事については53件、これはあくまでも公共災害部分だけですので、今後の調査を進めればまだ増える可能性もありえます。基本的には災害復旧工事ですから全ての工事につきましては年度内完了というのを目指しておりますが、安全のための適正工期、または工事によっては特殊な資材等が必要なこととか調達が可能か、状況次第では繰越し等も考慮しなければならない状況になる可能性もあると思われま

以上でございます。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員のご質問にお答えいたします。

この災害の現状と今後の展望と復旧工事に対してのことですが、工事うんぬんは横に置きましてまず現状といたしましては、先般の台風の接近のときもそうでございますがやはり大雨が降れば2次災害の恐れがある。要するに地域の方は不安をかかげて生活をされているのではないかというふうに認識いたしております。またそれがストレスに繋がるということもありうるというふうに思っております。今後の展望といたしましては、町といたしましては復旧の過程が住民の方に地域の方に目に見える形を心がけたいと私は個人的には思っております。その理由といたしましては見えることによって分かりやすい、そして安心感、それが地域の方々のストレス解消に繋がるのではないかというふうに思っております。そのためにも私地自身は特に主要道、主に使う道等に関しましては熊本県に強く早期着工を働きかけているわけでございます。着工が早ければ安心感、ストレスも薄らぐのではないかというふうに思っております。具体的な例といたしましては黒岩の県道の件も議会議員さんもいろいろ懸念されていることかと思いますが、これは当初の計画より相当早く前倒しで行えるのではないかと、要は着工できるのではないかというふうに思っております。また初動の体制のときもそうでございますが、流木の撤去につきましては連日地元の建設業の方に頑張っていただき、地域の被災された住民の方が目に見える形で進んだこと、これが災害の復旧に関して行政が取り組んでその信頼性にも繋がったのではないかというふうに私自身は思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番、立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 予断は許されないということだと思いますけれどもそれは町長、復旧に関しては町長が言われるスピード感を最優先しての取り組みになるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

当然この災害復旧ですのでスピード感は重要視されることは間違いございませんが、私は逆にスピード感だけではこの地域のまとまりが薄まる、希薄になる部分もあるのではないかということも思っております。これはなぜかと申しますと先ほど申し上げましたようにこの復旧の過程ですね、この時点でやはり地元の方同士が地域の方、また作業をしていただける方同士が顔を見ながらお互い会話をしながら進

める、これが1つの安心感にも繋がるのではないかというふうに思っております。要は極端な例でいえば1カ所に100人入れて復旧工事をやればそれは一気に進むかもしれません。しかし現実的にはそれは不可能な問題でありまして、やはり地元の方がその災害に遭われた地域の方と顔を合わせながら、そして会話をしながら進んでいく、これは形的には最高であるのではないかなと思っております。スピード感も重要視はいたしますがその地域のコンセンサス、地元の方同士でのコンセンサスという部分も重要視しなければなりませんのでスピード感が最優先事項ではございません。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番、立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 災害に関してはスピード感も大事ですが、それと同時にある一方では復旧に関わる地元の地区の安心感ということも重要であるというような答弁でしたけれども、そのことは地元の方々を中心に復旧を行うことが安心と安全に繋がりが優先するべきということですか。であるとすれば町の業者のみで対応する方向性ということでしょうか。建設課長にお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長、廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） お答えを申し上げます。

基本、工事につきましては高森町に資格審査の出ている指名願いが出ている業者の中で対応したい。全てが高森町ということでなく工事の金額等もありますので、ランク付けを考慮しながらやりたいと考えております。

○議長（田上更生君） 5番、立山広滋君。

○5番（立山広滋君） このことは私が②の質問事項の地場産業の強化にも繋がります。私は誰でもそうですけれども災害についてはいつ何が起こるか分からない。常に準備しておくことが基本だと思っております。現在、温暖化の影響があるかもしれませんが専門家ではありませんので、詳細については分かりませんが日本各地で想定外の今まで経験したことがない災害が発生しております。自然には勝てませんし想定もなかなかできません。しかしこのことは確実に言えることですが、その自然とは共生していかなければならないし、いざというときは今回のような地元業者の協力がなくては即対応ができないわけです。ならば地場業者の強化も必要ではないでしょうか。建設課長いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 建設課長、廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 地場業者の強化ということですが今回の災害につきましては7月12日に発生し、すぐ中原地区の中原橋に流木が埋積しまして大変な被害を被っております。15日の午後から高森町の全業者を呼びまして、まず流木撤去のお願いを組合としてやってくれということをお願いしております。当然これについては先ほど町長が申し上げましたように、災害について共助の体制で行うということをお願いをしたわけです。地場産業、土木建設業者ありますが基本このような状況の中ではお互いが協力し合って先ほども申し上げましたが、ランク付け等の見直し等も検討していかなくてはならない。取り組む事が地場産業の強化になると思います。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番、立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 町の方もだいたい同じような考えだということですが、やはり近年の公共事業の激減により実際はどの自治体の業者も請負業としての準備が不足していると聞いております。請け負うためには人・機械・現場代理人・技術士・または過去の実績通りの準備が出来ているのか、町は今回50数件の工事を発注することになるわけですが、県も同時に行う工事もあるわけで、実際に決まりや法律に関わることも出てくると思います。町も地元業者に対しての会社の先に述べた機械の保有や技術士、それと1番大事な現場代理人の数については特に厳しくなっていると聞いていますが、何らかのヒアリングや現状把握は出来ているのか建設課長にお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長、廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） お答えを申し上げます。

各業者の現場代理人、機械保有状況等については常時入札時に入札資格審査申請書等により状況を十分把握して今までも工事は発注しております。また今回入札数が増えることが9月1日付けで各業者の現場代理人、機械保有状況等について調査を行っており、内容確認をしているところが今の現状です。またご指摘のとおり現場代理人につきましては建設業法第19条及び契約約款第10条の規定に現場代理については工事現場に常駐しその運営・取締等を行うこととなり、現場代理人は他の工事と重複することはできないとされております。できないとされておりますが、熊本県が平成21年に現場代理人の常駐緩和について指針を出しております。町も県の指針に準用しているところです。内容としましては公共工事請負契約約款

第10条に規定する現場代理人についてである。次の全ての要件を満たす者について他の工事の現場代理人との兼任を認める。認める要件としましては、1、兼任できるのは3つの工事まで。2、兼任する工事が全てが県発注工事。これは町発注工事となります。3、兼任する工事現場が全て同一振興局。高森町管内ということになります。4、請負金額の合計が税込2,500万円未満という指針が出されています。町は今後はその指針に沿って工事発注をいたします。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番、立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、建設課長の答弁ですと先ほど私が質問しましたところは把握されているということで安心いたしました。では実際に町と県の約100カ所の工事を請け負うことが地元業者のみで可能なのか。地元業者の数だけで復旧に必要なスピード・安心・安全な工事が可能なのかお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 建設課長、廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 発注本数並びに金額等を考慮したときに年度内で町の業者さんだけで可能かということは無理はあります。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番、立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 私は全てを工期内に完成させることは非常に厳しいことだと思います。どうしても先ほど言葉が出ましたように繰越となるのではないのでしょうか。工期と繰越しについての考えを建設課長お聞かせください。

○議長（田上更生君） 建設課長、廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 工場の繰越しについては非常に理由付けがいろいろあります。当然検討協議をし、その工事が繰越しに適しているかどうか協議の必要がありますので今後はそのように進めたいと考えております。

○議長（田上更生君） 5番、立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 私はしっかりと順番をつけられて、今建設課長が申し上げられました検討協議もしながら、平時とは違う災害時の対応ということで積み上げてほしいと思います。また今回災害で特に道路舗装に関しては同じ路線で被害状況が違ったりしていると聞いております。これはいちがいには言えないと思いますけれども、舗装専門業者と一般の土木業者との技術の差もあるのではないかと考えられます。特に最近では熊本県でも特殊舗装といった文言が新聞等でも見受けられます。

けれどもこれは特殊な技術と経験それに専門性が必要であるということでしょうか。
舗装の位置付けとしては特殊工事という表現の時代であるということでしょうか。
技術に詳しい建設課審議員にお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 建設課審議員、岩田秋広君。

○建設課審議員（岩田秋広君） おはようございます。

5番議員さんの質問にお答えしたいと思います。

アスファルト舗装の工事専門性には評価基準がございます。まず4段階に分かれておりまして、まずA、B、C、と評価なしというふうに分かれております。まず1つの例を申し上げますならば、A評価は高度な施工管理能力と施工能力を有し、かつ専門機械を保有していることと規定されております。その中でも評価項目といたしまして施工管理能力、これは舗装工事の技術専門1級、2級と施工能力はアスファルトフィニッシャー、乳剤を降ったあとアスファルトを舗設するんですが、その分のフィニッシャーと言いますけども、そのフィニッシャーの保有とローラー類、タイヤローラーとかありますけどその保有、それとロードローラー、基盤をするやつでございますがこれを保有していること、それと工事の完成型が5,000万円以上という規定がA評価になっております。次のB評価でございますがこれは一定以上の施工管理能力または施行能力を有するという規定でございます。これは先ほども言いましたが施工管理能力のうち技術者の中で1級、2級どちらかを保有しておればよいということになっております。ただ施行といたしましてはアスファルトフィニッシャーとローラー類、このいずれかを保有しているということに規定をしております。それから工事の施行完成型でございますが1,000万円以上というふうに規定してございます。ランク度CでございますがCは一定の施工管理能力または施工能力を有する、施工管理能力の技術者の場合はいずれか、これはB評価と一緒にございます。いずれかを持っていること。それから施工能力につきましては機械類、これもいずれかを有するものということで工事の完成型は別に規定はございません。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番、立山広滋君。

○5番（立山広滋君） ありがとうございます。

今まで執行部で答弁されたことを踏まえて再度地場産業の強化について町長にお尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員のご質問にお答え申し上げます。

地場産業の地元の建設業者さんの強化のことを言われていると思います。まずその上に普段とは違う災害時の対応を心がけなさいと、それがあべきではないかという議員のご意見大変ありがたいというふうに思っております。私は何度も申し上げますように、災害時はスピード感、これは1番大事ではございますが、それと同時に同じ位置付けとして地元の人同士が顔を見合わせて、声を掛け合いながら進めて行く、このことも非常に大事ではないかと思っておりますので非常にありがたいご答弁だったなというふうに思っております。

その上で地場産業の強化につきましては基本的に災害で地場産業、建設業の強化を図れるというふうには思っておりません。私が思うにはこれは全国的にも、先ほど議員がおっしゃったように公共事業が大幅の激変をしている中、通常期すなわち災害時ではないときは例えば町の発注工事、県の発注工事これは国もそうでございますが、これが増加していくという保障はないわけでございます。だからこそ災害があるからそのときに仕事を与えて、それが強化に繋がるというふうには思っておりません。私が思う地場産業の強化というのは先ほど技術に詳しい岩田審議員が、特に特殊舗装業、舗装の位置付け、これは特殊工事であると基準等々もたくさんありますよという答弁だったわけでございますが、やはりしっかりした管理体制、会社の管理体制等、技術を持つ意識、そしてそれを会社に根付かせていかなければいけない。これは民間の会社がやるべきこと。それと同時に行政がやらなければならいけないことといたしましては、通常期、災害時ではないときに例えば民間の言葉で言いますと複合型の経営戦略の必要性。これは多種業、他の業種も取り入れた形で会社の運営もやっていく、そういうこともアドバイス、そして一緒に協議していかなければいけないのではないかなというふうに思っております。その経営戦略が描ける建設業になっていただければ、これは当然維持が出来ることであり、また維持が出来るということになれば、今回の災害すなわち有事の際に頼れる地元の建設業者になれるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番、立山広滋君。

○5番（立山広滋君） ところで高森町建設業組合から陳情書が議会にも提出してありますので当然執行部にも提出されていると思います。陳情・要望の内容は把握され

ていますでしょうか。総務課長答弁をお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長、村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 私、手元に今ございませんが確か内容につきましてはランク付けを今全部しております。その辺の緩和をこういった非常時については進めてほしいといった内容ではなかったかというふうに記憶しておりますが。確かそのように記憶しております。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員のご質問にお答えいたします。

総務課長が手元に今ないということですので私宛に出された陳情書・要望書ですのでお答えさせていただきます。

1つ目が今回の非常時、災害時の発注工事においては地元業者を最優先していただきたいということが1点、大きく言えば。2点目が私が個人の施政公約で守っている高森町の条例を守るということをうたっておるわけでございますが、今回の災害時に関しては、町長はその施政を改めていただければ高森町の業者だけではこの復旧工事を出来ることが出来ないと、だからそこを考えていただけないかということ建設業組合の総意の元、今回陳情させていただきますということで私も陳情を受けた次第でございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番、立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、町長が答弁された1つ目の地元業者への発注については今までの建設課長を含め、答弁と意味合い的には重複すると思えますけれども、まとめると災害復旧ということが1番ですが、復旧においては地元を思う気持ちそれに地場業者の強化も必要であります。すなわち柔軟性を持つとの今までの答弁だったわけなんですけれども、今町長が言われた2つ目の陳情・要望については、これは町長の個人施政の公約でもある条例を重視するということに触れると思えます。町の政治倫理条例については平成7年、そして平成16年に議会提出提案で条例化され改正されていますが、町の発注要項を踏まえた執行部の考えと町長の個人的な考えを聞かせてください。総務課長から答弁をお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長、村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 先ほどは大変失礼いたしました。

今お尋ねの件は高森町工事請負建設業者等選定要領というのがございます。その

中では等級別の発注工事金額の区分という項目がございまして、それぞれの業者さんを等級割しております。その中でそれぞれ発注する工事の上限でありますとかそういうのをここで整理し、審査会で審査しているわけですが、その中の第3条第5項に特例の文言がございまして、と言いますのがこれは災害、その他の理由により緊急を要する工事、または特別な技術もしくは特別な機械を必要とする工事については、今申し上げました第2項もですけれども第2項および第3項に掲げる規準によらないことが出来ると、ということで規定してありまして、すなわちこういった非常時においてはこれは適用しなくてもよろしいと、という規定になっております。また先ほど政治倫理の話がございましたが、これは16年に最初できてそのあと1回改正されていたかと思えます。これにつきましては町の方で議論はしましたがこれにつきましては当初、議会からの発議ということで条例化されております。そういうこともございまして町の方から今回改正議案を上程するという事は現在のところ町長ともご相談いたしましたけれども考えておりませんので、そういった部分も特に政治倫理に関しましては、当初制定された議会の方で議論いただきたいというふうに考えております。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員のご質問にお答えします。

町長の個人的な考えはどうかと聞かれたわけですが、まず条例を厳守するという事は個人の施政の公約というふうになっております。現在まで守らせていただいているということもまずはご報告をさせていただきます。その上で今回災害時におけることは、これは先ほど総務課長が申し上げました請負選定要綱等では災害時は別だというふうに認められているわけですが、そのこともありたぶん建設業組合さんが総意で陳情をいただいたというふうに思っております。しかしながらこの個人の施政の公約に私はうたっているわけですが、簡単にこれを撤回して、「はいわかりました、災害時はそのようにさせていただきます。」というわけにはいかないと私個人としては思っているわけですが。また先ほど総務課長が答弁いたしました、平成7年と16年にこれは総務委員会で議論されているとお聞きいたしました、この政治倫理条例の改正をされているわけですが、私もこれは議会の方で、議員さんたちでまた話し合っていたか限りのこの部分に改正のメスを入れるということはやるべきではないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番、立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 町に提出されている陳情書ですね、これは先ほども言いましたけれども議会にも提出されております。私は先ほどの建設課の見解でもありました、特に特殊工事的な技術、機械数や技術士等を考えても町長は柔軟性を持つべきだと思っております。復旧は地元だけでやると言ってもその地元の業者で技術・機械・実績・現場代理人数をこなせる会社がないのであれば、先ほど総務課長が答弁されたように緊急を要するときの要綱にあたることですし、安心・安全の工事の担保にもなると思います。私は条例を守るという個人施政を言われているからこそ議会提案の高森町政治倫理条例の改正についての必要性も感じますけれども災害復旧というのを最優先で考えるのであれば、町長が決断されることも必要であり災害復旧のスピード化に繋がるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員のご質問にお答えいたします。

災害時は柔軟性を持って対応しなければいけないのではないかと、それはスピード感に繋がるということであったと思いますが、先ほど申し上げましたように、高森町工事請負建設業者選定要綱、これを見ますと復旧災害のとき、緊急時のときにはこの政治倫理条例をあてはめないでいいのではないかとというふうに捉えることもできます。確かに私の実家が建設業をやっております、まず県のランキングそれと過去の実績、それと従業員数、重機の保有それと特殊工事の回数等々、現場代理人の数等々を含めると、実際これを請けなければほかの業者さんが逆に困る。要はほかの地域から業者が入ってこなければ、この復旧工事ができなくなるのではないかと懸念の元、たぶん陳情されたというふうに私はそういうふうに思っておりますので、確かに私の実家の建設業が町のこの災害復旧工事だけを請ければ、スピード化が図れるということが納得する部分もあると思いますが、私はそう思っております。しかしこれは個人が施政と、私が4年間の施政なんだということで約束したことでございますので、なかなか簡単にそれを「はい」というわけにはいかない私の心情も察していただきたい。要は守らなければいけないのは私の方ですので、その分を逆にしっかり考えていただきたいです。またこの政治倫理条例の改正につきましても、先ほど申し上げましたように私はこの件について答弁することではございません。この改正はさきほど順番間違えましたが、要綱より条例が上ですので、

この条例がもし改正されているのであればそれはそれでまた対応できた。それはなぜかというところは私は条例を守るという非常にシンプルなお約束だったので、そこあたりは議会の議員さんにもご理解をいただきたいというふうに思っております。ただ建設業組合の総意の陳情を軽く見ているわけではございませんし、総括的に考えて判断をしていかなければいけないのではないかなというふうに思っていることも付け加えさせていただきます。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番、立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 町長には町の建設業組合が総意で提出された要望であることと、災害復旧に大事なスピードと地元の人たちの思い、そして地元業者の強化に繋がることを踏まえ対応していただきたいと思っております。これは同時に議会にも提出されている陳情書ですので、議会としても対応していかなければいけないと考えておりますので、そこはご理解しておいてください。

最後にとにかく1日も早い復旧が急務でございます。今後も町長のモットーであるスピード感を持って対応していただきたいと思っておりますし、今ここで先ほどから申し上げておりますように、私の考えも理解し、執行部とこの両方を加味し、実行して欲しいと言うことを願っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 5番、立山広滋君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。11時30分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時25分

再開 午前11時30分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 皆さん、おはようございます。1番 宇藤康博です。

敬老会が各会場の方で行われまして、敬老を迎えた方々大変楽しみにしておられ

て、また会も非常に盛り上がって大変私もうれしく思います。その中でまた7月12日、九州北部豪雨災害、大変な災害おきまして、本町におきましても上色見地区を中心に大変な災害がおきました。また災害に遭われました方々に対しまして深くお見舞いを申し上げる次第でございます。またそのときに町の執行部の方もいち早く対応していただき、今復興に向かっていることをうれしく思っております。私も1議員といたしまして精一杯努力をして、早く安心・安全な町に返るようにまた今後の防災に対しましてもやっていかなければならないと深く思いました。

今日は私の一般質問でございますが、通告に従いまして、高森町の情報公開について質問いたします。

町長はまずマニフェスト、政策集の中で高森町の情報公開ランキングを必ず県内トップ10入りするんだという気構えを持って町政を進めてこられました。そのことがずっと私もどのようなかたちで情報公開を進めていくのかなということ思っ
て色々注目しておりました。その中で1番最初が変わったのがホームページ、これがいち早く変わりました。前は色々町長がした、いろんな行事とか、町長交際費あたりとか全然分からなかったんですが、すぐクリックするだけで町長の動きも分かるし、いろんなことが分かるようになりました。そしてまた議会の方も議長を中心に議会報告会をする。全員でやる、各地区で行う、そうすることによって町民がまた町政のほうに参加をして、必ず良くなる町にしていくんだという気構えが議会の方もあって、この1年ちょっとでございますがきているように思います。その中で私も相当これは情報公開も進んでいるなと思っていたんですね、そのときに熊日新聞の方で私はちょっと目を疑ったんですね。それはなぜかと申すならば、市民オンブズマンの県の情報公開ランキング、その中に順位が出ていたんですね。それで私新聞を良く目を凝らして見てみますと、高森町は10番内に入るんだという町長の気構えを持ってやられてきている、それもまた私も見て来ている中で、ここにその当時の熊本のニュースとして県と熊本市が、県内自治体情報公開度ということでホームページにあったんですが、それと同じ内容が熊日新聞のほうにも載っておりまして、内容を見てみますと県と熊本市が首位と。県内自治体の情報公開度ということで載っております。熊本市民オンブズマン、23日県内自治体では熊本県と熊本市が最も情報公開度が高いとする2012年の調査結果を発表した。ランキングの公表は2000年に始め9回目。県と45市町村に質問書を郵送、4月1日時点での首長交際費や議会議事録、教育委員会議事録の公開度など11項目について尋

ね85点満点で採点したと。県は80点を獲得。質問項目が異なるため単純比較までは出来ないが、昨年の前回調査に続いて首位だった教育委員会議事録の発言者がインターネット上で確認できないことが減点理由。同じく首位の熊本市は、従来は情報公開請求勤務地が市内であることなどの制限を設けていたが、全ての人ができるように改善、9位から順位を上げたと。それと小国町は40位から8位へ、西原村は最下位から26位へ躍進、共に首長交際費の公開度を高めたと書いてあります。おやおかしいなと思ったんですね、そのようなところで高森町の順位は34番目だったわけです。私も本当にこの結果を見て、なぜこれほどまでに情報公開も上がってるのに34番だったのかなと。このことを私は本当に残念に思いましたし、また私の友人や町民の人たちともなんでおい34番かいて。もうちょっと町長は情報公開進めていくってただけど、なんでこやんこつかいという問い合わせの電話が殺到いたしまして、私もなんでかなと思ってそれを今回の一般質問で聞きたいなということでこの場に立っております。まずなんでそのような順位になったのか、まず1番最初に今の聞きたいことは、今の高森町の情報公開の現状について一体どうということなのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長、村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。

今議員がおっしゃったように、町長がトップ10入りするというところで、これはしっかり公約されたことでありまして、現状としましてはそういった部分、今なるべく順位を全体で盛り上げると、当初からそういった考えは持っておりましたけれども最終的には、熊日新聞で出ました県内で34番と、点数にしますと85点満点の36点という結果に終わっております。現状としましてはそういった部分を再検討しまして、次のまた来年4月1日付けでこういった調査が行われますのでそれに向かってしっかり今取り組んでいるところであります。

○議長（田上更生君） 1番、宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、ありがとうございます。

しっかりと答えていくということでございましたが、まずその質問内容の市民オンブズマンの質問の内容とどのような回答を出されたのか。詳細にお答えをお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長、村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 今回まず質問内容でございますが、点数の方からご説明申

上げます。

11項目ございまして、そのうち0点が議事録をホームページに掲載がしてないと。次が会議録の公開が自由に公開できる状況ではないと、次がインターネット上に公開してないと。いわゆるホームページも含めましてそういった電子媒体通じて直接どなたでもその内容が見ることが出来ると、裏返しますと申請をしなければ見れる状態では点数が低いということが1番の今回のネックでございます。

それで中身につきましては1つ申し上げますと、自治体における市長交際費の支出、相手先の公開基準についてお問い合わせしますということがございます。これにつきましては名前につきましては個人の場合は相手のこともございますので原則全面公開はしておりません。ただし団体等については現在公開しているところでございます。あとそれぞれになりますと長くなりますが、例えば先ほど申しましたあなたの自治体の議会の議事録について、ホームページ上に掲載されていますかということで、ここは掲載されていないということでグッと下がってまいるところでございます。私の方で後で町長のほうにもその説明をしているところでございますが、最終的にはオンブズマンが問い合わせをされる項目についても毎年少しずつ変わっております。ですからそれに変わらなければ、それを満点取るような部分だけ公開していけばトップも可能でございますけれども、それ以外に自分たちがやってきたこともございますので、それはまた質問があればお答えしますが、内容につきましてはちょっと長くなりますので今おもな点だけお答えしました。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番、宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、ありがとうございます。

今の総務課長のお答えを聞きまして、まずこの質問が来たときに役場のほうに来ているわけですね。それを町長は知っておられましたか。

○議長（田上更生君） 総務課長、村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） この件につきましては、来ている文章について、通常アンケート調査がかなりの数に上りますので私のところで留め置いておりますし、これには町長の方にお詫び申し上げましたが、最終的には総務課のほうで協議しまして私の責任でこれを出させていただいたというのが現実でございます。

○議長（田上更生君） 1番、宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ではなぜ言わなかったのですか、町長に。

- 議長（田上更生君） 総務課長、村上源喜君。
- 総務課長（村上源喜君） これにつきましては、私の範囲内で答えられる内容でございましたので、そういうことで私の判断で出させていただいたというのが現状でございます。
- 議長（田上更生君） 1番、宇藤康博君。
- 1番（宇藤康博君） はい、この件は町長が就任当時から情報公開を進めていくということでこの市民オンブズマンの情報公開ランキングトップ10入りするんだという気構えを持ってされていたわけですね。なぜその質問内容が来たときに町長の方に1つでもこういう質問状が来ていますというか、そういう考えはなかったんですか。
- 議長（田上更生君） 総務課長、村上源喜君。
- 総務課長（村上源喜君） 先ほども申し上げましたけれども質問内容に対して、私の方で内容が理解出来ましたのでありのままに出したというところでございます。そういうことで町長に別に隠したというわけではなく、あえて町長の方にこの報告はしなかったということで後で町長の方にお詫びをしたところでございますが、その点は町長が約束されておりましたトップ10を目指すというその部分に対する私の思いと言いますか、その辺の欠如が違ったのかなというふうに反省もいたしております。
- 議長（田上更生君） 1番、宇藤康博君。
- 1番（宇藤康博君） 今の答弁を聞かれて町長にお伺いします。町長はどのような考えですか。
- 議長（田上更生君） 町長、草村大成君。
- 町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答え申し上げます。
- 情報公開の重要性、これは今政策説明会でも1年数箇月首長を担当させていただいて、もっとも高森町に必要なのはこの情報公開なんだと。なぜならば情報を公開することによっていろんな意見が出てくると、そしてこれは住民のかたそれぞれ意見を持たれておりますので、今までは出なかったものが出てくる。これは実は非常に労力があることなんです。出すことによって苦勞もしなければいけないし、周囲に迷惑掛けることもございます。しかしながら出さなければこの高森町の発展はないのではないかというふうに私は強くそこは認識いたしております。デマ、うそ、このことが出ないためにも情報公開をしっかりとやっていく、その上でもっとも大事

なことは、町民のかたに目に見える形、これは1番議員が挙げられております、この熊日新聞というのは、これはほぼ熊本の地元の新聞会社であって、なおかつ県民がもっとも目をとおす新聞であります。その熊日も載せるほどの市民オンブズマンのこのアンケート、これでベスト10入りをするんだと、1年以内ですということ私を再三申し上げてきたわけですが、まずは出来なかったことに関しまして、議会議員の皆さま及び住民の皆さまにお詫びを申し上げなければいけないことが1点でございます。

そしてその上で今総務課長がその経過、流れを説明したわけですが、私は非常に残念の一言以外は、この発表見たときには何もございませんでした。これは先ほど申し上げましたように情報公開をして透明化することによって、私個人が苦勞するのは当然でございますが、本当に言われなくていいことを言われたり、もしくは周囲の人がやらなければいい勞力を使われたり、そしてその分で非常にご苦勞を掛けたこともこれは職員に対してもあるというふうに思っております。また議会の皆さんに対しましては苦勞を掛けたというふうには思っておりません。なぜならば議会も開かれた議会を目指すということで、田上議長の元この情報公開を推進するということは全議員さん共通の認識だというふうに思っておりますので、一緒に議会とやっていかなければいけない。しかし結果が最下位の方から数えた方が早いという結果については非常に残念だというふうに思っております。また情報公開の内容が、私たちが独自でやっている内容、これは実は私は自信満々で全国に出してもおかしくない、恥ずかしくないレベルでやっている、ここに関しては、そういうふうに思っております。もちろん電子化してインターネットで見られる、書面化して紙で見られることも大事ですが1番大事なことは直接語りかける、住民に情報を直接語りかける、その1つの例として議会の議会説明会、そして今私が行っているこの政策説明会これも情報公開、情報発信の1つではなかろうかというふうに捉えておりますので、この1年数箇月私がやりました情報公開のやりかたにとっては何の悔いもございませんし反省点も持っておりません。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番、宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 非常に残念だということでございますが、このことは総務課長さんが判断をされて、町長の方には連絡をしなくてそのほうで回答したと。町長は残念だったということでございますが、その中に置いてこういう結果が出たわけで

すね、34番目という。このことに対しまして今度はこのことに関しまして反省会議、各課長さんおられますが、いろいろそれぞれ考えがあったかと思われま。そういう反省会議というか、そういうことは行われたのか、またその内容についてあったならばお答えいただきたいと思ひます。

○議長（田上更生君） 総務課長、村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 今のご質問にお答えいたします。

その前に一言述べさせていただきたいと思ひますが、現町長になりまして新たに取組んだことがございます。これはオンブズマンの評価には繋がりませんけれどもよその町ではあまりやってないということをいくつかご紹介した後でお答えしたいと思ひます。

まず交際費の広報紙への掲載をきっちりと始めました。それと以前で500万円以上の工事の契約、その他の契約について載せておりましたのを10万円にしました。あと町長の活動状況を毎回報告しております。委員会の公募による住民との情報の共有化ということで先ほども出ましたが、そういったことで情報もそこに出るようになりました。また現在は温泉館直営になりまして温泉館の運営状況もつぶさに今回また出ますけれどもそういうことで出ますし、今町長がやっておられます政策説明会におきまして、政策の中身のきめ細かい部分までこれも情報公開の大きなものだというふうを考えております。こういったことはまったくないとは言いませんけれどもオンブズマンの評価の項目にならないところでしっかり町長の指示の下私たちがやって来ております。

次が先ほど問い合わせございました、その後どういったことをやったのかと。早速町長のほうからこの事実をどう受け止めるかということで、職員を集めてくれということで、町長の方からもしっかり取組んでほしいというようなことでございましたので、その後その引き続き町長は在席されておられませんでしたが課長補佐以上の職員全員で、今後それぞれの課においてどう取組んでいくかと。特に今日に見えない部分もそうですけれども評価の項目となっている項目、それについてそれぞれどうやるかということで協議をしまして、今その実現に向けてしっかり取組んでいるところでございますし、すでに実行した部分もでございます。そういうことで来年は私たちもかなりの点数のアップが上がるものというふうにご努力している最中でございますけれども、こういうのが出ればよその市町村もまたしっかりやられるわけですので、はたしてどのくらいかというのは私も申し上げたいんです

けれどもなかなかこれを言うわけにはいきませんし、しかしながらそういったことで早速そういった会議を持ちまして、それに向かって取り組んでいる最中でございます。

○議長（田上更生君） 1番、宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、ありがとうございました。

反省会議もあって、また今からランキング入りするように全職員方々反省をされていかれるということを知って私も安心しました。またその中で今後私も議員の1人でございますが、議会の方も一緒になって、ただ行政のトップばかりが良くなるんじゃないでして議会の方も一致団結して、そしてまた職員の方々も一緒に団結しながら情報公開を進めていく、そういう町になればと思っております。

その中でもう1つこの市民オンブズマンのポイントの中で先ほど説明されましたが、教育委員会ですが教育委員会の会議録の情報の公開ということが載っております。ポイントがあって公開請求で教育委員会の会議録が公開されているとか、そういうのが10ポイントになっているわけですね。もう1つの方がネットの公開ですね。ネットの公開でも教育委員会の会議録がネットで公開されているということがいろいろ載っておりますが、教育長さんにお聞きしますけど、その教育委員会として今からどうされていくのか。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 教育長、佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 1番議員の質問に対してお答えいたします。

調査の中に教育委員会会議録というのも入っております、これまでも高森町情報公開条例に基づき開示請求があった場合には情報を公開してまいっております。今回の情報公開市町村ランキング結果に基づく質問ですが、紙情報としては県下のほとんどの市町村で教育委員会会議録の情報公開が実施されておまして、教育委員会でも紙ベースにおいては情報公開ができるように整備しております。ただ今回の調査の中にネットの公開というのが1つ入っております、このネット公開を今実施している市町村は6市町村というふうになっております。教育委員会では現在この達成されていないネット上での公開することを前提に協議を進めているところでございますので、近々これも達成できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番、宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございました。

今からまた教育委員会の方も前向きに情報公開をしていくという答えを聞きまして安心いたしました。でもこのネット上の公開ということになれば、全部公開することになれば、いろいろな子どもたちのプライバシーの問題もあると思いますがその点についてはどうですか。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長、後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） ご質問にありましたネット上の公開です。これまでも今、教育長が申し上げましたように、基本的には全面公開を行っております。当然個人情報が含まれた部分についてはカットをしておりますが、ネット上の公開につきましても更にそこを用心しないと、もちろん名前は出さないんですけども推測ができる可能性のある子どもたち関係、いろんなことを教育委員会の中では議論します。推測で全国で誰か見ればこれはこの人のことではないだろうかとかいう推測の出来るやつについてはカットしていきたいと思っております。それから、ではやたらにカットすれば議事録そのものが達成されるのかという問題もございます。そういうのもありまして、先ほど教育長が申し上げましたネット上での公開は教育委員さんの了承をいただいているんですけれども、ではどこまでの公開をある程度詳細を煮詰めてからではないと、その都度その都度での判断でカットするという事は出来ませんので、ある程度の詳細を煮詰めた情報公開をやりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番、宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、ありがとうございました。

やはり子供たちのプライバシーに関することがありますのでその点についてはよろしく願いいたします。

それぞれ聞いてきましたけれど、その次聞きたいのがこの広報たかもり号外号が出ております。この中で高森温泉館の運営状況についてという情報公開がされております。その中で情報公開という観点から高森温泉館の条例変更について、いろいろ議会も承認もしているところでございますが、ちょっと町民の方からも本当に情報公開出来ているのかと、温泉館の条例やら変更してそういうのが本当に情報公開できているのかという町民からの問い合わせ等がっております。その点に対しまして町長から説明をお願いしたいんですけれど、よろしく願いします。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 1 番議員のご質問にお答え申し上げます。

情報公開ということで高森温泉館のことで情報公開はなされているかと、たぶん議員さんが良く言われている、聞かれたことは私も最近良く聞かれることではないかなと思っておりますが、もちろん運営状況等々をしっかりと情報公開しているのは間違いございません。そしてその中でなぜその福祉施設で建てたのという部分を言われているのではなかろうかというふうに思っております。議員さんも聞かれたこともございますし、他からも私も聞かれたこともございますが、まず大前提といたしまして、議会がこの条例改正に関しては承認をしているということが大前提でご答弁をさせていただきたいというふうに思っております。すなわち全議員さんがどの住民のかたから聞かれてもしっかり答えができるというふうに私は認識をいたしておる次第でございます。しかしながら地域の住民のかたが、あのかたは中々普段議会に来られるわけでもないし、議員さんと話す機会が多々あるかたもいらっしゃるし、ないかたもいらっしゃいますので誤解を招く恐れがございますのでご答弁をしたいというふうに思っております。

この福祉の部分を変えた条例、去年の年末だったと思いますが、この時点でも議会でもいろんな議論をしていただき、またご質問等々もいただきながら承認をしていただいたという流れでございます。これはなぜかともう 1 度さかのぼって考えますと、去年指定管理を募集いたしました。その時点で最初の入口の部分是非常に手を挙げられる業者さんが多い、問い合わせをされる業者さんが多いわけでございます。しかしながらどこで実質問題引くかと申しますと、この中身それと福祉が優先であるというこの部分、ここの部分を非常に一般の民間の会社、本気でやろうとする会社はここは気に掛かるということです。要は最終的な募集になったときに手を挙げられるときには非常に件数が少なくなります。私は民間出身ですのでこのことは非常に理解を持つわけです。なぜかと申しますと本気でやろうとするのであれば多額の設備投資等々も企業としては考えるわけでございます。その中でリターンがない、儲けが少ない、もしかしたら赤字になるのではないかと、指定管理料貰った上でも、このままのプランニングだったら赤字になるのではないかとすれば逆に気が引けるものではないかというふうに思っております。私は今までこの福祉を前面に打ち出して公募をかけられ応募があってそして決定なされた。逆にこれは時代が良かったのではないかなと、今となって考えれば若干不思議な気持ちになる私の個人的な見解でございますが、単純に民間企業が参加してちゃんとしたプランニングを

立てまして、そして指定管理料をいただいて運営する。その上で利益を出していく、指定期間のなかで、これはちゃんとした企業であれば、毎回毎回住民の税金をいただくわけにはいかないと、1年目はこれだけ、2年目はこれだけ、これだけ頑張っ
て最終的には町から自治体からお金をいただかなくても運営できるようにやるのが、民間の務めであるというようなプランニングをしっかりと出せる会社こそが、本来これは適するものではないかというふうに思っております。それはなぜかと申しますと、議員さんもよく聞かれると思いますが、一方では例えば大分の萩温泉、お隣の瑠璃温泉、四季の森はお客さんがたくさん入っていると、そしていつも満員だというような、高森温泉館もそのようにやればいいじゃないかという声が一方向ではこれは住民からあるわけなんです。これこそやはり考えなければいけない時代に入っているという観点から提案をさせていただき、しかしながら設置したときの補助金やいろんな条例等々がございますので、これは重要視しなければいけない、もちろん福祉をメインとするこの施設という位置付けには変わりございませんので、健康推進、健康増進するというふうな文言に変えさせていただいたというわけでございます。

私はそれともう一点、これは私も含め政治家の方、特に国会議員の方はよく言われますが、次の世代にツケを残さない、自分たちの子供・孫の世代に借金やツケをこれ以上残すなどこれは非常にきれいな言葉ではございますが、現在社会資本の老朽化、このことに関して考えなければいけない、自治体は考えなければいけないんだということを国も指摘している、国も考えている時代であります。そういう中でやはり福祉というものを形成していかなければいけないのではないかとということも踏まえまして、私はやはり本当の意味で次の世代にツケを残したらいけないのであれば、やはり一番いいかたちは経営能力が行政にあるとは思えませんということも議会で答弁させていただきました。本来であるならばちゃんとした民間企業が入ってきていただき、しっかりしたかたちで前回の指定管理業者、これは住民の方もたくさんうわさも聞かれておりますし、実際私にかわって赤字が明るみに出た。この不真実なこともございますので、そういうかたちではなくて、本当に任せられる業者に委託するべきではないかというふうに思い、去年の提案をさせていただいたわけでございます。私もその考えに前面賛同されたわけではございません。議会もいろいろ議論をしていただき、そして最終的にはやはりもともと建てた目的もしっかり果たしながら、そして町民のかたが求められる施設にやらなければいけない

という意見もいただきました。だからこそ直営という道を選びまして1年間及び期間を限定してこの精査期間をちゃんと持つんだと。その精査期間の中は情報を毎回毎回ちゃんと町民のかたにこれは提示する、そして最終的には町民の方の意見を聞いてそして決断するというプロセスを踏ませていただきたい。またその中で温泉館協議会を設立させていただき、その中にも議会議員の方、常任委員長の方が参加されております。これはなぜ議会議員の方に参加していただいたかと申しますと、民意の住民の付託を得て議席を得られているわけでございます。すなわち公平で公正な判断が出来る方なのです。だからこそその協議会の中でしっかり議論をしていただき、私に答申をいただきたいということで議員さんにもたいへんご苦勞をお掛けしながら協議会に入っている次第でございます。現在この温泉館の状況につきましては、住民の方に広報の別紙というかたちで情報公開を進めさせていただいております。今後、この後どうするのかというのは、これは協議会等々でも議論をしていただき、そして公平・公正な中で私が最終的に判断をしていきたいというふうに思っております。とにかく本当のかたちで一般の民間企業の力を借りて萩温泉や瑠璃温泉、四季の森等々に負けないような温泉館施設にするためには、やはり民間の力も必要、そして入口の段階でその民間企業が逃げて行かない、すなわち目に見えるものが非常に厳しいもの、民間の業者から見たら儲けることができないとなればこれは絶対逃げますのでそういうことを避けたい。そしてその中でしっかりした、例えば指定管理をするのであればしっかりした業者を指名していきたいというふうに思っております。特に今時代は循環型の形をつくと良く言われております。この特に昨日ですか、武雄市におかれましては、これは余談になると思いますが、ベンチャー企業家の方を任期付き職員で3年から5年行政の中に入れて。そして民間型のノウハウを行政に入れて執行あって経営有りにするんだということを市長自ら言われております。私も非常にその方向性には賛成でございます。手法は違いますし表現は違うかもしれませんが、やはりこの力がある企業家を持つ企業、その一般の民間の企業に力を貸していただき、そして設立当初の目的に沿ったかたちも同時並行できるような施設、これは温泉館だけではなくそういう施設を目指していかなければいけない、そのために条例の文言を改正させていただいたということご報告をさせていただきます。今後、1番議員におかれましてはいろんなところで聞かれることもあるかとは思いますが、温泉館協議会の議員さんは内容は良く分かれているとは思いますが、是非議員さんも今私が答弁したことを伝えていただき、そ

してその中で議会でもいろいろ話をし、議論をし、いろいろ町長に注文を付けてそして最終的には議決したことなんだということをしかりと分かりやすく伝えていただきたいと言うふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番、宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） すみません、どうもありがとうございました。

ちょっと本日の一般質問ですが、情報公開ですのでちゃんと温泉館のことを聞いて良かったと思います。でも情報公開についてでございますのでちょっとまた質問を変えたいと思います。

今、広報たかもりと議会だより「絆」出ております。これが唯一の町民に対する情報公開、一番手短な、そういうものだと私認識しておりますけど、それがある住民の方からうちの方には来てないばいと、情報公開の広報たかもりもきてないし、議会広報もきていない、町は一体どのようになっているのか私たちわかりませんよという若いご夫婦がおられます。それとか私の地元の上の方になりますが、その上の方の住民からも問い合わせがあります。そのことに対しまして認識があるのかよろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 総務課長、村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お尋ねの件につきましては以前、2番議員さんもお質問があったと思います。これにつきましては広報紙も含めまして、後は回覧等につきましても役場のロビーの方でご自由にお持ちいただけるような体制は整えておりますし、特に情報公開ということから言えば当てはまるかと思いますが、特に伝えなければいけない人命に関する予防接種でありますとかそういう部分につきましては、直接郵送の制度を使ってやっておりますし、今回実は政策説明会を新興住宅地におきましても実施するわけですけれども、そこにつきましてはとにかく、いてもいらないしなくても住宅がある限り投げ込んでいただくと、といったことも考えて政策説明会のほうは実施するように考えております。一部の地域としてまとまったところにつきましては、配付手数料はお支払いしておりますが、そういった部分も一部ある地域もございます。そういったことで今対応させていただいております。

○議長（田上更生君） 1番、宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございました。

県の情報公開ランキングも私大事だと思いますが、1番大事なのは町民に対する

情報公開これが1番だと思います。これが町民の生活にも直結することですので、また町の中に住んでおられて町民税も払っておられる。そういう家庭にこの情報誌がいないということはちょっと私は問題があるのではないかなと思っております。この点に関しまして今後対応をどうなされていくのか、よろしく願います。

○議長（田上更生君） 総務課長、村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 確におっしゃるとおりだと思います。それで紙ベースではございませんが、現在ホームページを使いまして各種回覧全て掲載しております。併せまして広報紙も掲載しておりますので、そういった部分につきましては私たちのPRもちょっと不足しているのかなという感もいたしますので、もうちょっとその辺の活用をしていただけるようPRにつとめてまいりたいと思います。

○議長（田上更生君） 1番、宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 是非前向きに検討されてではなくて、実際早く配っていただきたいと思えます。

それともう1つ質問があるんですが、この先ほど総務課長さんの中にもお答えになりましたが、HP等で掲載されているということですが、今高森町は私も前から一般質問でも出していますが光ファイバーが来ていません。この光ファイバーが来ていない、その中で情報公開ランキングの中に掲載してあるのは、この議会の中に本会議と全ての委員会の議事録がHPに掲載されている。それが10点なんですよ。それと議会内容はHPまたは施設等で中継をされ、いつでも録画を見られるというのが10点なんですよ。その点に関しましてこの光ファイバーの問題はどうなっているのですか。町長お答えをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答え申し上げます。

その前に議員の先ほどの要望、議会だより広報が届いてないという要望は2番の後藤議員からもこれは要望が出ておりますことをご報告させていただきます。その上で少しでも前に進めるように努めたい、それはすなわち何かと申し上げますと新興住宅街、特にこれは限定される部分もあると思えますので、新しい自治区、例えばの話ですが、その形成に向けた努力をやりますということを2番議員にもお伝え申し上げます。その努力の一環といたしまして今回、先ほど総務課長が説明いたしましたように政策説明会では地域指定郵便ということを持ち入りまして、

これは1件1件に郵便が入るわけでございます。そして色見地区、上色見と分けて新しく住民票を移された方だけに特化したその方たちに政策説明会をするということをお自身がやりたいということで、まずは第一歩ではなかろうかというふうに思っております。その中で議論があり、たぶん要望もあり、もちろん行政のいろんな条例等を規準にした答弁もあるとは思いますが、その中でまずは議論すると、そして一歩ずつ進めていくということが大事ではなかろうかと思っております。なぜならばこれは2番議員が1番ご存知ですが、行政経験が豊富な方が2名いらっしゃいますが、過去の高森町ですと懸念されたことではないかなと、しかし解決していなかった。すなわち結果が出ていないわけですので、出すためには2番議員がおっしゃったように一歩でも前に進みなさいということですので、今回その1つのかたちとしてそういうかたちを取らせていただく斬新な意見も出てくるのではないかと、いうふうに期待いたしております。その上で今光ファイバーの計画はどうなってるかと、これはまた時間が掛かりますので、簡潔に説明申し上げさせていただきますが、今年設計の予算を議会に承認していただき、予想以上のスピードで進んでいる次第でございます。全国に類を見ないようなこの残された自治体に対してのサービスの提供等々もいろんな民間会社がございますので、先ほど温泉館の件でご説明しましたように民間の会社は柔軟で弾力性があるわけです。ですのでやはりその柔軟さ、弾力性を利用して高森町に有意なブロードバンドの網羅を進めていきたいというふうに思っております。またこの議会の本会議の中継とかいろんな中継がこの県の情報公開ランキングに左右するとおっしゃいましたが、確かに私もそういうふうに聞いておりますし資料にも書いてあります。現在高森町で、もし本当にリアルタイム、直接の動画を放送しようと思うとこれが不可能でございます。それと録音して圧縮ファイルで開かせて見させるというのも非常に見ている人がストレスを感じる。これが光ブロードバンドがないことでそういうふうになるということです。小国と西原が新聞紙上でドンと上に上がってさも自治体が情報公開に頑張っているというふうに見える。これは実際そうなんです。目に見えることが大事ですので見えると思いますが、やはり光ブロードバンドの整備が出来ておましてリアルタイムの中継及び録画の中継等々も今年から特に西原は出来ておりますので、だから一気に順位が上がっているのではないかと推測はしております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番、宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい、ありがとうございました。

光ブロードバンド、これに対して前向きに取り組んでいくという町長のお答えを聞きまして私もうれしく思います。それらを踏まえて今後の情報公開、高森町の情報公開をどう進めていくんだという町長のお答えをいただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） これからの情報公開と1番議員さんの2番目の質問でございますが、これは先ほどから申し上げていますように、今回34位だったということを受けまして果たして全てが良かったのかということ再検証しなければいけない。私は自分がやったことに関してはまったく後悔もいたしておりませんし、反省する点もないと先ほど申し上げましたようにございません。しかしながらそれだけでは目に見えるかたちで住民の方に示すことが出来ないというのであれば、やはり私のやり方も変えなければいけないことも考えながら先ほど総務課長が答弁したようなかたちで進めていきたいというふうに思っております。また1つは新聞紙上等々で順位がドンと上の方になれば、これは一般的に熊本県民の方、見ればワァというふうな部分があると思いますのである意味広い意味では宣伝にもなるのではないかと。そういう部分での取り組みも行政も考えなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番、宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 答弁ありがとうございました。

私もいろいろ情報公開の方は本当聞きたいなと思うことが今日たくさん聞けましたのでうれしく思っております。その中で町長最後に答えられました小国とかがランクアップしたということを言われましたが、私小国のHPも検索して実際どのような形で8位になったのかなと思っていろいろクリックしてみました。そしたら高森町の方がすごいんですよ。高森町の方は議会の方もクリックするとすぐ議会の「絆」も出ますし、いろいろ議長交際費あたりも出ますし動向もでますし、全部アップされているんですよ。今回の議会の委員会の議事録等もちゃんと手を挙げて発言者の名前を言って発言をする。そのようなかたちでかなり今回の議会から前向きな議会になったのではないかなと思っております。それがこの間の34番、本当私もくやしかったですが、更に来年に向かってこの体制で行けば必ずや私は県で1番

は取れると思います。それとやはり町民の人にそれを一所懸命説明をしていたら、「宇藤さん、なんもかんも全部進んで一緒に、本当に情報公開が出来たのとその点数が一緒になって1位になった方がよかばい」という話も聞きました。なるほどそうだなと思いましたので、どうかおられる執行部の皆さんまた町長、また議会議員一緒になって来年は1位を取りたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。これで一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 1番、宇藤康博君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。1時30分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後0時30分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

2番、後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 皆さん、こんにちは。2番後藤です。

私からも7月12日未明に発生しました九州北部豪雨災害で被災を受けられました皆さまに対し心からお見舞いを申し上げますと共に、1日も早い復興を願うものであります。また一度避難をされたにもかかわらず、その後の消息が今だ判明されていない女性の方の安否が懸念される場所でもあります。

さて災害につきましては先の6月議会の私の一般質問の冒頭で異常気象の影響で農作物等の生育が心配されるものの、大きな災害の発生も現在のところあってないとの話をした矢先の今回の災害でありましてよく言われるように、災害はいつどこで起きるか予想がつかない、ひとたび災害に遭遇すれば災害の恐ろしさ被害の大きさはもとよりなによりも尊い人の命までも失うこととなります。今回の災害の教訓を活かし、新たに災害に対する住民の意識とその対策を考える必要を強く感じております。

そこでまず災害関連の質問として災害時の対応、そして夏祭りへの助成について質問いたします。

まず災害時の対応について質問いたします。

皆さんもご承知のことと存じますが9月1日の熊日新聞に掲載されました、県内市町村の防災体制では本町の自主防災組織率は94,6%と高いものの、豪雨や地震などの大規模災害に備えた食糧備蓄はバツ、すなわち足りていないことになっております。このバツ、足りていない現状とはどういう状態のことを想定してのことなのかお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長、村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。

2番議員が今おっしゃいました9月1日付けの熊日新聞での食糧、水もバツ印ということでお答えいたします。

いわゆるバツというのは無いということですが、実質的には町の方で協定を結んでおります。と言いますと中身をちょっとご披露させていただきますと、災害時における物資の供給・協力に関する協定ということで、特にその中で今議員おっしゃいました、災害時に必要となる食糧関係でございますが、これを一読いたしますと、災害時に必要となる食糧、食料品、被服、寝具、その他生活必需品等の救援物資、以下5式への供給・協力に関し高森町と〇〇商店、〇〇センターとの間において次のとおり協定を締結するというので、協力依頼を本町からその事業所にいたしますとその事業所を通じて食糧、水等の搬入が町に対して行われるという協定の下にやっておりますので、実質備蓄品として町にはございませんが、そういった供給体制は整っているところであります。ただ現在でいきますと7月12日の物資がまだございますので、400ミリリットル缶で約600本、水の方は常に今あるわけでございますが、これにつきましては賞味期間が約1年とかそういったものでございますので食料品、また水につきましてはこの協定に基づいて対応することにしております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番、後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 自席から質問させていただきます。

ただいま回答いただきましたけれども、そうであればこの調査時点においてマルでよかったのではないかという気がいたします。多くの住民はひとたびこういうような報道がされますと本町の災害に対する対応が不十分であるとの感覚に陥るものです。今回回答いただきましたようなことを是非、広報紙や回覧等を通じ十分な説明

をお願いいたします。ただいま総務課長の方から町内業者との提携があるということですが、よく町長は食糧を備蓄することによって賞味期限のロスカットや、有事の際の結束力を共有することから災害時における供給、協力に関する協定書を町内各店舗と結んでおり、随時対応可能であると話をされております。今、総務課長が答弁されたとおりだと思いますけれども。こういったこともやはり町民の方はご存知ない方がたくさんいるのではないかと思います。そういった意味で、先ほど申しましたバツとなりますと、町の防災に対する意識が気薄であると勘違いされることもあると思いますので、今政策説明会等そちらも行っておられますのでその辺も町民の方に周知していただければというふうにお願ひするところでございます。

さて今回は過去の記憶もないような大災害で、7月12日午前9時上色見地区の洗川、大村、中原地区113世帯333人の方に対し避難勧告が発令され多くの住民の方が避難されました。では避難者はどれくらいいらっしやったのか。先ほどご答弁いただきましたので、十分だったというのことは分かりますが、再度避難者への食糧は十分であったのか、再度伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長、村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えいたします。

今おっしゃいましたまず高森町の災害対策本部を8時50分に設置しまして、その後9時に先ほど議員おっしゃいましたように、洗川、大村、東中原、西中原、合計332名の方に避難勧告を出しております。その後体育館、温泉館、双方停電いたしました関係で、町長の指示によりまして急遽総合センターの方に移っていただきまして、時系列を申しますと9時30分現在で避難者57名。10時50分、70名。午後から若干天候回復しまして0時現在で29世帯の59名。0時30分、30世帯60名。ということで少しずつ減ってまいりましたが、そういった結果でございました。そのときの食糧につきましては食生活改善委員の方の炊き出しでそのときはお願ひしまして供給したところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番、後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただ今答弁いただきましたように十分な対応を取られたということで安心いたしました。次に避難者の健康状態等について伺います。避難所に避難者がこられますと、当然のことではありますが避難者名や健康状態、その他必要

な事項をお聞きになることと思います。では避難者の中に支援が必要な要援護者等はおいででなかったのか伺います。ちなみに要援護者とは介護保険法における要介護3・4・5の認定者、65歳以上の単身高齢者、身体障がい者手帳1・2級所持者、重度の万病患者、そして本人の申請により支援が必要な方といわれております。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長、村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 要援護関係者関係につきましては、福祉課長のほうから答弁すると思いますが、全体的につきまして私の方から答弁いたします。

避難された方につきましては保健士によりまして健康状態の聞き取り、その他の中には薬を忘れてこられた方等もいらっしゃいましたのでその辺の手配等をやりましてそういった健康管理をしたところでございます。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長、古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 2番議員のご質問にお答えをしたいと思います。

避難勧告後の要援護者の対応、それからいたかということでございますが、避難勧告発令後、それから災害対策本部の設置等受けまして、災害時に要援護者支援システムに登録をされております上色見地区全地区、全地域の要援護者の方につきまして、当時は電話が不通の状態でございますので、そういった家庭につきましては調査班、それから避難班それに保健士で直接訪問やケアマネージャーに依頼をいたしまして、まずは安否の確認の実施をいたしました。当地区の要援護者の登録者数というのが48人です。その48人につきましては先ほど言いましたように調査班、避難班それから保健士で全員の安全の確保をいたしたところでございます。それから避難所における健康管理の関係ですけれども、避難者の対応といたしましては災害当日の避難者が先ほど総務課長が申しましたように70名最終的にはありましたので、その方々の病歴、それから投薬等の確認、それから健康チェック、健康管理を行うために体制といたしまして町の保健師を中心にいたしまして熊本県から保健士の派遣支援を受けまして24時間体制で17日まで避難者のサポートにあたったところでございます。

○議長（田上更生君） 2番、後藤三治君。

○2番（後藤三治君） なぜこのような質問をしたかと思いますが、避難時において健常者と要援護者では避難過程において大きな差が生じます。身体が不自由な方は動作が健常者に比べ遅く、また聴覚障害者は避難勧告が出されていることすら知

らない方もいらっしゃいます。視覚障害者及び寝たきりの状態の者にいたっては避難に介助の支援が必要となります。そこでこのような大きな差を支援するため本町では平成22年度に国の補助を受け、災害時要援護者避難支援事業として要援護者の事前登録を進められていると聞いております。そこでこの事業はどのようなものなのか、そして現在の進捗状況についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長、古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） それでは災害時の要援護者支援の事業、これはシステムを導入した事業でございますが、その事業の内容についてご説明をいたします。

災害の要援護者と申しますのは先ほど2番議員の方からもお話がありましたように、お年寄りや心身に障害のある方など安全な場所への避難に支障を要する人のことを言いますが、現在本町には65歳以上の方で1,394の方が登録をされております。これは率にしますと58%でございますが登録されておられます。平成22年度に導入いたしました災害時要援護者支援システムの内容でございますが、この内容につきましては要援護者台帳それから個別の避難支援プランや、地域の緊急時連絡先を記入した防災カードの完備、それか避難支援計画の策定、それから情報の共有、また災害時の安否の確認、それから避難所でのサポート体制の確立というのがこの支援システムを導入するための事業の内容となっております。現在このシステムの導入によりまして、システムの機器を本庁とそれから社会福祉協議会に設置をいたしまして情報の共有を図ると共に、要援護者の登録管理を行っております。このほか個別の避難支援プランや地域の緊急時の連絡先を記入したネットワーク台帳を完備しているところであります。要援護者の調査にあたりましては、民生児童委員の皆さん方、全地区でございますが29の方に多大なご協力をいただいてそれぞれの要援護者の方の調査というのを22年度23年度で実施をいたしております。23年度において登録をされた方、それからまたこれは同意が必要でございますけれども、同意はないものの要援護者として見られるかた、1人暮らしの高齢者の方とか障害者の方などを登録を完了しているところです。今年度におきましては登録者への登録通知を行いますと共に要援護者の再調査、それか今までに変更がっておりますのでデータの更新等を行うようにいたしております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番、後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 詳しくご説明いただきましてありがとうございます。

更に平成23年度地域支え合い事業により町内の社会福祉施設と役場の関係部署を繋ぐ通信機器や介護器具が整備されております。この地域支え合い事業とはどのような事業なのかお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長、古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） 今申し上げました災害時要援護者等地域支え合い事業、要するに体制づくり事業でございますが、この目的といたしましては災害時における高齢者や障害者等の災害時要援護者の支援を行うために、普段から地域ぐるみによる支援体制を構築することが必要になってまいります。先般の東日本大震災におきましても平常時から社会福祉施設等との地域住民が一体となって避難体制を構築し、訓練をしていた施設等におきましては、施設等が被害を受けても要援護者の方が無事に避難を出来ております。このようなことを踏まえまして、この支え合い体制づくり事業の目的としては要援護者に配慮した設備やスタッフを有する社会福祉施設等の機能を地域福祉の拠点として活用し、更に要援護者を中心とした地域住民に対する支援体制を構築すること、及び社会福祉施設等に被害がおよんだ場合についても各施設間で連携と協力関係を構築するということが大きな目的になっております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番、後藤三治君。

○2番（後藤三治君） はい、ありがとうございます。

要するに22年度にソフトの部分を事業として導入し、23年度にハードを整備したということでございます。では今回の災害時このような通信システムや器具が活用されたのか。特に要援護者の状態によっては一般の避難所に避難することが出来ない方々もたくさんおられます。このような状態の方にとっては近くにある社会福祉施設も避難所の1つと考えられますがいかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長、古澤建生君。

○住民福祉課長（古澤建生君） お答えいたします。

事業で整備をしました備品、機材等の活用状況はどうであったかということでございますが、まずは平成22年度に導入いたしました支援システム、それから23年度に整備いたしました物資機材ということですので、支援システムにつきましてはデータを要援護した登録台帳に基づく安否の確認調査に活用をさせていただきます。

した。また備蓄倉庫を始め発電機、車いす、簡易ベッド等の備品につきましては避難勧告直後に消防団より担架の要請がございました。その関係で要援護者の避難搬送のために使用をいたしております。また備品等の購入事業では23年度末というふうなこともありましたので各施設への配置の方を5月に完了いたしまして全ての各施設に配置をしてしまいましたけれども、今回の災害では各施設における備品等の活用はございませんでした。先ほど2番議員がおっしゃられましたように福祉施設での要援護者の受け入れ等については考えなかったかということがございますけれども、当然この部分につきましては各施設と町におきまして災害発生時における福祉避難所の設置、運輸に関する協定書というのをそれぞれの施設ごとに締結をいたしております。これは今回のような災害が発生した場合に要援護者への避難援護ということで福祉施設を福祉避難所として協力をしていただくというような協定になっております。それで、今回の場合はその利用までにはいかなかったのですが、これは大規模に発生した場合においてはそれぞれの施設を利用して避難をしていただくということも協定をいたしておりますので、これは町の方から要請をするような形になりますけれども、そういうような大規模な災害が起きた場合にはそういった施設を利用させていただくというふうなことになりますし、また施設が被害を受けた場合にはその施設にいらっしゃる方々も他の施設に受け入れをしていただくというふうなことも今回のこの事業に基づく内容になっておりますので、そういった施設間相応の利用についても今後各施設の方々と協議をしていくというふうなことにいたしております。

○議長（田上更生君） 2番、後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ちょっと厳しいことになるかと思いますが、たくさんのお金を掛け整備しても実際活かされなければ何の意味もございません。事業の趣旨を十分に周知すると共に関係機関との連携を切にお願いいたします。

これまで町においても何度か大規模な防災訓練が行われてきましたが、先ほどから申しておりますシステムや器具、更には要援護者が参加した災害を想定した訓練を行う考えがあるかどうか町長さんのほうにお伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

その前段でちょっと今までの質問に関係いたしますので簡潔にまとめさせていた

だきたいと思います。

これは議員さんが行政職員だった時代の小地域福祉活動支援事業、たぶんその時点では試作的だったと思いますが、それが進化したやつが平成22年にソフトで組んだと。そして23年今おっしゃったように多額のお金を掛けたということですが、これは実は県の補助を100%いただいております。去年議会でもご報告いたしました。高森町といたしましては通常私がよく言う玉込めをしておかなければいけないということで、実はこれは突然おりてきたことで、その要支援者事業の説明会に自治体のトップが来てたのは私を含めまして若干名でした。そんなところで私は予算が余ったらどうなるのかということも含めまして、いろんなことを質問させていただき、高森町が2つ手を挙げると2つ取ったらいけないのかと、必要なんだということを申し上げまして、実は450万円×2の900万円。それが平成23年度にハードとして整備されたわけでございます。その上でまだ足りないところは、議員さん1番おわかりだと思いますがこれは単独でもやっつけていかなければいけないというふうに私自身今考えておるとということもご報告させていただきたいというふうに思います。またそれと同時に避難者の設定につきましては、この協定書を早く作るということは課長をはじめ職員が非常に迅速に動いていただいた結果、災害に間に合うという表現はおかしいのですが、とにかく今回の時にも非常にこの協定書というのがあるのとないのでは随分違いますので私はあったことに関しましては良かったことかなというふうに思っております。その上で今後避難訓練の実施ということでございます。その訓練の実施だと思っておりますが、これは現時点では各施設に備品、機材等々の配置を終了した段階でございまして、まだその体制づくりが出来ていないということは現実でございます。しかし本町が今年の3月に作成しております統合型防災ハザードマップにおいて災害時の要援護者にやさしい町づくりを挙げているわけでございます。そのための内容、ネットワークの充実、施設間の総合協定の構築、情報伝達体制の整備、その中に通信訓練、避難訓練ということ掲げておるわけでございますので、今後この訓練等にいたしましては当然行うべき、そしてそれを目標といたしまして積み上げていかなければいけない。これはスピード感を持ってやっつけていかなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番、後藤三治君。

○2番（後藤三治君） いろいろと質問いたしました。本来このような事業や器具の

使用は実際に行われないことが1番いいわけではありますが、しかし災害はいつ起こるか予想がつかないものです。今回の災害を教訓に町の防災体制の強化を強く望みます。

次の質問に移ります。

今年の夏も各地域でたくさんの夏祭りが開催されました。そこで夏祭りへの助成として質問いたします。

まず高森町の夏の風物詩で町民の多くが親しんでいる風鎮祭は山東部に育った私にとって幼いころの夏の思い出としては1番であったように思います。当時はたくさんの方が祭りに参加し、つくりものの出展や出店等も多く、町のいたるところで披露される「にわか」には多くの観客の笑い声が絶えないものでした。旧高森小学校南側で行われていた花火は別所の湖面に反射し見るものを魅了したものです。また山東部から来るものには定期バスに加え、臨時バスが満杯になる状態でもありました。しかし時代と共に少子高齢化となり、つくりものの出展数や出店の数も年々減少し、歩行者もまばらな状態となっております。このため観光客の集客に取り組んだり、さまざまな企画に取り組み風鎮祭のにぎわいを取り戻そうと頑張っておられる方々にとってはなかなか思う結果になっていないのが現状ではないかと思っております。そこで町としてはこの風鎮祭をどう位置付けされ、今後どう対処していかれる考えなのか。また現在の助成額についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答え申し上げます。

風鎮祭の位置付けの部分に関しまして私が答弁させていただき、数字的なものは担当の課長から答弁をさせたいというふうに思っております。

まずこの位置付けでございますが、私が簡単に申しますとまずは役場の祭りではないということです。そして私の位置付けと私見の位置付けといたしましたはまず私見を述べさせて下さい。旧高森町の若者が中心となって、そして高森町を代表とする祭りであると私自身はそう認識をいたしております。それはなぜかと申しますとこの風鎮祭の歴史、いつ始まってどうだったのかということは、これは議員さんもお承知だと思っておりますが、始まりが1752年とここがスタートでございますが、五穀豊穡を高森阿蘇神社に祈願し、併せて農家の方の労苦を感謝の意味を含め、旧暦の7月17、18日の両日に誠実に盛大に行われた。それが今日にいたっ

ているというのがスタートでございますが、先ほど議員さんがおっしゃったように少子高齢化も含めまして時代と共に非常に観光客も含めまして見物客も少なくなってきた。それが現状ではなかろうかというふうに私自身は思っております。だからこそ少なくなった、それと同時に各地域で自らの地域の意思で同じような祭りも地域を代表する祭りも始まっている。だからこそ最近といたしましては旧5町の色が強くなっている。現状そうであるがゆえに私自身といたしましては旧高森町の若い向上会の若手を中心となってそして高森町を代表する祭りだという位置付けをさせていただいております。その意味を込めまして今年から行政の参加、全面参加ではございません。これは過去全面参加していたかというところでもない部分も実はございます。しかし例えば補助金の額、あと役所が担当していた書類等々に関しましては全て今までと同じであります。ただ私は今回舵を切ったのは昭和46年に町民総参加ということのをうたわれて、町長が風鎮祭の委員長になるというふうに取り決めをされておりますが、このほぼ同時期に補助金等々がある程度の金額になっている。年代と共に膨れ上がってきているということでございますので、これはその時代時代の考え方があるとは思いますが、やはり町長がトップに立ってやるべきだということをこの時点では考えられたのではないかなというふうに思っております。私は今回あくまでも町長がトップではなく地域住民が作り上げる祭り、そしてこの位置付けこそ今でいう委員会がしっかり位置付けをしていかなければいけない。そしてこの後方支援として行政は前端的にバックアップする。これが当然のことであるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 政策推進課長、甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 風鎮祭に関する助成金についてお答えいたします。

こちらの方ですね、調書の方で調べさせていただきました。昭和40年に町の商工振興費で30万円から始まっております。昭和50年に花火代を含んで170万円、平成16年から特別な事業、例えばその時に野菜を作るとか、そういうふうな事業を除きましてだいたい260万円前後で推移しております。本年が平成24年ですけど275万円の助成金を支出しております。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番、後藤三治君。

○2番（後藤三治君） どうもありがとうございました。

ただ今お話し伺いまして、これまで町としても様々な取り組みを行ってこられたことが良く分かりました。町長さんは出来れば町長主体ではなく住民主体の町づくりを今後は目指したいということでございますが、私自身町民の1人として高森町の夏の風物詩のこの風鎮祭を活気ある祭りとなるよう今後とも努力してまいりたいと思っております。

さて先ほど町長さんの答弁の中にもちょっと出てきましたけれども、近年各地域で旧中学、高校単位として手造りの夏祭りが開催されております。この祭りに参加した人の話では、今までは夏には家族を連れて生まれた故郷に帰っていたが、何をするにでもなくただ単に飲み明かしてように思う。しかしこのような祭りがあると地域を挙げた同窓会でも行っているみたいで子供の頃の話やいまの状況について意見交換ができる。是非来年も参加したい等の話を聞きます。こうした思いで開催されている各地域の夏祭りを町としてはどのように捉えておられるのか。再度お願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

まずは旧中学校、高校単位で夏祭りが行われている。非常に参加された方が普段であれば帰って来て何もすることはないが非常に楽しみが出来た、是非来年も参加したいということですが、私も実は今年出来る限りの祭りに参加させていただきました。私の個人的な感想といたしましては非常に来年も行きたいなど。わくわくするような取り組みが特になされているのではないかというふうに思っております。祭りの開催している場所、また名称等は担当のほうからご報告をあとでさせますが、現状これは地域がなされている。そしてその地域というのは地域の住民のかたが中心となってなされている祭りづくりですので、先ほど私が答弁した住民の方が主体となって行っていると、行うことが本来であるということに1番形になっているのではないかなというふうに認識いたしております。またこの助成金につきましては風鎮祭とは違いまして現在は御樽という程度で出しております。各祭りにつきましては担当の方からご報告をさせていただきます。

○議長（田上更生君） 政策推進課長、甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 私の方から各地区で行われている、町で把握している祭りを紹介したいと思います。夏のお盆の前後を中心に開催されております。まず野尻地区で標高700メートル納涼祭、これ8月12日に開催されております。そ

れと河原地区で8月13日、おかえりフェスタ。それと8月12日に高森町の昭和地区で昭和祭り。草部北部地区で8月14日草部北部夏祭り帰ってこんかい。8月14日に社倉地区で社倉の盆踊り祭り。それと8月14日ですけど色見の山鳥地区を中心に山鳥地区納涼祭。それと8月16日ですけど草部地区を中心に奥阿蘇ふるさと祭り。それとこれは毎年行われていますけど今年は下町のほうが年番でした、8月24日に地藏祭りが行われております。それと上鶴妙見川付近で妙見やまめ祭り、それと上色見の夏祭りが8月の13日だったと思います。以上、10カ所を町が把握しております。先ほど町長からも申し上げましたように、町からの助成金は出しておりません。町長が出席された場合の御樽を差し上げている程度でございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 2番、後藤三治君。

○2番（後藤三治君） はい、どうもありがとうございます。またこの祭りを通じ、少子高齢化で存続が危ぶまれる各地域の伝統無形文化財等を地域全体で残そうとする取り組みがたくさん行われております。このことは高森町民憲章あります、「伝統を重んじ、文化の薫るうるおいの町にします。」にあたるもので、昔からその地に残された伝統芸能を必死に地域で残そうと頑張っておられます。この伝統無形文化財等の所管課は教育委員会でございますが、過去に何度か町民の皆様に伝統芸能の披露を行ったり、遠くは海外公演を行った経緯もございます。しかし近年はこの伝統無形文化財等を披露する機会も少なくなり、このままでは町から伝統無形文化財そのものがなくなるのではと思っているところでもございます。そこでこのような取り組みを含め、教育委員会としては伝統無形文化財等を今後どのように守っていかれる考えなのかお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） いまの伝統無形文化財、私たちが言っております、無形民族文化財の部類に入ると思います。神楽等ですけれども、これにつきましてはいま2番議員さんおっしゃいましたように私も実際その一員で入っております。40代の頃のメンバーがどこの保存会も60代前後になりまして同じメンバーと。ある保存会では若干ですけれども若い人がかたっているということで、以前盛んにやっていた当時ですけれども、それからするとほとんど同じメンバーが60代にきているということでございます。もちろん教育委員会としましては、無形民

族文化財ということで、現在は高森阿蘇神社の高千穂神楽、吉見神社高千穂神楽、それから色見熊野座神社神楽、それに風鎮太鼓、それに県の同じ文化財ですけれども、峰の宿のバンバ踊りと尾下菅原神社の獅子舞が現在文化財として指定を受けております。そのほかにも上色見の熊野座神社の神楽、それから前原の方の正式名称ちょっとわかりませんが、獅子舞。それから川上神社がまた獅子舞を復活しております。これについては文化財の指定は現在のところ行っておりません。いまおっしゃいましたように、地域に残されたものがどんどんなくなるのじゃないかという懸念はしております。先ほど申し上げましたが、以前教育委員会とこれは任意団体ですけれども、高森町伝統芸能連絡協議会という任意団体を各団体集まって組織を作っております。これにつきましても現在はほとんど動いていないという状況で、以前につきましては、これにつきましては伝統芸能の保存と検証ということを目的にイベントではなく、あくまでも保存を目的にということで、町民体育館でいろんな団体集まっていたきまして、もう一回自分たちのを見直そうということでもう十数年、二十年近く前にそういうこともやっていました。現在はそれもほとんどなく、いま言いましたように高齢化が進むということで、各保存会も練習の機会も非常に減っているということで、無形ですので、これはあくまでも頭の記憶の中での文化財ですので、非常に無形文化財というのはそういう意味では大きな問題がございます。そういうこともありまして、教育委員会でもう一度この伝統芸能連絡協議会という任意の団体の組織なんですけれども、こういう団体ともう一回話して、いま言いました保存と検証を目的にそういうイベントじゃなくてそういう全体がよって発表の場を作れたらいいなというふうには考えております。これについては昨年からそういうことをやらないとちょっと無形だからいなくなったら全くわからなくなりますので、去年からちょっとどうかしようかという話はしておる段階でございます。ただ現実にいたっていないのが現状です。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番、後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 教育委員会としてもこの無形文化財等の保護については非常に苦慮されているというお話でございますが、あるところでは、学校で部活の一環でそれを伝承を続けておられるという地区もあるやに聞いておりますので、そういった方向も模索しながら継承に努めていただければというふうに思っております。

最後の質問となりますが、いままでたくさんの祭りをご紹介いただきましたけれ

ども、それぞれ祭りを主催されます関係者の方々は当初から祭りに対し、町の助成をあてに企画されたものではないと思いますが、近年財政非常に厳しい折、資金集めも大変苦労されていると伺っております。その地域の活性化や伝統を継承する意味合いからもぜひ何らかの助成を行う必要があると考えますが、最後に町長さんのお考えをお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員さんのご質問にお答えいたします。いまおっしゃったように前提で何も地域住民の方がそれをあてにしてされたわけではない、本当に地域で起こした私は非常に立派なまちづくりができてお祭りではないかなというふうに思っております。風鎮祭に関しましては、先ほど少し述べましたが、昭和46年に町民総参加の祭り、風鎮祭という趣旨から町全体の祭りとして助成金を出されてきた、そして途中でその金額も上がってきていると、時代と共にというのがあるというふうに思います。この補助金は別にいたしまして風鎮祭自体を考え直す時期に来ている、これは私のこの今日ではなく、私自身は以前からもいろんなところでこれは言われていた問題であって、しっかりもう一度考え直さなければいけない部分があるのではないかと住民の意見もよく耳にすることです。だからこそ今年これは役場の祭りではございませんよということだけを明確化させていただいたというふうに思っております。またその一歩が進めたわけですので、それと同時に先ほど議員さんも紹介されたように地域で本当の手づくり、これは町全体の祭りではございませんが、ある意味本当の意味で言うと祭りではないか、またそういうふうにつけて、今後何らかの助成については、これはただお金を出すどころではなく、慎重に検討して決めたいというふうに思っております。例えばこれは例えばですが、風鎮祭については先ほど第一歩として役場の祭りではありませんということで、職員の関わりを明確化したい、またしたところがございますが、徐々に地区の祭りという表現はおかしいと思いますが、ほかの地域は地区の祭りになりますので、そのほかの地域の地区の祭りと一緒になれるような期待感、やり方もあるのではないかなというふうに思っております。例えば夏祭りウィークとか、この一定期間だけ、どこに行ってもお祭りが行われているとそれに対して町が全体的に補助を出す。それがお金か何なのか、それはいまから議論の余地があるというふうに思っておりますが、ぜひいまそのことも意向していただきたいということを2番議員さんもおっしゃいましたので、ぜひ議会の方でもこれを考えていただき、いろ

んなプランニングを提案していただき、行政が後ろから全体的にバックアップするというかたちづくりと一緒にやっていきたいというふうにもまた私自身も考えているというふうに思います。これで私の答弁とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 2番、後藤三治君。

○2番（後藤三治君） どうも町長さん、前向きな答弁いただきましてありがとうございました。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回の質問は災害時の対応と夏祭りへの助成について質問を行いましたが、共通しますことは災害においても夏祭りにおいてもその地域の助け合い、共に助け、すなわち共助であります。昔ながらのこの精神を大切にしたいものだと思っております。

最後に今回の災害では関係者をはじめ、多くの住民の皆さま、特に役場職員の皆さまには日々の業務をこなしながら、住民の奉仕者として昼夜問わず警戒や安否確認等に尽力賜りましたことに対し、お礼申し上げます。今後とも住民が安心して暮らせる町づくりに邁進されることを願ひ私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。2時35分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午後2時25分

再開 午後2時35分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） みなさん、こんにちは。

本日最後の一般質問となりますけれども、最初にこのたびの九州北部豪雨によります農地の被害について。それから公共施設等の有効活用、有効利用についてこの2点をご質問したいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず今回の災害で被災されました方々に対しまして謹んでお見舞いを申し上げます。今日お話の最初に災害のが出ておりますけれども、ここ数年想像もしなかった

異常気象に対しまして、想定外というような言葉が使われておりましたけれども、このたびの集中豪雨に対しましてはこの想定外は使われずに、これまでに経験したことのないような大雨というような表現に変わりました。根子岳では1時間の降水量が126ミリというような観測史上最大の値を記録しております。この豪雨によりまして高森町の基幹産業であります、第1次産業の農業に対しまして計り知れない被害を被っております。午前中建設課長の方から発表のありましたように、農地におきましては7件、2,450万円。施設のおきましても7件の4,710万円。林道におきましては2路線の5カ所ということで3,028万円。合計の件数で19件1億1,088万円の農業関係の被害が出ております。しかし町長並びに執行部の適切な指導対応によりまして、熊本県それから更には国への強い要請によりまして、災害救助法の適用により激甚災害の指定を受けまして農林水産業に関する特別助成を受けることが出来たことは高森町及び農家にとりまして、九死に一生を得たような感がいたします。この場をお借りいたしまして皆さまのご苦勞に対し厚く御礼を申し上げます。

さて農地等及び施設の被害の調査につきまして次の5点についてお伺いしたいと思いますと思います。

第1点目、被害等の受付窓口は設置されていたのか。第2点目、被害調査はいつ、どのように行われたのか。第3点目、被害調査との農家に対する周知はどのようにされたのか。第4点目、被害等の申請の締め切りはいつだったのか。第5点目見激甚被害の指定を受けたのはいつか。また何日から何日までが激甚被害の指定の期日になるのか、期間になるのか。この5点についてお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長、佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） お疲れ様です。3番、興梠議員のご質問にお答えいたします。

第1点、被害等の受付窓口は設置されていたかというご質問ですが、これまでも改めて受付窓口を開設したことはありませんでしたけれども、今回は農作物を始め、農地及び農業用施設への被害など、全般的に農林政策課に情報を集めておりました。ただ本年4月の機構改革によりまして農地等災害復旧事業につきまして建設課所管となっておりますので、直接建設課で受け付けたものもあるかと思っております。

第2点のいつどのようにして行われたかということでございますが、農作物等の被害状況については7月17日までに阿蘇地域振興局に報告する必要がありました

ので、町民の皆さんに改めて周知はしておりませんでしたけれども、農林政策課で手分けをいたしまして14日から16日にかけて町内を巡回して調査をいたしました。なお災害復旧事業の実施の希望がある連絡があった箇所については、そのつどその所有者と現地を確認しまして、その内容を建設課の方に伝達しております。また町管理の15路線の林道がございますが、林道災害につきましては、これにつきましても建設課の所管であります。町管理ということで管理者であります担当課の農林政策課の方で15路線の調査をいたしまして、特に鍋の平線につきましては約2,500メートルの延長がございますが、全線崩土、埋そくした状態であることを確認して、災害復旧事業のための準備のために災害の状況調査を行いましたけれども、12日に被災をいたしましたなかなか雨がやまず危険箇所所でございますので3、4回に渡りまして調査にまいりました。

第3点の被害調査の農家に対する周知はどのようにされたかということでございますが、被害調査につきましても住民の方々に改めて周知は行っておりませんでしたけれども、今回特に現在は職員数も減っておりますし、今回の災害のようにライフラインの確保、避難所の対応、被災家屋の消毒作業などで多くの人員を割く必要があるということもございますので、今回の反省の元に被害情報の収集方法、現地確認の方法を見直して、正しい情報の発信と収集が出来るように体制を整え、それと共に町民の皆さまにこの体制を明らかにしていく必要があるというふうに思っております。なお午前中に建設課長が被災の状況を報告いたしました。作物等の被害につきましては約49ヘクタール、被害額5,000万円というふうに取りまとめております。これは肉用牛、生牛の6頭、子牛2頭、それからブロイラー約1万9,500羽の被害も含んでおります。更に災害復旧事業につきましても、熊本県の方が災害関連緊急治山事業ということでご覧のように根子岳が大きく崩壊をいたしておりますので、11地区で早ければ10月中に治山事業に着手するように聞いております。なお事業費につきましては現在設計中でございますので明確にはこちらの方に伝わっておりません。

以上です。

○議長（田上更生君） 建設課審議員、岩田秋広君。

○建設課審議員（岩田秋広君） 先ほど5点のご指摘がありましたので、私からは今、佐藤農林政策課長の方が3点ほどご質問の回答をいたしましたので私は4点目、5点目についてお答えをしたいと思います。

まず農地等災害復旧というのは2つの意味がございまして、まず農地、これは田、畑を指します。それと農業用施設災害、これは主に農道、水路を指します。

ご質問の第4点目の被害等の申請締め切りはいつだったのかでございまして、阿蘇の地域振興局に対しましての第1報が7月23日まででございまして、第2報が7月30日までです。第3報、これが最終報告となりますが、これが8月3日でございまして、これは査定までは国主導でいきますので、国の方から九州農政局をとおって本庁にきまして地域振興局を経由してうちに何日まで出して下さいということでもありますので、それに従いましてうちは報告をしております。

ご質問の第5点目の激甚災害の指定はいつか。またいつからいつまでかのご質問でございまして、内閣発表が8月3日付けで6月8日から7月12日までの間の豪雨及び暴風による災害で交付、施行となっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ありがとうございます。

今のご説明によりまして災害対策本部を立ち上げられまして町としても大変大混乱している中での受付なり周知なりをされているかと思えます。しかしこの災害の集約について、これは被災者からの希望といいますか申し込み、そういうことでの取りまとめをされているようですが、申請をされた方は補助なりいくらかの助成等を受けられることも出来ると思えますけれども、それ以外の方に対して町としてはどのような対応をされているのか、その辺をちょっとご説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課審議員、岩田秋広君。

○建設課審議員（岩田秋広君） ただ今のご質問にお答えいたします。

国の災害復旧事業というのは、査定額が40万円以上となっておりますので、それに基づきまして私たちは農林政策課より伝達されました施設災害、農地等災害、それと建設課に直接連絡された農家の方もおられますので、その方の現場に行つて災害被害額を調査しまして県のほうに報告をしております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） 先ほど激甚被害の認定の期間については6月8日から7月12日までというようなご説明がございました。それになりますと7月11日以前の被

害につきまして先ほど説明ありました農地及び施設について災害補助申請は出ているのでしょうか。また出ているとすればどのような取り扱いになるのかお伺いいたします。

それからもう1点ですね。申請が7月30日まででしたかね、締め切りが。となりますと7月12日から7月30日までの期間、約半月しかないわけですね。それを災害等考えますと少し期間が短いのではないかと私なりに思っております。この最終締め切りの期日等の検討の交渉等は出来なかったのか、その点を加えてご質問したいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課審議員、岩田秋広君。

○建設課審議員（岩田秋広君） 6月8日から7月12日までが激甚災害指定になっておりますが、その以前の申請は1件もございませんでした。それからもう1つのご質問でございますが、申請期間のことでございますが、これはあくまでも先ほども私は申し上げましたけれども、あくまでも査定までは国主導でございます。それに従う必要はございますので期間等の短縮についての協議はやっておりません。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興梶壽一君。

○3番（興梶壽一君） 先ほど言いましたけれども、対策本部を立ち上げられて大混乱をされている中での作業ということで大変だったかと思えます。今お話を聞きますと周知等も徹底されてはいなかったような気がいたしますが、こういう災害時の受付等、町としての対応のマニュアル等は作成されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長、廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） お答えをします。

こういう非常時の災害についての受付のマニュアルですが、通常の災害時に機構改革があったとしても基本、農林政策課、それに建設課、両課で打ち合わせて行っております。先ほど佐藤課長が申し上げましたが、周知についてはまだ不十分なところもあり、今後そのマニュアルの明確化を進めいきたいということですので、建設課としてもそのように進めいきたいと考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問にお答え、補足をさせていただきます。

今、建設課長廣木課長がおっしゃったとおりでございます。この周知に関しては

課題とさせていただきたいと思います。前段で議員にお伝えいたしたいのは、まず私が政策集で挙げております農業の専門の窓口、この部分が稼働をしてさえいれば形として、事実上は稼働しております。専門員がおりましていろんなことをあたっておりますが、現在庁舎内の各課の異動を行っております最中でございます。これは工事等々の工期もありまして実際目に見える形で、しっかりとした形で窓口ができてなかったこと、この件についてはお詫びを申し上げたいと思います。しかしながら今後このなぜ機構改革をやったのかということに関しましてもしっかり答えが出るような専門の窓口、そして建設課、すなわち技術屋さんがいるところとの連携をしっかりとすることによってちゃんと対応ができるということに取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ありがとうございます。

災害額が40万円を超えるか超えないかで受益者負担が相当変わってくるということで先ほどちょっとお話がございましたけれども、町として国の農地及び施設等の災害復旧事業の受益者負担、この負担についての助成について考えはないか。また近隣市町村においてそういった助成を行っている市町村等がありましたらご紹介をお願いしたいと思います。と言いますのも高森町の農業の現状は高齢化と後継者等の不足によりまして耕作放棄地が増大しております。激甚の指定を受けなければ5割の負担を強いられるわけですが、現状復帰するにあたっては費用対効果を考えまして、そのまま放置される農家もあるのではないかと思います。現在、先ほど町長も言われましたけれども、マスト農地プランにおいて土地の集積または耕作放棄地等の復元を進めておられる中で逆行するような形になるかと思っておりますけれども、このことを踏まえ先ほどの国の災害復旧事業、または町の事業につきまして、災害等の40万円未満の施設等について、受益者負担の助成についてお考えはないかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 建設課審議員、岩田秋広君。

○建設課審議員（岩田秋広君） ただ今の質問にお答えしたいと思いますけれども、助成に関しましては町長のほうからご答弁をされると思いますので、この40万円以上について国の災害対象となる復旧事業、これの40万円以上についての隣接町村の動向をちょっと調べましたのでご報告申し上げます。

今回は阿蘇郡6市町村等、隣接します山都町を調べましたところ、阿蘇市ですが農道についてのみ負担金を取るということです。産山村は補助はなし。南阿蘇村は農業用施設については全額補助と。西原村は補助はなし。それから小国町は農地災害では最大35%の補助、ということは農地と施設では補助率が違います。農地は50%の補助、農業用施設は65%の補助となっておりますので、小国町は農地災害は最大35%ということは85%の補助があるということになります。施設災害には32%の補助です。これは97%の補助があるということになります。南小国町は農地災害には35%の補助、同じく85%になります。それと施設災害に対しましては30%の補助です。これは90%になります。山都町は段階的に補助率が違いまして、国の補助率、これは今年は激甚災害に指定されましたので第1次効率補助、第2次効率補助という補助動向がありますのでその率によってアップしますというご返事ございました。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問にお答え申し上げます。

今、建設課審議委員が申しあげましたのは40万円以上でございまして、議員がご質問された40万円以下につきまして私がお答弁さしあげます。

まずご承知だと思いますが、現在単独で5割助成を、これは高森町の単独事業で5割助成をやっているということでございますので、単独という意味合いではこの事業で助成をしていきたいというふうに思っております。また基本的にその災害等の復旧に関しまして40万円以下に関しましては他の自治体もない、自力復旧が基本であるという部分がうたわれているかどうかは分かりませんが、その趣旨の元、ほかの自治体でなかなか例がないというわけでございますが、当町といたしましては単独事業で5割助成を行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 総務課長、村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 先ほど3番議員さんの質問の中で激甚指定の期間はいつかというようなご質問がございました。その中で6月8日から7月12日までの間の豪雨ということで答弁したかと思っております。これにつきまして訂正をいたします。24年8月10日これは内閣府が記者発表をしようということで配布した資料を私のほうに送ってきたものでございますが読み上げます。「平成24年6月8日から7

月23日までの間の豪雨、及び暴風雨による災害についての激甚災害、並びにこれに対し適用すべき処置の指定に関する政令の一部を改正する政令について」ということでこれが発表されております。これが8月10日閣議決定ということで出ておりますので訂正しますが、平成24年6月8日から7月23日までの間の豪雨及び暴風雨による災害でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ありがとうございます。

今、課長のお話で7月12日が7月23日に訂正ということですよ。ということは11日間期間が延びている12日移行ですね。となるとその間、受付の期間等も延びているわけでございますので、県が締め切りをした7月30日の日にちはどうも私としては本当に期間が短いのではないかというような気がいたします。今ここで議論してもなんですので、今後こういうことについて出来れば締め切り等の期間については検討の協議を十二分にさせていただいて、先延ばすという語弊がございますけれども、期間等を延ばしていただくような努力をお願いしたいと思います。

今日まで農地に対する補助、助成となりますと水田地帯で畑作としてほとんど助成はなかったかと思っておりますけれども、今回の一般会計補正予算におきまして、園芸作物災害復旧対策事業補助金150万円が計上してございます。この事業は町長の働きで新しく県の方から持ってこられたということで、初日に説明があったかと思っておりますけれども、この事業の主体、それから申請方法、対象作物等を説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長、佐藤武文君。

○農林政策課長（佐藤武文君） 自席からお答えいたします。

園芸作物災害復旧対策事業につきましては、先日ご説明もいたしました但再度詳細にご説明を申し上げます。本事業は平成24年7月12日に発生した熊本広域大災害により被災した園芸産地に対し、生産力回復や供給力維持に必要な対策を緊急的に実施し、園芸農家の経営、継続並びに園芸産地の復旧を図るものです。対象となる事業内容は、1つがトマトなど被災した園芸作物の生育回復対策に必要な農薬、葉面散布剤、酸素供給剤に対する経費です。もう1つがイチゴの栽培再開に必要な種苗、土砂が流入した圃場の土壌改良に必要な資材に対する経費となっております。当初担当者、私共もトマトとかイチゴという施設栽培のものに限られるのではないかと考えておりましたけれども、その後いろいろ話を聞く中で、園芸作物というこ

とで例えばキャベツでありますとか大根でありますとかそういうものも該当するということが判明いたしました。ちなみに本町では農協が収縮化する園芸作物の生産者に対しましては農協の回覧で周知を行いました。またその他につきましては全町向けの回覧で周知する時間的余裕がございませんでしたので、農家台帳をもとに町が直接農家に通知して申請をしていただきました。そのうち40戸が該当農家でございますが16戸から申請があり、その内容は被災面積23.5ヘクタールのうち13ヘクタールが対象となり、本年中に実施する農薬散布や土壌改良剤の施与に対するもので、これは本町におきましては事業主体は高森町で行います。事業費といたしましては274万円に対して150万円が補助される見込みでございます。対象作物は米、麦、大豆を除く作物ですが、本町で申請があった作物はキャベツ、大根、茄子、ミニトマト、柿、スーパチとなっております。なお申請には市町村の罹災証明が必要でございますので23.5ヘクタール、46カ所全補助の現地確認を職員が9月6日と7日に行っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興梶壽一君。

○3番（興梶壽一君） 先ほど言いましたように今までは畑作地帯には補助等はほとんどなかったわけで、活性金等におきます活性金の利子補給というのが主だったかと思えます。今回現実に現物等に対して目に見えるような助成があるということは、農家にとりまして画期的なことだと思えます。この場をお借りして感謝を申し上げたいと思えます。

以上をもちまして第1件についての質問を終わりたいと思えます。

次に公共施設等の有効利用についてということで出しておりますが、特に学校関係の施設についてお伺いをしたいと思います。

昨今、少子過疎化によりまして児童数の減少に伴い、地域の拠りどころであった学校がやむなく町部と山東部に小・中学を各1校ずつ統廃合されておりますけれども、閉校当時残された校舎は地域住民におおいに活用されておりましたが、各地域に生涯学習センター等が整備されまして、その残された校舎等の利用価値はなくなり、現在遊休施設というような形で現在にいたっていると思えます。現在の閉校された校舎並びに体育館、教員住宅、倉庫等は各地域にどれくらい残っているのか。また利用状況、管理状況を、また管理委託がしてある場合、委託料は年間どのくらいお支払いをされているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長、後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） ただいまのご質問にお答えします。

まずは閉校された校舎、体育館、教職員住宅、倉庫等についてですが、今おっしゃいました、色見地区に色見生涯学習センターとして現在旧色見小体育館がございまして、それから上色見に上色見生涯学習センターとして上色見小でありました体育館が残っております。それから草部南部地区ですが、草部南部生涯学習センターとして旧草部南部小学校。それから草部生涯学習センターとして旧草部中学校、それに体育館です。それから草部北部地区で高森自然学校ということで旧草部北部小校舎、体育館が残っております。それから野尻南部地区ということで現在尾下体育館になっておりますが、旧尾下小学校の体育館。それから河原生涯学習センターということで旧河原小学校と体育館が残っております。旧学校校舎とすれば4校、体育館が6戸、教職員住宅が11棟16戸、倉庫につきましては学校校舎と一緒に一体でうちは管理しておりますけれども5戸残っております。それから現在普通財産に移しておりますけれども、旧尾下小学校がございまして、それから利用状況ですが、旧校舎についてはほとんど利用されておられません。先ほどお話がありました総合センター等が新しく出来たため利用していません。それから体育館につきましては地域により利用度の違いはありますが、大まかなほとんどの地区でスポーツ、バドミントン等いろいろされていますので、利用されているところでは150日前後の利用はございます。

それから教職員住宅ですが、11棟16戸ですが現在は東小中学校敷地内にありますへき地教職員住宅。そこに1名の教職員が利用しているだけでございます。それから河原の古い教職員住宅1棟につきましては河原地区消防団の詰め所として利用されている、現在は2棟が利用されている状況です。それから管理状況、委託料についてですが、管理状況につきましては旧学校施設であります生涯学習センター等につきましては、それぞれの地域で管理組織をしていただいております。そちらの方で管理していただき、特に地域の施設だという意識を非常に持たれておりますので施設の清掃とか運用、管理についてはかなり熱心にしていただいております。おかげでいつでも利用できる状況でございます。それから通常管理ができない部分については教育委員会の方で当然予算を取って維持管理を行っております。それから管理委託料ですが、草部北部、色見、上色見、尾下地区につきましては年間15万円でございます。それから草部南部地区につきましては先ほど言いまし

た施設がちょっと多いです。なので年間22万5,000円を支払っております。それから教職員住宅の管理状況ですけども、現在高森東小中学校の敷地内にある教職員住宅については一定の管理を行っていますが、それ以外のところにあります教職員住宅についてはもう老朽化している部分もありますし利用もありませんので修繕も難しい。ということで年に1回程度状況を見回る程度で具体的な管理は実際行っておりません。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ありがとうございます。

地域のシンボルとも言える学校の閉校が地域の衰退を招いているのも一因でもございます。その衰退を招かぬように地域住民の手作りによる運動会など各種イベントをされて残された校舎で開催をされております。その成功例といたしまして旧上色見小学校の木造校舎を残そうと地域おこしを目的にフォークスクールを設立され現在もさまざまなイベントを計画されまして残された校舎の活用法として成功されている一例かと思えます。しかし大半の校舎は閉校当時のまま老朽化の一途をたどっているかと思えます。そこでそのまま自然崩壊を待つのか、今後活用方法を見出されるのか教育委員会としての今後の方針をお伺いしたいと思います。また観光立町、町長の言われる地域おこし等の一環として施設の活用はないのか政策推進課にお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長、後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 自席から答弁させていただきます。

今のご質問ですけれども施設によっていろいろあると思います。と言いますのも教育委員会の基本的な考えかたとして、老朽化して今後使用が非常に危険であるという施設につきましては、維持、修繕とも非常に困難でありますので更に利用がないものについては、地元と当然協議をしながらにはなりますけれども財政的可能な範囲で取り壊したいと考えております。それから現在、活用法についてですけれども教育委員会としては現在河原では3B体操等、月に定期的に行っております。そういう例もありまして各施設は生涯学習センターの施設として位置付けまして学習機会の提供を行う社会教育的な活動を今後盛り込んでいきたいと思っております。ただしこれにつきましては当然地域のかたがたが何がやりたいということが非常に大事でございます。そういった地域のかたと連携して地域のニーズに合った新しいスポー

ツを取り入れるとか生涯学習の機会を提供することによって今後の施設については有効活用を図りたく思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 政策推進課長、甲斐敏文君。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 3番、興柁議員のご質問にお答えいたします。

稼げる観光立町の一環としてそのような施設の利用がないかという質問だと思います。ご存知のとおり観光立町の基本構想を現在調査研究委員会において検討しておりますが、現在のところこの地域資源、つまり観光資源とか景観とか神社仏閣については掘り起こしの調査を行っております。しかし社会資源、興柁議員が言われるような学校跡地の調査までいたっていないのが現状です。ですから先ほど芹口議員の方からも出ておりました第1回目の楽しく観光立町講演会というのを開いております。そこで高森ツーリズムビジネス研究会、これを現在募集しております。13日までで締め切っておりますが現在16名のツーリズムビジネス研究会の参加申し込みがっております。これの第1回の会合を9月23日に計画しております。日曜日ですけど公私の都合でその日しかできませんでしたので23日に計画しておりますが、そのツーリズムビジネス研究会の中で先ほどから出ております公共施設の跡地の観光的な利用について検討をしていきたいというふうに考えております。ですから今のところ実働には移っておりません。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ありがとうございます。

旧上色見小学校のように地域おこしによる校舎の活用等について町長も言われますように、地域から発信されるのが本当だと思います。今後残された校舎を地域の核として、また地域住民主導型の活用を利用する場合、建物の維持管理が地域ではネックになろうかと思えます。この維持管理が目の前にはございませなかなか々一歩前に踏み出せないのが現状だと思いますけども、地域住民主導による活用、それから維持管理について町としてどのような今後、後方支援ができるかをお伺いしたいと思えます。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長、後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） ご質問は町ということですが教育委員会の施設に特化しておりますのでこちらの方でお答えさせていただきたいと思えます。

今おっしゃいましたように現在施設についても要望の中で全てとは言いませんけれども改修を行っております。高齢化が進み施設の利用が非常に不便だという意見が最近多くございます。それに基づきまして地域の方と協議しましてできるだけ有効な活用が図れるようにということで施設についてはスロープを作ったり、トイレが元々学校ですので小学生対象でものすごく小さくて狭いということで高齢者でも利用できるようにトイレの改修を行ったりしております。今、お話にありました地域住民主導型で活用するというのが施設としては1番有効活用できるのではないかと私も思っております。さも地域がこういうことで使いたいといういろんな意見が今後出てくると思いますが、これまで同様に地域の皆さまと協議しながらどういうことに使いたいかという地域のしっかりとした意見を踏まえながら私たちとしても当然財政的に許す範囲内に限定はされますけれども改修等を行っていきたくております。

○議長（田上更生君） 町長、草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

この学校等に関して言えばこれは教育委員会ですので、その他公共の施設がすなわち町民の財産があるわけでございます。その前にそれぞれの地域で学校も含めましていろんなその公共のものに関しまして現在完了しておるわけでございますのでお礼を申し上げたいというふうに思っております。

先ほど議員がおっしゃったように基本的には地域住民主導型、この言葉は非常に私も賛同いたします。是非おっしゃったような利用計画等々でも挙がってくるなり挙げていただけるなりすれば、私が1番尊重したいのは自主性という部分でございますので町といたしましても学校施設等も含めまして、その他のことでも協力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興柁壽一君。

○3番（興柁壽一君） ありがとうございます。

特定な場所をこの場で申し上げていいのかわかりませんが、私の地元にも残された学校が1つございます。自然学校ですけれども、この自然学校の体育館は現在避難場所として指定をされております。この施設が第3者に譲渡されるようなことになれば北部地区の避難場所はなくなるわけですけれども、その点を勘案しながら先ほど町長が言われましたように地域住民一同になって今後の活用を検討してい

たい、そういうようなつもりでおりますのでその節はよろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後に平成23年度の決算審査意見書の財産管理におきまして利用状況、管理状況によりまして廃止、及び解体を計画されるようにと指摘されております。先ほどの委託料、または老朽化等を勘案した場合、現在解体の必要な建物はどのくらいあるのか、また今後解体の計画はあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長、後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 先ほどから教育委員会として私の方から答えさせていただきます。

解体につきましては具体的な計画は現在のところ作成はしておりません。教育委員会でまず解体が必要だなと考えている施設につきましては、教職員住宅7棟でございます。これは高森小中学校敷地内以外の教職員住宅はほとんど老朽化しております。解体はしたいというふうに考えております。ただし現在解体するとどれくらい掛かるんだということで、複数の施設をちょっと見積もりをしておりますが、今言いました自然学校の方をかなり壊れていますので早く解体したいと考えておりますが、3つで約100平米で250万円程度掛かります。ただ解体して元の整地に戻すだけでかなりのお金が掛かるということです。そういうこともありますしついでにうちの管轄ではありませんけども、旧草部基幹集落センター、それから野尻総合センター、林業センター、それから旧尾下小学校、旧野尻保育園、旧河原保育園等についても財産管理担当としては解体を考えていきたいというふうに言っております。いずれにしても改修同様に解体につきましても地域を全く無視していきなりいっきにやることはありません。今後担当部署と教育委員会と協議しながら解体計画については作成をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興柵壽一君。

○3番（興柵壽一君） 本日は2点の質問をさせていただきました。ありがとうございました。

本年度は農家所得が当初の期待では野菜高値で推移するのではないかというような期待をされておりましたけれども、ほとんどの野菜が現在安値で推移しております。米におきましても先ほどの熊日新聞でおきましても日照不足等によりましてやや不良というような発表がされておまして農家の農業所得の増大は見込めない

ような状況でございます。先ほど補助金、助成金等についてもお願いいたしましたけれども、少しでも農家の負担が軽減されるような町のご支援をお願いを申し上げ私の質問といたします。

今日はどうもありがとうございました。

○議長（田上更生君） 3番、興柁壽一君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、一般質問は終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日は散会します。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後3時25分

9月20日（木）

（第3日）

平成24年第3回高森町議会定例会（第3号）

平成24年9月20日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 意見案第1号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第3 特別委員長報告について

日程第4 議員派遣の件

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番	宇藤康博君	2 番	後藤三治君
3 番	興梠壽一君	4 番	芹口誓彰君
5 番	立山広滋君	6 番	森田勝君
7 番	田上更生君	8 番	甲斐正一君
9 番	三森義高君	10 番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

町 長	草村大成君	教 育 長	佐藤増夫君
総務課長	村上源喜君	政策推進課長	甲斐敏文君
健康推進課長	岩下公治君	住民福祉課長	古澤建生君
税務課長	色見継治君	農林政策課長	佐藤武文君
建設課長	廣木富八君	会計課長	橋本和則君
教育委員会事務局長	後藤正三君	政策推進課審議員	服部信一郎君
建設課審議員	岩田秋広君	総務課長補佐	東幸祐君

健康推進課長補佐	阿 部 恭 二 君	住民福祉課長補佐	佐 藤 幸 一 君
税務課長補佐	工 藤 英 二 君	農林政策課長補佐	後 藤 健 一 君
教育委員会事務局次長	沼 田 勝 之 君	代表監査委員	有 働 和 幸 君
監査事務局長	安 方 含 君	総務課財政係長	岩 下 徹 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	古 庄 良 一 君	議会事務局庶務係長	松 本 満 夫 君
--------	-----------	-----------	-----------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 意見案第1号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

○議長（田上更生君） 日程第1、意見案第1号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。提出者4番、芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番、芹口です。提出者を代表いたしまして、地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書（案）について趣旨説明を行います。

本町議会におきましても全国森林環境税創設促進議員連盟に加入して森林の公益的機能の持続的な発揮。森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための新たな税財源として全国森林環境税を創設することを目指し、平成6年から活動を続けてきたところです。こうしたなか平成24年度税制改革大綱において地方財源を確保充実する仕組みについて平成25年度実施に向けた成案を得るべく、さらに検討を進めると明記されました。当連盟ではこのたびの地方財源を確保・充実する仕組みの構築は本連盟の活動の報告に沿ったものであり、平成25年度税制改革に向けて地方が一丸となって強力な運動を展開していく必要があるとしております。つきましてはこの意見書の趣旨をご理解いただき、採択していただくようお願いを申し上げます。趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本意見案については、原案のとおり採択したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、意見案第1号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書については原案のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） 日程第2に入ります前に、総務課長、村上源喜君より発言の許可願いが出ておりますので、許可いたします。

総務課長、村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） おはようございます。

昨日の一般質問で1番後藤議員の質問に対して私答弁いたしましたけれども、その中で住宅地への文書の配布につきまして、文書を配布すると、または文書を郵送するというふうに答弁すべきところを文書を投げ込むという答弁をいたしました。この場をお借りして訂正し、お詫びを申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

-----○-----

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第2、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

認定第1号 平成23年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（田上更生君） 認定第1号、平成23年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） おはようございます。5番、立山です。

総務常任委員会に付託されました、認定第1号、平成23年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、会計課より橋本課長及び係長、監査事務局より安方局長、議会事務局より古庄局長及び庶務係長、午前10時20分から税務課より色見課長、工藤課長補佐、及び各係長、午前11時10分から総務課より村上課長、東課長補佐及び各係長、また午後2時から政策推進課より甲斐課長、服部審議員及び企画係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定しました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長、後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） おはようございます。2番、後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました認定第1号、平成23年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月12日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より古澤課長、佐藤課長補佐、及び各係長、午前11時15分から健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐及び各係長、午後1時30分から教育委員会より佐藤教育長、後藤局長、沼田次長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長、興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） おはようございます。3番、興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました認定第1号、平成23年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月14日午前11時から、第3、4委員会室におきまして、農林政策課より佐藤課長、後藤課長補佐及び係長、午後1時から建設課より廣木課長、岩田審議員及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定しました。

報告を終わります。

○議長（田上更生君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本件については、各委員長の報告のとおり認定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって認定第1号、平成23年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

議案第49号 高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第49号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正については文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番、後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第49号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正につきましては、9月12日午前10時から第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より古澤課長、佐藤課長補佐、及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第49号、高森町保育所入所児童の費用徴収条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第50号 高森町外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備について

- 議長（田上更生君） 議案第50号、高森町外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備については文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、後藤三治君。

- 文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番、後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第50号、高森町外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備につきましては、9月12日午前10時から第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より古澤課長、佐藤課長補佐、及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号、高森町外国

人登録法の廃止に伴う関係条例の整備については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第51号 高森町情報公開条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第51号、高森町情報公開条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番、立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第51号、高森町情報公開条例の一部改正につきましては、9月13日午前11時10分から第3、4委員会室におきまして、総務課より村上課長、東課長補佐、及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号、高森町情報公開条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第54号 平成24年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第54号、平成24年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番、立山です。

総務常任委員会に付託されました、議案第54号、平成24年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月13日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、議会事務局より古庄局長及び庶務係長、午前10時20分から税務課より色見課長、工藤課長補佐、及び各係長、午前11時10分から総務課より村上課長、東課長補佐及び各係長、また午後2時から政策推進課より甲斐課長、服部審議員、及び企画係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長、後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番、後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第54号、平成24年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月12日午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より古澤課長、佐藤課長補佐、及び各係長、午前11時15分から健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐及び各係長、午後1時30分から教育委員会より佐藤教育長、後藤局長、沼田次長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長、興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番、興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第54号、平成24年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月14日午前9時から、農林政策課より佐藤課長、後藤課長補佐及び係長に出席を求め、林道下山・久保線の新設設計に伴う現地確認を実施、午前11時から第3、4委員会室において、農林政策課より佐藤課長、後藤課長補佐及び係長、午後1時から建設課より廣木課長、岩田審議員及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告を終わります。

○議長（田上更生君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第54号、平成24年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第55号 平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第55号 平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番、後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第55号、平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、9月12日午前11時15分から第3、4委員会室におきまして、健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐、及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号、平成24年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第56号 平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

- 議長（田上更生君） 議案第56号、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、後藤三治君。

- 文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番、後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第56号、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、9月12日午前11時15分から第3、4委員会室におきまして、健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐、及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

- 議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号、平成24年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第57号 平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第57号、平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算については文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番、後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第57号、平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、9月12日午前11時15分から第3、4委員会室におきまして、健康推進課より岩下課長、阿部課長補佐、及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号、平成24年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第58号 平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第58号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、興柁壽一君。

○建設経済常任委員長（興柁壽一君） 3番、興柁です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第58号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、9月14日午後1時から第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、岩田審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

報告を終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第58号、平成24年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第59号 平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第59号、平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、興梠壽一君。

○建設経済常任委員長（興梠壽一君） 3番、興梠です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第59号、平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきましては、9月14日午後1時から第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、岩田審議員及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告を終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議案第59号、平成24年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第3、特別委員長報告についてを議題とします。

議会広報特別委員長、立山広滋君。

○議会広報特別委員長（立山広滋君） 5番、立山です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は9月19日に開催し、9月議会広報「絆」49号発行について内容やスケジュールについて協議をおこないました。内容につきましては平成23年度各会計決算審査、9月定例会初日の質疑、平成24年度の一般会計補正予

算及び一般質問を中心として取り上げ、住民の皆さんにわかりやすくお知らせする予定です。今回は10月末発送を目標としておりますので議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議員派遣の件

○議長（田上更生君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定したいと思います。併せて詳細並びに一部変更があった場合については議長に一任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件はお手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第5、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項については、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

一言ご挨拶を申し上げます。

第3回高森町定例議会、大変職員の皆さんも7月12日の豪雨災害におきまして復旧・復興に向けて努力をされている中でございまして、大変お忙しい部分もあったかというふうに思います。また職員の中にも被災をされた職員もおられまして、住民のために本当に自分のことよりも住民のことというようなことで大変職員の皆さんもご努力いただきましたことに心から議会といたしましても敬意と感謝を申し上げますところでございます。これからが本当の復旧・復興になるというふうに思っております。これからますます大変なときになるだろうというふうに思いますし、住民の人たちが、皆さんが1日も早く安心して安全に暮らせるように町長がいつも申しておりますように、原型復旧でなくて改良復旧、二度とこのような災害が起きないような改良復旧を目指すというような発言を町長いつもされておりますけれども、どうかその意に沿うような形で職員の皆さんもご努力いただきたいし、議会のほうも一緒になって復旧・復興に向けて努力をしたいというふうに思っております。今回の議会の中でも執行部の中にもまた議会の中にも住民と情報を共有しながら、本当に安心して暮らせる高森町を造っていくという言葉が何回も繰り返し繰り返し出てきました。どうかこれからも情報公開というのは大変大事であるということは誰も認識をしているところでございますけれども、これから議会のほうも議会報告会、今、町長、執行部におきましても政策報告会というようなことに実施をされておりますけれども、議会のほうもこの後に計画をいたしておりますのでまた職員の皆さまと議会も一緒に信頼関係をしっかりと構築しながら、これからの住民の皆さんの安心・安全に繋げていきたいというふうに思っておりますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。平成24年の第3回定例会議を本日を持って閉じたいと思っております。

-----○-----

○議長（田上更生君） 会議を閉じます。

平成24年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れでございました。

-----○-----

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成24年第3回定例会

平成24年9月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生

編集人 高森町議会事務局長 古庄良一

作成 株式会社アクセス

電話(096)372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168

電話(0967)62-1111